2024年度（令和 6 年度）

大学院教育学研究科

高度教職実践専攻 学生便覧

北海道教育大学大学院教育学研究科
高度教職実践専攻（教職大学院）

目　　次

１　高度教職実践専攻（教職大学院）の概要 …… 1

２　学位授与・教育課程編成・実施の方針 …… 3

３　履修要領等 …… 4

４　特別な感染症により欠席した場合 …… 7

５　障害学生支援について …… 10

６　コース別修了に必要な履修科目 …… 11

７　取得可能な教育職員免許状の種類と所要資格取得の方法 …… 17

８　担当教員研究概要 …… 24

９　諸　規　則

学則 …… 33
学位規則 …… 42
大学院教育学研究科履修規則 …… 44
科目等履修生規則 …… 47
大学院科目等履修生規則 …… 48
研究生規則 …… 49
特別聴講学生規則 …… 50
休学，復学，退学，除籍，復籍，卒業及び修了並びに単位認定の取扱いに関する要項 …… 51
大学院教育学研究科長期履修学生に関する取扱要項 …… 54
短期履修学生に関する取扱要項 …… 55
遠隔履修プログラムに関する取扱要項 …… 56
大学院教育学研究科教員免許状取得特別プログラムに関する取扱要項 …… 57
ティーチング・アシスタント取扱要項 …… 58
実践論文及び同抄録の執筆要項 …… 59
転コースに関する取扱要領 …… 60
成績評価に対する学生の異議申立てに関する規則 …… 61
学生の通称名等の使用に関する規則 …… 63
北海道教育大学における休校措置等の取扱いについて …… 65

10　校舎配置図及び平面図 …… 67

本便覧によるほか, 学則, 奨学制度・授業料免除などの福利厚生に関する規則及び附属図書館の利用など, 学生生活全般に関しては学部学生便覧を参照してください。

1　高度教職実践専攻（教職大学院）の概要

⑴　目　　的

学校現場における諸課題について，理論的・実践的研究を深め，教師としての使命を自覚し，学校全体を俯瞰して課題解決にあたるための高度な専門的能力及び実践力の形成を図り，子ども理解力，学習指導力，マネジメント力，連携・協働力及び実践的研究力を備えた人材を養成することを目的とします。

⑵　専攻，専修及び入学定員

専　攻	専　修	コ　ー　ス	入学定員
高度教職実践専攻	高度教職実践専修	学校組織マネジメントコース	80人
		教職キャリア形成・研修デザインコース	
		子ども理解・学級経営コース	
		教科指導・授業開発コース	
		特別支援教育コース	
		養護教育コース	

⑶　専攻，専修，コースの概要

本専攻では，学校教育が抱える課題が複雑化・多様化する中で，これからの教員に求められる資質能力を，子どもの成長・発達に関する理論を基盤として，児童生徒を深く理解し教育を実践する「子ども理解力」，教科内容や教科指導に関する理論を基盤として，児童生徒の深い学びをデザインする「学習指導力」，マネジメントに関する理論を基盤として，教育改革を推進する学校経営・運営を実行する「マネジメント力」，同僚，行政，地域等と連携・協力し，学校課題の解決を組織的に推進する「連携・協働力」，学校現場の教育課題を見いだし，関連する教育理論を活用しながら解決方法を構想し実行する「実践的研究力」の５つに定めています。このような基盤となる資質能力の形成に加えて，理論と実践を往還し，学校全体を視野に入れながら具体的な課題を解決することを通して，教職経験に応じた自己の課題について探究し，地域や学校でリーダーとして活躍する人材を育成します。また，「学校組織マネジメントコース」「教職キャリア形成・研修デザインコース」「子ども理解・学級経営コース」「教科指導・授業開発コース」「特別支援教育コース」「養護教育コース」の６コースを設定しています。各コースのねらいと概要は以下の通りです。

コースのねらいと概要

【学校組織マネジメントコース】

ミドルリーダーとしての経験をふまえて，今後学校管理職や地域の指導的立場として活躍する経営的資質能力の形成を主眼とするコースです。学校の組織マネジメントに関する理論や高度な実践力を修得することにより，修了後は学校経営や教育行政において管理職や指導的役割を果たす人材として，学校教育に貢献していくことを目指します。教職経験が原則10年以上の現職教員を対象としています。

【教職キャリア形成・研修デザインコース】

現職教員としての実践経験を基盤として，学校や地域におけるミドルリーダーとしての力量形成に主眼を置くコースです。研修のデザインや人材育成に関する理論や実践力を修得することにより，修了後は，学校や地域の研究推進リーダー及び教育委員会等の指導者として，学校教育に貢献していくことを目指します。教職経験が原則５年以上の現職教員を対象としています。

【子ども理解・学級経営コース】

子ども理解や学級経営に関する力量形成に主眼を置くコースです。多種多様な成育歴，個性等をもった子どもや子ども集団を支援するための理論や実践力を修得することにより，修了後は，子どものキャリアやニーズに合わせた支援を行う専門家として，学校教育に貢献していくことを目指します。現職教員及び学部直進者を対象としています。

【教科指導・授業開発コース】

各教科の専門的指導及び教材開発に関する力量形成に主眼を置くコースです。多様な子どもの学びを展開する教育実践力，自らの実践を省察し，自律的に改善・向上していく力を修得することにより，修了後は，チーム学校の一員として学校教育に貢献していくことを目指します。現職教員及び学部直進者を対象としています。

【特別支援教育コース】

配慮を必要とする多様な子どもに対する専門的な支援に関する資質能力の向上に主眼を置くコースです。修了後は，障害のある子どもの生活や学習上の困難を改善・克服する専門家として，特別支援学校・学級の教育や学校等におけるインクルーシブ教育の推進に貢献することを目指します。現職教員及び学部直進者を対象としています。

【養護教育コース】

子どもの健康を支える保健・健康教育活動等の実践力に関する資質能力の向上に主眼を置くコースです。保健管理や保健教育，健康相談，保健室経営，保健組織活動に関する専門的実践力を修得することにより，修了後は，子どもの心身の健康問題に対応する専門家として，学校教育に貢献していくことを目指します。現職教員及び学部直進者を対象としています。

２　学位授与・教育課程編成・実施の方針

⑴　高度教職実践専攻の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

本専攻では，所定の単位を修得し，以下のような理論と実践に関する高度な専門的能力を身に付けた者に学位を授与する。

１　子どもの成長・発達に関する理論を基盤として，児童及び生徒を深く理解し教育を実践できる力
２　教科内容や教科指導に関する理論を基盤として，児童及び生徒の深い学びをデザインできる力
３　マネジメントに関する理論を基盤として，教育改革を推進する学校経営・運営を実行できる力
４　同僚，行政，地域等と連携・協力し，学校課題の解決を組織的に推進できる力
５　学校現場の教育課題を見いだし，関連する教育理論を活用しながら解決方法を構想し実行できる力

⑵　高度教職実践専攻の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

本学大学院教育学研究科専門職学位課程高度教職実践専攻では，高度専門職業人としての教員を養成するため，教員に求められる子ども理解力，学習指導力，マネジメント力，連携・協働力，実践的研究力を柱とする専門的知識と実践的指導力を身に付けることができるよう，以下の方針に基づき教育課程（カリキュラム）を構成・実施する。

１　教育課程（カリキュラム）は，共通科目，コース科目，北海道教育大学の特色ある領域科目，実習科目によって構成する。
２　共通科目は，全てのコースの基盤となる科目であり，共通５領域（各教職大学院において共通的に開設すべき授業科目の領域）について幅広い視野から学修することができるよう構成する。
３　コース科目は，各コースの特色，学生の興味や課題意識との関連によって履修することができ，また教育実践研究課題について多面的・重層的に探究できるよう専門科目，プロジェクト科目，演習科目を構成する。
４　学校現場等における課題を学生自ら設定し，共通科目，コース科目，北海道教育大学の特色ある領域科目，実習科目における学びと関連させて探究することを通して実践的研究力を身に付けるために，コース科目として実践論文を設ける。
５　北海道教育大学の特色ある領域科目は，北海道が抱えている教育課題に特化して学修することができるよう構成する。
６　実習科目は，学校現場における教育実践と省察を基盤としながら，コース科目に含まれるプロジェクト科目及び演習科目と連動して，教育実践研究課題の設定・探究・課題解決を行うことができるよう構成する。

また，学修成果の評価は，あらかじめ授業科目ごとの到達目標及び評価基準を明示し，その基準に基づいて実施する。

３　履修要領等

⑴　修学形態及び修学場所

本専攻は，札幌校，旭川校，釧路校及び函館校に設置されており，学生は，入学したキャンパスに学籍を置き，修学場所は入学したキャンパスとなります。

⑵　課程の修了要件

本専攻において，修了に必要な所定の単位（46単位）を修得した者は，教職修士（専門職）の学位が授与されます。なお，実習科目の一部を免除された場合は，修了に必要な所定の単位が41単位となります。

⑶　教育，研究指導

修学その他学生生活上の指導・助言を行うため，指導教員及び副指導教員が置かれます。

入学後，各自の研究テーマや専門的に学びたい内容によって指導教員が決まります。また，指導教員と協議の上，副指導教員を選定します。指導教員及び副指導教員の下で，２年間を見通した研究や授業履修の計画を立てます。学校における実習とプロジェクト研究を関連づけながら実践論文をまとめるため，連携協力校を巡回しながら指導・助言にあたるなど，きめ細かに対応します。なお，短期履修学生制度を利用する方には，修学前にプレ指導教員を決定し，１年間で研究を行うための準備教育を行います。

⑷　授業開講期間

高度教職実践専攻（教職大学院）は，１年間を４期に分けたクォーター制をとります。

学則第11条第２項に定めるクォーターの期間は，次の通りです。

第１クォーター	４月９日 ～ ６月７日
第２クォーター	６月６日 ～ ８月３日
第３クォーター	10月１日 ～ 11月27日
第４クォーター	11月28日 ～ ２月３日

⑸　授業時間

授業は，原則として平日の６～７講目と土曜日の１～５講目に開講されます。各授業時間の開始と終了時刻は以下の通りです。なお，教育実践研究プロジェクトや集中講義，実習科目の事前事後指導，一部の専門科目など，それ以外の時間に授業を行う場合があります。

校　時	開始時刻　～　終了時刻
１校時	9：00　～　10：30
２校時	10：40　～　12：10
３校時	13：00　～　14：30
４校時	14：40　～　16：10
５校時	16：20　～　17：50
６校時	18：00　～　19：30
７校時	19：40　～　21：10

⑹ 履修上の一般留意事項

1　北海道教育大学大学院教育学研究科履修規則（ｐ.44),「６ コース別修了に必要な履修科目（ｐ.11～16)」，別冊子の「開設科目一覧」及び教育支援総合システムの「シラバス検索」により確認の上，履修計画を立案してください。なお，教育職員免許状の取得希望者（専修免許状の取得）は,「７ 取得可能な教育職員免許状の種類と所要資格取得の方法（ｐ.17～)」を必ず確認してください。

2　履修計画は，２年間（短期履修学生は１年間，長期履修学生は許可された年数）に渡って立案し，修了要件単位及び教育職員免許状の所要単位を確認するとともに，指導教員の指導を受けてください。

3　授業は，配当年次に従って履修してください。１年間に履修科目として登録できる単位の上限は38単位までです。ただし，教育委員会からの派遣により短期履修学生制度を適用する学生は，配当年次が２年次の授業科目も１年次に履修することができ，また１年間に50単位まで履修することができます。

4　科目名のローマ数字の後に「＊」が付してある科目は，その順序に従わなくても履修できる科目です。

5　集中講義の授業科目は，３の「１年間に履修科目として登録することができる単位数の上限」には含まれません。

6　既に単位を修得した授業科目を再履修し，再びその単位を修得することはできません。

⑺ 履修科目の選定とシラバスについて

「６　コース別修了に必要な履修科目」に基づいて履修計画をたてることになりますが，その際にはシラバスの記載内容をよく読んで有効に活用してください。シラバスには，科目区分，授業科目名，単位数，開講期，曜日・時限，担当教員，対象学年等の当該授業科目の基礎情報のほか，授業概要（授業の目的・ねらい・授業内容の概要)，授業計画，成績評価，テキスト，参考文献，オフィス・アワーの実施，履修要件，授業上の注意等を記載しています。シラバスについては，教育支援総合システムを参照のこと。

⑻ 単位の計算と授業時間外の学修時間

大学院の授業は，以下の基準によって単位数を計算しています。

授業の方法	単位	１単位あたり学修時間	内　容
講義・演習	１単位	45時間 演習の場合，15回をもって１単位とするものがある	授業時間（90分×８回） 授業外学修(予習90分・復習90分×7回)
実　　習	１単位	45時間 本学では，45時間×５単位，計225時間のうち180時間を実習，残りの45時間を授業時間外の学修時間に換算している	授業時間45時間

⑼ 履修登録方法について

授業科目の履修にあたっては.定められた期間内に当該学期に履修しようとする授業科目(第１クォーター及び第２クォーターは４月，第３クォーター及び第４クォーターは10月）に係る履修登録の手続きを行わなければなりません。履修登録を行わない授業科目については，単位は認定されません。

1．履修登録にあたっての注意事項

・同一曜日・時限に複数の授業科目を重複して履修登録することはできません。

・すでに履修し単位認定されている授業科目について，再度履修登録することはできません。

・集中講義は，４月と10月の履修登録とは別に履修登録を行います。

・教育支援総合システムによる履修登録の方法については,「教育支援総合システム使用マニュアル」を参照してください。

２．履修登録の手順

履修登録は，４月と10月の登録期間に，次に示す手順で行ってください。

各学期開始	履修科目登録票（様式）の受領（教育企画課・教育支援グループから） ↓ 履修科目の選定 ← 指導教員からの指導・助言 ↓ 履修科目登録票の作成 ← 指導教員の承認（署名） ↓
授業開始１・２週目	履修科目登録票に基づく履修登録（教育支援総合システムによる入力）
授業開始後２週目末まで（システム入力後）	履修科目登録票の提出（教育企画課・教育支援グループへ）
授業開始後３週目末まで	↓ 変更がない場合 ↓ 履修登録完了 ↓ 変更がある場合 ↓ ↓ 教育企画課・教育支援グループに連絡 ↓ 履修登録変更 （教育支援総合システムによる入力） ↓ 履修登録完了

⑽　成績について

１．授業科目の成績の評価は，Ａ，Ｂ，Ｃ，Ｄ，Ｆにより行い，Ａ，Ｂ，Ｃ及びＤを合格とし，Ｆを不合格とします。評価の方法は，以下の通りです。

成績の評価	評価の内容
A	特に優秀な成績
B	優れた成績
C	標準的な成績
D	合格と認められる最低の成績
F	不合格
F＊	不合格（再試験を認める場合）
I	履修未完了
P	成績評価の延期

２．「北海道教育大学における成績評価に対する学生の異議申立てに関する規則」により，成績評価に対する異議を申し立てることが可能です。詳しくは，ｐ．61をご確認ください。

３．成績は，教育支援総合システムで閲覧することが可能です。

⑾　学部授業科目の履修

本大学院教育学研究科学生は，願い出により学部の科目等履修生として，学部の授業科目を履修することができます（検定料，入学料及び授業料を徴収）。ただし，１年間に修得できる単位数は，12単位を上限とします。

なお，教育実習の単位は上記単位に含まないものとします。

4　特別な感染症により欠席した場合

下表の各種感染症に罹患した場合は，①「感染症による欠席届」の「受診証明」欄に医療機関で記載してもらい，②保健管理センター（分室）で記載欄に確認を受けた上で，③本人記載欄に記載したものを１部コピーし，④原本を教育支援グループ（札幌校は教育企画課修学支援グループ）へ提出し，⑤コピーを欠席した授業の担当教員へ提出してください。

特例として，新型コロナウィルス感染症あるいは季節性インフルエンザに罹患し，受診機関において受診証明欄の記載が難しい場合は，以下のⒶ，Ⓑ，Ⓒのいずれかを保健管理センター（分室）に持参・提示してください。上記２疾患に罹患したことが確定できれば「感染症による欠席届」の発行は可能とします。

Ⓐ受診した医療機関が発行した検査結果報告書（受診日・氏名・受診機関名のすべての記載があるもの）

Ⓑウィルス治療薬が処方されたことが確認できるもの(調剤日・氏名・治療薬名のすべての記載があるもの)

Ⓒ抗原検査キットの陽性判定部分の写真（キットの余白に日付と氏名を記載したもの，または付箋に記載し貼付したもの）

欠席した授業・試験については，授業担当教員にこの「感染症による欠席届」のコピーを提出することにより，次のとおり対応されます。

なお，感染が疑われるため，本学が実施する自宅待機又は登校停止措置の該当者についても，同様に取り扱います。

１．授業を欠席した場合

補講又は課題・レポートなどを課すことにより，欠席扱いにはしません。

ただし，集中講義や不定期講義などの場合は，欠席する時間数の関係で単位認定ができない場合があります。

２．試験を欠席した場合

「北海道教育大学の成績の評価方法及び履修登録単位数の上限並びに修学指導等に関する取扱要項」の第４第２項に基づく追試験の対象となります。

【学校保健安全法に基づく登校停止措置の対象となる疾患】

	感　染　症　名	登 校 停 止 期 間
第一種	第一種感染症類 （新型インフルエンザ，他）	治癒するまで
第二種	新型コロナウイルス感染症	発症した後５日を経過し，かつ，症状が軽快した後１日を経過するまで
	インフルエンザ	発症した後５日を経過し，かつ，症状が軽快した後２日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで，又は，５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後３日を経過するまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	発疹が痂皮化するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺，顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し，かつ，全身状態が良好になるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後２日を経過するまで
	結核	学校医等の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	学校医等の医師において感染の恐れがないと認めるまで

第三種	流行性角結膜炎，急性出血性結膜炎，腸管出血性大腸菌感染症，コレラ，細菌性赤痢，腸チフス，パラチフス，その他の感染症※	学校医等の医師において感染の恐れがないと認めるまで

※「その他の感染症」に該当するかどうかは，保健管理センターに相談してください。

感染症による欠席届

【本人記載欄】

（担当教員名）　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿教員　殿

下記事由により欠席しましたのでお届けします。

学　生　番　号	
氏　　名	
科　　目　　名	
欠　席　日（　曜　日　）	月　　日　（　　）

※　教員氏名，科目名，欠席日（曜日）は，コピーを提出する際に記入。

【医療機関記載欄】

受　診　証　明

患者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生年月日　　年　　月　　日

病　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記疾患のため　　年　　月　　日，　当院を受診しました。

医療機関名・住所

【保健管理センター（分室）記載欄】

本学生が、上記疾患（　　）のため

年　　月　　日　から　　年　　月　　日　まで

療養を要したことを認めます。

（備考：　　）

年　　月　　日

北海道教育大学保健管理センター長　　羽賀　將衛　　印

5　障害学生支援について

本学では，障害者差別解消法に基づき，本学の職員等が適切に対応するために必要な事項を「障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員等対応規則」として定め，合理的配慮を含む障害学生への支援を実施することとしています。

具体の支援内容については，障害の内容や程度に応じ，個別に必要かつ合理的な配慮を検討し，障害学生と十分な協議を経た上で決定しますので，まずは下記の担当まで御相談ください。

障害がある等の理由により，大学での学修に不安がある，サポートしてほしいと感じている場合，まずは以下の窓口に相談してください。

学生支援課学生支援グループ　011-778-0269 ／ g-gakusei@j.hokkyodai.ac.jp

６　コース別修了に必要な履修科目

※必修・選択・計に書かれている数字は単位数。次ページ以降も同様。

学校組織マネジメントコース

区分		科目名	必修	選択	計	備考
共通科目	共通必修科目	今日的学力・能力観とカリキュラム・マネジメント	1		12	※１　専門科目内の選択科目（選択必修科目を除く）については，２単位までであれば，他コースの専門科目から履修しても構わない。 ※２　短期履修学生制度の適用を受ける場合は，レポートで代替する。 ※３　現職経験を有する場合は，教育実践研究実習Ⅰを免除することができる。 ※４　教育実践研究実習Ⅰを免除した場合は，総計41単位となる。
		インクルーシブ教育の理念と教育課程	1			
		ＩＣＴを活用した教育の実践と課題	1			
		アクティブ・ラーニングの理論と実践	1			
		特別支援教育の視点からの学習指導	1			
		子どもの発達と学習	1			
		教育相談の理論と実際	1			
		生徒指導の実際と今日的課題	1			
		学級・学年経営の理論と実践	1			
		学校危機管理の実際と課題	1			
		教師のメンタルヘルスとエンパワメント	1			
		学校における組織的な人材育成と授業改善	1			
	コース必修科目	学校組織マネジメントの理論	1		4	
		管理職に求められるリーダーシップ	1			
		学校運営と教育法規	1			
		教員の働き方と校務の効率化	1			
	大学指定科目	教育実践研究へのアプローチ	1		2	
		北海道の教育課題解決へのアプローチ	1			
北海道教育大学の特色ある領域科目		地域性を生かした総合的な学習		1	2	
		道徳教育の理論と実践		1		
		プログラミング教育の実践と課題		1		
		へき地・小規模校の実際と課題		1		
		教育情報資源と学びの環境・指導		1		
		個別の教育的ニーズのある子どもへの対応Ⅰ＊		1		
		個別の教育的ニーズのある子どもへの対応Ⅱ＊		1		
		臨床的研究入門Ⅰ		1		
		臨床的研究入門Ⅱ		1		
コース科目	専門科目	学校組織マネジメントの実践的展開	1		8※1	
		学校経営戦略の分析と策定	1			
		社会に開かれた学校		1		
		教育行政マネジメントの理論と実際		1		
		学校事務の職務と連携方策		1		
		保護者・地域住民・関係機関等との協働体制づくり		1		
		いじめに関する理論と指導の実際		1		
		学校教育の現代的課題とその対応		1		
		校務の情報化推進の理論と実践		1		
		校種間接続カリキュラム構築の理論と実践		1		
		教育調査のための統計Ⅰ		1		
		教育調査のための統計Ⅱ		1		
	プロジェクト科目	教育実践研究プロジェクトⅠ＊	2		6	
		教育実践研究プロジェクトⅡ＊	2			
		教育実践研究プロジェクトⅢ＊	2※2			
	演習科目	実践論文	2		2	
実習科目		教育実践研究実習Ⅰ	5		10※3	
		教育実践研究実習Ⅱ	5			
総計			46※4			

教職キャリア形成・研修デザインコース

区分		科目名	必修	選択	計	備考
共通科目	共通必修科目	今日的学力・能力観とカリキュラム・マネジメント	1		12	※１　専門科目内の選択科目（選択必修科目を除く）については，２単位までであれば，他コースの専門科目から履修しても構わない。 ※２　短期履修学生制度の適用を受ける場合は，レポートで代替する。 ※３　現職経験を有する場合は，教育実践研究実習Ⅰを免除することができる。 ※４　教育実践研究実習Ⅰを免除した場合は，総計41単位となる。
		インクルーシブ教育の理念と教育課程	1			
		ＩＣＴを活用した教育の実践と課題	1			
		アクティブ・ラーニングの理論と実践	1			
		特別支援教育の視点からの学習指導	1			
		子どもの発達と学習	1			
		教育相談の理論と実際	1			
		生徒指導の実際と今日的課題	1			
		学級・学年経営の理論と実践	1			
		学校危機管理の実際と課題	1			
		教師のメンタルヘルスとエンパワメント	1			
		学校における組織的な人材育成と授業改善	1			
	コース必修科目	教師としてのキャリア・デザイン	1		4	
		学校運営におけるミドルリーダーの役割と課題	1			
		授業研究の理論と実践	1			
		カリキュラム・マネジメントのためのデータの分析と活用	1			
	大学指定科目	教育実践研究へのアプローチ	1		2	
		北海道の教育課題解決へのアプローチ	1			
北海道教育大学の特色ある領域科目		地域性を生かした総合的な学習		1（2単位選択必修）	2	
		道徳教育の理論と実践		1		
		プログラミング教育の実践と課題		1		
		へき地・小規模校の実際と課題		1		
		教育情報資源と学びの環境・指導		1		
		個別の教育的ニーズのある子どもへの対応Ⅰ＊		1		
		個別の教育的ニーズのある子どもへの対応Ⅱ＊		1		
		臨床的研究入門Ⅰ		1		
		臨床的研究入門Ⅱ		1		
コース科目	専門科目	教師の実践研究ネットワークの形成	1		8※1	
		学級・授業づくりを通した教師支援	1			
		学校と教員の文化		1		
		校内研修デザインの理論と実践Ⅰ＊		1		
		校内研修デザインの理論と実践Ⅱ＊		1		
		保護者・地域住民・関係機関等との協働体制づくり		1		
		いじめに関する理論と指導の実際		1		
		学校教育の現代的課題とその対応		1		
		校務の情報化推進の理論と実践		1		
		校種間接続カリキュラム構築の理論と実践		1		
		学校における外国語教育の推進		1		
		教育相談のケース・スタディ		1		
		生徒指導のケース・スタディ		1		
		教育調査のための統計Ⅰ		1		
		教育調査のための統計Ⅱ		1		
	プロジェクト科目	教育実践研究プロジェクトⅠ＊	2		6	
		教育実践研究プロジェクトⅡ＊	2			
		教育実践研究プロジェクトⅢ＊	2※2			
	演習科目	実践論文	2		2	
実習科目		教育実践研究実習Ⅰ	5		10※3	
		教育実践研究実習Ⅱ	5			
総計				46※4		

子ども理解・学級経営コース

区分		科目名	必修	選択	計	備考
共通科目	共通必修科目	今日的学力・能力観とカリキュラム・マネジメント	1		12	※１　専門科目内の選択科目（選択必修科目を除く）については，２単位までであれば，他コースの専門科目から履修しても構わない。 ※２　短期履修学生制度の適用を受ける場合は，レポートで代替する。 ※３　現職経験を有する場合は，教育実践研究実習Ⅰを免除することができる。 ※４　教育実践研究実習Ⅰを免除した場合は，総計41単位となる。
		インクルーシブ教育の理念と教育課程	1			
		ＩＣＴを活用した教育の実践と課題	1			
		アクティブ・ラーニングの理論と実践	1			
		特別支援教育の視点からの学習指導	1			
		子どもの発達と学習	1			
		教育相談の理論と実際	1			
		生徒指導の実際と今日的課題	1			
		学級・学年経営の理論と実践	1			
		学校危機管理の実際と課題	1			
		教師のメンタルヘルスとエンパワメント	1			
		学校における組織的な人材育成と授業改善	1			
	コース必修科目	子どもと教師の関係づくり	1		4	
		子どもの問題行動の実際と実践的対応	1			
		学級経営の実際と課題Ⅰ＊	1			
		学級経営の実際と課題Ⅱ＊	1			
	大学指定科目	教育実践研究へのアプローチ	1		2	
		北海道の教育課題解決へのアプローチ	1			
北海道教育大学の特色ある領域科目		地域性を生かした総合的な学習		1	2	
		道徳教育の理論と実践		1		
		プログラミング教育の実践と課題		1		
		へき地・小規模校の実際と課題		1		
		教育情報資源と学びの環境・指導		1		
		個別の教育的ニーズのある子どもへの対応Ⅰ＊		1		
		個別の教育的ニーズのある子どもへの対応Ⅱ＊		1		
		臨床的研究入門Ⅰ		1		
		臨床的研究入門Ⅱ		1		
コース科目	専門科目	子どもと社会		1（２単位選択必修）	8※1	
		キャリア教育の実際と課題		1		
		授業における子どもの行動と心理		1		
		子ども理解のためのアセスメント		1		
		学級経営と授業づくり		1		
		教育課程編成と学級経営		1		
		道徳を基盤とした学級経営		1		
		現代的課題に対応した学びのコミュニティづくり		1		
		保護者・地域住民・関係機関等との協働体制づくり		1		
		いじめに関する理論と指導の実際		1		
		学校教育の現代的課題とその対応		1		
		幼保小の連携と生活科教育		1		
		学校における外国語教育の推進		1		
		教育相談のケース・スタディ		1		
		生徒指導のケース・スタディ		1		
		教育調査のための統計Ⅰ		1		
		教育調査のための統計Ⅱ		1		
	プロジェクト科目	教育実践研究プロジェクトⅠ＊	2		6	
		教育実践研究プロジェクトⅡ＊	2			
		教育実践研究プロジェクトⅢ＊	2※2			
	演習科目	実践論文	2		2	
実習科目		教育実践研究実習Ⅰ	5		10※3	
		教育実践研究実習Ⅱ	5			
総計			46※4			

教科指導・授業開発コース

区分		科目名	必修	選択	計
共通科目	共通必修科目	今日的学力・能力観とカリキュラム・マネジメント	1		12
		インクルーシブ教育の理念と教育課程	1		
		ＩＣＴを活用した教育の実践と課題	1		
		アクティブ・ラーニングの理論と実践	1		
		特別支援教育の視点からの学習指導	1		
		子どもの発達と学習	1		
		教育相談の理論と実際	1		
		生徒指導の実際と今日的課題	1		
		学級・学年経営の理論と実践	1		
		学校危機管理の実際と課題	1		
		教師のメンタルヘルスとエンパワメント	1		
		学校における組織的な人材育成と授業改善	1		
	コース必修科目	授業デザインの基礎	1		4
		教科等横断的な視点に立った授業開発	1		
		学習評価の理論と実際	1		
		総合的な学習の時間の実践と課題	1		
	大学指定科目	教育実践研究へのアプローチ	1		2
		北海道の教育課題解決へのアプローチ	1		
北海道教育大学の特色ある領域科目		地域性を生かした総合的な学習		1	2
		道徳教育の理論と実践		1	
		プログラミング教育の実践と課題		1	
		へき地・小規模校の実際と課題		1	
		教育情報資源と学びの環境・指導		1	
		個別の教育的ニーズのある子どもへの対応Ⅰ＊		1	
		個別の教育的ニーズのある子どもへの対応Ⅱ＊		1	
		臨床的研究入門Ⅰ		1	
		臨床的研究入門Ⅱ		1	
コース科目	専門科目	教科教育研究の理論Ⅰ＊		1	8※2
		教科教育研究の理論Ⅱ＊		1	
		教科教育研究の実践と展開Ⅰ＊		1	
		教科教育研究の実践と展開Ⅱ＊		1	
		教科内容の体系Ⅰ＊		1	
		教科内容の体系Ⅱ＊ ※1		1	
		教科内容研究Ⅰ＊		1	
		教科内容研究Ⅱ＊		1	
		教科内容研究Ⅲ＊		1	
		教科内容・教材開発Ⅰ＊		1	
		教材内容・教材開発Ⅱ＊		1	
		教科内容・教材開発Ⅲ＊		1	
		保護者・地域住民・関係機関等との協働体制づくり		1	
		いじめに関する理論と指導の実際		1	
		学校教育の現代的課題とその対応		1	
		幼保小の連携と生活科教育		1	
		学校における外国語教育の推進		1	
		教育調査のための統計Ⅰ		1	
		教育調査のための統計Ⅱ		1	
	プロジェクト科目	教育実践研究プロジェクトⅠ＊	2		6
		教育実践研究プロジェクトⅡ＊	2		
		教育実践研究プロジェクトⅢ＊	2※3		
	演習科目	実践論文	2		2
実習科目		教育実践研究実習Ⅰ＊	5		10※4
		教育実践研究実習Ⅱ＊	5		
総計			46※5		

※1 これらの科目については，科目名に付されている（教科）又は（分野）が異なる場合には，別科目として単位認定される。

※2 専門科目内の選択科目（選択必修科目を除く）については，２単位までであれば，他コースの専門科目から履修しても構わない。

※3 短期履修学生制度の適用を受ける場合は，レポートで代替する。

※4 現職経験を有する場合は，教育実践研究実習Ⅰを免除することができる。

※5 教育実践研究実習Ⅰを免除した場合は，総計41単位となる。

特別支援教育コース

区分		科目名	必修	選択	計	備考
共通科目	共通必修科目	今日的学力・能力観とカリキュラム・マネジメント	1		12	※１　専門科目内の選択科目（選択必修科目を除く）については，２単位までであれば，他コースの専門科目から履修しても構わない。 ※２　短期履修学生制度の適用を受ける場合は，レポートで代替する。 ※３　現職経験を有する場合は，教育実践研究実習Ⅰを免除することができる。 ※４　教育実践研究実習Ⅰまたは教育実践研究実習Ⅰ（特別支援教育）を免除した場合は，総計41単位となる。
		インクルーシブ教育の理念と教育課程	1			
		ＩＣＴを活用した教育の実践と課題	1			
		アクティブ・ラーニングの理論と実践	1			
		特別支援教育の視点からの学習指導	1			
		子どもの発達と学習	1			
		教育相談の理論と実際	1			
		生徒指導の実際と今日的課題	1			
		学級・学年経営の理論と実践	1			
		学校危機管理の実際と課題	1			
		教師のメンタルヘルスとエンパワメント	1			
		学校における組織的な人材育成と授業改善	1			
	コース必修科目	特別支援教育の教育課程と授業の在り方	1		4	
		特別支援教育における教育相談と保護者支援	1			
		特別支援教育コーディネーターの役割と課題Ⅰ＊	1			
		特別支援教育コーディネーターの役割と課題Ⅱ＊	1			
	大学指定科目	教育実践研究へのアプローチ	1		2	
		北海道の教育課題解決へのアプローチ	1			
北海道教育大学の特色ある領域科目		地域性を生かした総合的な学習		1	2	
		道徳教育の理論と実践		1		
		プログラミング教育の実践と課題		1		
		へき地・小規模校の実際と課題		1		
		教育情報資源と学びの環境・指導		1		
		個別の教育的ニーズのある子どもへの対応Ⅰ＊		1		
		個別の教育的ニーズのある子どもへの対応Ⅱ＊		1		
		臨床的研究入門Ⅰ		1		
		臨床的研究入門Ⅱ		1		
コース科目	専門科目	障害のある子どもの理解と支援Ⅰ＊	1		8※1	
		障害のある子どもの理解と支援Ⅱ＊	1			
		障害のある子どもの理解と支援Ⅲ＊		1		
		障害のある子どもの理解と支援Ⅳ		1		
		障害のある子どもの理解と支援Ⅴ		1		
		特別支援教育のシステムと実際		1		
		現代社会と障害児・者		1		
		発達障害の心理・行動特性に基づく指導と支援		1		
		特別支援教育の現代的課題と教育実践		1		
		特別支援教育の実践と理論		1		
		特別な支援を必要とする児童生徒のアセスメントⅠ＊		1		
		特別な支援を必要とする児童生徒のアセスメントⅡ＊		1		
		インクルーシブ教育実地研究Ⅰ＊		2		
		インクルーシブ教育実地研究Ⅱ＊		2		
	プロジェクト科目	教育実践研究プロジェクトⅠ(特別支援教育)＊	2		6	
		教育実践研究プロジェクトⅡ(特別支援教育)＊	2			
		教育実践研究プロジェクトⅢ(特別支援教育)＊	2※2			
	演習科目	実践論文	2		2	
実習科目		教育実践研究実習Ⅰ		5	10※3	
		教育実践研究実習Ⅱ		5		
		教育実践研究実習Ⅰ(特別支援教育)		5		
		教育実践研究実習Ⅱ(特別支援教育)		5		
総計			46※4			

養護教育コース

区分		科目名	必修	選択	計	備考
共通科目	共通必修科目	今日的学力・能力観とカリキュラム・マネジメント	1		12	※１　専門科目内の選択科目（選択必修科目を除く）については，２単位までであれば，他コースの専門科目から履修しても構わない。 ※２　短期履修学生制度の適用を受ける場合は，レポートで代替する。 ※３　現職経験を有する場合は，教育実践研究実習Ⅰを免除することができる。 ※４　教育実践研究実習Ⅰを免除した場合は，総計41単位となる。
		インクルーシブ教育の理念と教育課程	1			
		ＩＣＴを活用した教育の実践と課題	1			
		アクティブ・ラーニングの理論と実践	1			
		特別支援教育の視点からの学習指導	1			
		子どもの発達と学習	1			
		教育相談の理論と実際	1			
		生徒指導の実際と今日的課題	1			
		学級・学年経営の理論と実践	1			
		学校危機管理の実際と課題	1			
		教師のメンタルヘルスとエンパワメント	1			
		学校における組織的な人材育成と授業改善	1			
	コース必修科目	保健組織活動におけるマネジメント	1		4	
		養護活動と保健教育	1			
		養護実践の理論と方法	1			
		子どもの心身の健康における協働的援助	1			
	大学指定科目	教育実践研究へのアプローチ	1		2	
		北海道の教育課題解決へのアプローチ	1			
北海道教育大学の特色ある領域科目		地域性を生かした総合的な学習		1	2	
		道徳教育の理論と実践		1		
		プログラミング教育の実践と課題		1		
		へき地・小規模校の実際と課題		1		
		教育情報資源と学びの環境・指導		1		
		個別の教育的ニーズのある子どもへの対応Ⅰ＊		1		
		個別の教育的ニーズのある子どもへの対応Ⅱ＊		1		
		臨床的研究入門Ⅰ		1		
		臨床的研究入門Ⅱ		1		
コース科目	専門科目	子ども・地域のアセスメントの理論と保健教育	1		8※1	
		学校医療安全と子どもの安全への実践的対応	1			
		学校における保健教育の意義と課題		1		
		カリキュラム・マネジメントを踏まえた保健教育の実際		1		
		保健組織活動とエンパワメント		1		
		学校における医学的課題と探索的研究		1		
		養護教諭の実践と研究的視点		1		
		学校医療安全とリスク・クライシスマネジメント		1		
		養護教諭の教育活動とキャリア形成		1		
		保健室経営の位置づけ及び理論と実践		1		
		生徒指導と学校カウンセリングの実践と課題		1		
		教育調査のための統計Ⅰ		1		
		教育調査のための統計Ⅱ		1		
	プロジェクト科目	教育実践研究プロジェクトⅠ＊	2		6	
		教育実践研究プロジェクトⅡ＊	2			
		教育実践研究プロジェクトⅢ＊	2※2			
	演習科目	実践論文	2		2	
実習科目		教育実践研究実習Ⅰ＊		5	10※3	
		教育実践研究実習Ⅱ＊		5		
総計			46※4			

（選択：2単位選択必修）

7　取得可能な教育職員免許状の種類と所要資格取得の方法

⑴　取得可能な教育職員免許状の種類と必要単位数

本専攻においては，教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得したときは，次に示す教育職員免許状の所与資格を得ることができます。

専 攻 等		教育職員免許状の種類	免許教科
高度教職実践専攻	高度教職実践専修	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，職業，外国語（英語）
		高等学校教諭専修免許状	国語，地理歴史，公民,数学，理科,音楽，美術，工芸，書道，保健体育，保健，家庭，情報，農業，工業，外国語（英語）
		養護教諭専修免許状	
		特別支援学校教諭専修免許状（知・肢・病）	

専修免許状の取得に必要な基礎資格及び最低修得単位数は次の通りです。

また，取得しようとする専修免許状の種類（校種・免許教科）に対応する本研究科の開設科目は，⑵に示す通りです。授業科目と対応する免許状の種類に注意の上，専修免許状に必要な単位を取得してください。

教育職員免許状の種類	基礎資格	科目区分	最低修得単位数
幼稚園教諭専修免許状	修士の学位及び幼稚園教諭１種免許状を有すること	大学が独自に設定する科目	24
小学校教諭専修免許状	修士の学位及び小学校教諭１種免許状を有すること	大学が独自に設定する科目	24
中学校教諭専修免許状	修士の学位及び中学校教諭１種免許状を有すること	大学が独自に設定する科目	24
高等学校教諭専修免許状	修士の学位及び高等学校教諭１種免許状を有すること	大学が独自に設定する科目	24
特別支援学校教諭専修免許状	修士の学位及び特別支援学校教諭１種免許状を有すること	大学が独自に設定する科目	24
養護教諭専修免許状	修士の学位及び養護教諭１種免許状を有すること	大学が独自に設定する科目	24

※大学院の課程に１年以上在学し、30単位以上修得した場合は、在学中でも専修免許状の申請ができます。

(2) 各授業科目の専修免許状対応学校種及び科目ナンバリング

区分	科目名	専修免許状対応学校種						科目ナンバリング
		幼	小	中	高	養	特	
共通必修科目	今日的学力・能力観とカリキュラム・マネジメント	○	○	○	○	○		GZN-CMS-5-001J
	インクルーシブ教育の理念と教育課程						○	GZN-CMS-5-002J
	ＩＣＴを活用した教育の実践と課題	○	○	○	○	○		GZN-CMS-5-003J
	アクティブ・ラーニングの理論と実践	○	○	○	○	○		GZN-CMS-5-004J
	特別支援教育の視点からの学習指導						○	GZN-CMS-5-005J
	子どもの発達と学習	○	○	○	○	○		GZN-CMS-5-006J
	教育相談の理論と実際	○	○	○	○	○		GZN-CMS-5-007J
	生徒指導の実際と今日的課題		○	○	○	○		GZN-CMS-5-008J
	学級・学年経営の理論と実践	○	○	○	○	○		GZN-CMS-5-009J
	学校危機管理の実際と課題	○	○	○	○	○		GZN-CMS-5-010J
	教師のメンタルヘルスとエンパワメント	○	○	○	○	○		GZN-CMS-5-011J
	学校における組織的な人材育成と授業改善	○	○	○	○	○		GZN-CMS-5-012J
コース必修科目	学校組織マネジメントの理論	○	○	○	○	○		GZN-CCS-5-001J
	管理職に求められるリーダーシップ	○	○	○	○	○		GZN-CCS-5-002J
	学校運営と教育法規	○	○	○	○	○		GZN-CCS-5-003J
	教員の働き方と校務の効率化	○	○	○	○	○		GZN-CCS-5-004J
	教師としてのキャリア・デザイン	○	○	○	○	○		GZN-CCS-5-005J
	学校運営におけるミドルリーダーの役割と課題	○	○	○	○	○		GZN-CCS-5-006J
	授業研究の理論と実践	○	○	○	○	○		GZN-CCS-5-007J
	カリキュラム・マネジメントのためのデータの分析と活用	○	○	○	○	○		GZN-CCS-5-008J
	子どもと教師の関係づくり		○	○	○	○		GZN-CCS-5-009J
	子どもの問題行動の実際と実践的対応	○	○	○	○	○		GZN-CCS-5-010J
	学級経営の実際と課題Ⅰ＊	○	○	○	○	○		GZN-CCS-5-011J
	学級経営の実際と課題Ⅱ＊	○	○	○	○	○		GZN-CCS-5-012J
	授業デザインの基礎		○	○	○	○		GZN-CCS-5-013J
	教科等横断的な視点に立った授業開発		○	○	○			GZN-CCS-5-014J
	学習評価の理論と実際	○	○	○	○	○		GZN-CCS-5-015J
	総合的な学習の時間の実践と課題		○	○	○	○		GZN-CCS-5-016J
	特別支援教育の教育課程と授業の在り方						○	GZN-CCS-5-017J
	特別支援教育における教育相談と保護者支援						○	GZN-CCS-5-018J
	特別支援教育コーディネーターの役割と課題Ⅰ＊						○	GZN-CCS-5-019J
	特別支援教育コーディネーターの役割と課題Ⅱ＊						○	GZN-CCS-5-020J
	保健組織活動におけるマネジメント			○（保健）	○（保健）	○		GZN-CCS-5-021J
	養護活動と保健教育			○（保健）	○（保健）	○		GZN-CCS-5-022J
	養護実践の理論と方法			○（保健）	○（保健）	○		GZN-CCS-5-023J
	子どもの心身の健康における協働的援助			○（保健）	○（保健）	○		GZN-CCS-5-024J
大学指定	教育実践研究へのアプローチ	○	○	○	○	○		GZN-UDS-5-001J
	北海道の教育課題解決へのアプローチ	○	○	○	○	○		GZN-UDS-5-002J
北海道教育大学の特色ある領域科目	地域性を生かした総合的な学習		○	○	○	○		GZN-HFS-5-001J
	道徳教育の理論と実践		○	○		○		GZN-HFS-5-002J
	プログラミング教育の実践と課題	○	○	○	○			GZN-HFS-5-003J
	へき地・小規模校の実際と課題	○	○	○	○	○		GZN-HFS-5-004J
	教育情報資源と学びの環境・指導	○	○	○	○	○		GZN-HFS-5-005J
	個別の教育的ニーズのある子どもへの対応Ⅰ＊	○	○	○	○	○		GZN-HFS-5-006J
	個別の教育的ニーズのある子どもへの対応Ⅱ＊	○	○	○	○	○		GZN-HFS-5-007J
専門科目	学校組織マネジメントの実践的展開	○	○	○	○	○		GZN-SPS-6-001J
	学校経営戦略の分析と策定	○	○	○	○	○		GZN-SPS-6-002J
	社会に開かれた学校	○	○	○	○	○		GZN-SPS-6-003J
	教育行政マネジメントの理論と実際	○	○	○	○	○		GZN-SPS-6-004J
	学校事務の職務と連携方策	○	○	○	○	○		GZN-SPS-6-005J
	教師の実践研究ネットワークの形成	○	○	○	○	○		GZN-SPS-6-101J
	学級・授業づくりを通した教師支援	○	○	○	○	○		GZN-SPS-6-102J
	学校と教員の文化	○	○	○	○	○		GZN-SPS-6-103J
	校内研修デザインの理論と実践Ⅰ＊	○	○	○	○	○		GZN-SPS-5-104J

区分	科目名	専修免許状対応学校種						科目ナンバリング
		幼	小	中	高	養	特	
	校内研修デザインの理論と実践Ⅱ＊	○	○	○	○	○		GZN-SPS-6-105J
	子どもと社会	○	○	○	○	○		GZN-SPS-6-201J
	キャリア教育の実際と課題		○	○	○	○		GZN-SPS-6-202J
	授業における子どもの行動と心理	○	○	○	○	○		GZN-SPS-6-203J
	子ども理解のためのアセスメント	○	○	○	○	○		GZN-SPS-6-204J
	学級経営と授業づくり	○	○	○	○	○		GZN-SPS-6-205J
	道徳を基盤とした学級経営		○	○		○		GZN-SPS-6-206J
	現代的課題に対応した学びのコミュニティづくり	○	○	○	○	○		GZN-SPS-6-207J
	教育課程編成と学級経営	○	○	○	○	○		GZN-SPS-6-208J
	教科教育研究の理論（国語科教育）Ⅰ＊		○					GZN-SPS-6-301J
	教科教育研究の理論（国語科教育）Ⅱ＊			○（国語）	○（国語）			GZN-SPS-6-302J
	教科教育研究の実践と展開（国語科教育）Ⅰ＊		○					GZN-SPS-6-303J
	教科教育研究の実践と展開（国語科教育）Ⅱ＊			○（国語）	○（国語）			GZN-SPS-6-304J
	教科内容の体系（国語科教育）Ⅰ＊		○					GZN-SPS-6-305J
	教科内容の体系（国語科教育）Ⅱ＊			○（国語）	○（国語）			GZN-SPS-6-306J
	教科内容研究（国語科教育国語学分野）Ⅰ＊			○（国語）	○（国語）			GZN-SPS-6-307J
	教科内容研究（国語科教育国語学分野）Ⅱ＊			○（国語）	○（国語）			GZN-SPS-6-308J
	教科内容研究（国語科教育国語学分野）Ⅲ＊			○（国語）	○（国語）			GZN-SPS-6-309J
	教科内容・教材開発（国語科教育国語学分野）Ⅰ＊			○（国語）	○（国語）			GZN-SPS-6-310J
	教科内容・教材開発（国語科教育国語学分野）Ⅱ＊			○（国語）	○（国語）			GZN-SPS-6-311J
	教科内容・教材開発（国語科教育国語学分野）Ⅲ＊			○（国語）	○（国語）			GZN-SPS-6-312J
	教科内容研究（国語科教育国文学分野）Ⅰ＊			○（国語）	○（国語, 書道）			GZN-SPS-6-313J
	教科内容・教材開発（国語科教育国文学分野）Ⅰ＊			○（国語）	○（国語, 書道）			GZN-SPS-6-314J
	教科内容研究（国語科教育漢文学分野）Ⅰ＊			○（国語）	○（国語, 書道）			GZN-SPS-6-315J
	教科内容研究（国語科教育漢文学分野）Ⅱ＊			○（国語）	○（国語, 書道）			GZN-SPS-6-316J
	教科内容・教材開発（国語科教育漢文学分野）Ⅰ＊			○（国語）	○（国語, 書道）			GZN-SPS-6-317J
	教科内容・教材開発（国語科教育漢文学分野）Ⅱ＊			○（国語）	○（国語, 書道）			GZN-SPS-6-318J
	教科内容研究（国語科教育書道分野）Ⅰ＊			○（国語）	○（書道）			GZN-SPS-6-319J
	教科内容・教材開発（国語科教育書道分野）Ⅰ＊			○（国語）	○（書道）			GZN-SPS-6-320J
	教科教育研究の理論（社会科教育）Ⅰ＊		○					GZN-SPS-6-321J
	教科教育研究の理論（社会科教育）Ⅱ＊			○（社会）				GZN-SPS-6-322J
	教科教育研究の実践と展開（社会科教育）Ⅰ＊		○					GZN-SPS-6-323J
	教科教育研究の実践と展開（社会科教育）Ⅱ＊			○（社会）				GZN-SPS-6-324J
	教科内容の体系（社会科教育）Ⅰ＊		○					GZN-SPS-6-325J
	教科内容の体系（社会科教育）Ⅱ＊			○（社会）				GZN-SPS-6-326J
	教科内容研究（社会科教育歴史学分野）Ⅰ＊			○（社会）	○（地歴）			GZN-SPS-6-327J
	教科内容研究（社会科教育歴史学分野）Ⅱ＊			○（社会）	○（地歴）			GZN-SPS-6-328J
	教科内容研究（社会科教育歴史学分野）Ⅲ＊			○（社会）	○（地歴）			GZN-SPS-6-329J
	教科内容・教材開発（社会科教育歴史学分野）Ⅰ＊			○（社会）	○（地歴）			GZN-SPS-6-330J
	教科内容・教材開発（社会科教育歴史学分野）Ⅱ＊			○（社会）	○（地歴）			GZN-SPS-6-331J
	教科内容・教材開発（社会科教育歴史学分野）Ⅲ＊			○（社会）	○（地歴）			GZN-SPS-6-332J
	教科内容研究（社会科教育地理学分野）Ⅰ＊			○（社会）	○（地歴）			GZN-SPS-6-333J
	教科内容研究（社会科教育地理学分野）Ⅱ＊			○（社会）	○（地歴）			GZN-SPS-6-334J
	教科内容・教材開発（社会科教育地理学分野）Ⅰ＊			○（社会）	○（地歴）			GZN-SPS-6-335J
	教科内容・教材開発（社会科教育地理学分野）Ⅱ＊			○（社会）	○（地歴）			GZN-SPS-6-336J
	教科内容研究（社会科教育法律学分野）Ⅰ＊			○（社会）	○（公民）			GZN-SPS-6-337J
	教科内容・教材開発（社会科教育法律学分野）Ⅰ＊			○（社会）	○（公民）			GZN-SPS-6-338J
	教科内容研究（社会科教育社会学・経済学分野）Ⅰ＊			○（社会）	○（公民）			GZN-SPS-6-339J
	教科内容研究（社会科教育社会学・経済学分野）Ⅱ＊			○（社会）	○（公民）			GZN-SPS-6-340J
	教科内容・教材開発（社会科教育社会学・経済学分野）Ⅰ＊			○（社会）	○（公民）			GZN-SPS-6-341J
	教科内容・教材開発（社会科教育社会学・経済学分野）Ⅱ＊			○（社会）	○（公民）			GZN-SPS-6-342J
	教科内容研究（社会科教育哲学・倫理学分野）Ⅰ＊			○（社会）	○（公民）			GZN-SPS-6-343J
	教科内容研究（社会科教育哲学・倫理学分野）Ⅱ＊			○（社会）	○（公民）			GZN-SPS-6-344J
	教科内容・教材開発（社会科教育哲学・倫理学分野）Ⅰ＊			○（社会）	○（公民）			GZN-SPS-6-345J
	教科内容・教材開発（社会科教育哲学・倫理学分野）Ⅱ＊			○（社会）	○（公民）			GZN-SPS-6-346J

区分	科目名	専修免許状対応学校種						科目ナンバリング
		幼	小	中	高	養	特	
	教科教育研究の理論（算数・数学科教育）Ⅰ＊		○					GZN-SPS-6-347J
	教科教育研究の理論（算数・数学科教育）Ⅱ＊			○（数学）	○（数学）			GZN-SPS-6-348J
	教科教育研究の実践と展開（算数・数学科教育）Ⅰ＊		○					GZN-SPS-6-349J
	教科教育研究の実践と展開（算数・数学科教育）Ⅱ＊			○（数学）	○（数学）			GZN-SPS-6-350J
	教科内容の体系（算数・数学科教育）Ⅰ＊		○					GZN-SPS-6-351J
	教科内容の体系（算数・数学科教育）Ⅱ＊			○（数学）	○（数学）			GZN-SPS-6-352J
	教科内容研究（算数・数学科教育代数学分野）Ⅰ＊			○（数学）	○（数学）			GZN-SPS-6-353J
	教科内容・教材開発（算数・数学科教育代数学分野）Ⅰ＊			○（数学）	○（数学）			GZN-SPS-6-354J
	教科内容研究（算数・数学科教育幾何学分野）Ⅰ＊			○（数学）	○（数学）			GZN-SPS-6-355J
	教科内容・教材開発（算数・数学科教育幾何学分野）Ⅰ＊			○（数学）	○（数学）			GZN-SPS-6-356J
	教科内容研究（算数・数学科教育解析学分野）Ⅰ＊			○（数学）	○（数学）			GZN-SPS-6-357J
	教科内容研究（算数・数学科教育解析学分野）Ⅱ＊			○（数学）	○（数学）			GZN-SPS-6-358J
	教科内容・教材開発（算数・数学科教育解析学分野）Ⅰ＊			○（数学）	○（数学）			GZN-SPS-6-359J
	教科内容・教材開発（算数・数学科教育解析学分野）Ⅱ＊			○（数学）	○（数学）			GZN-SPS-6-360J
	教科教育研究の理論（理科教育）Ⅰ＊		○					GZN-SPS-6-361J
	教科教育研究の理論（理科教育）Ⅱ＊			○（理科）	○（理科）			GZN-SPS-6-362J
	教科教育研究の実践と展開（理科教育）Ⅰ＊		○					GZN-SPS-6-363J
	教科教育研究の実践と展開（理科教育）Ⅱ＊			○（理科）	○（理科）			GZN-SPS-6-364J
	教科内容の体系（理科教育）Ⅰ＊			○（理科）	○（理科）			GZN-SPS-6-365J
	教科内容の体系（理科教育）Ⅱ＊			○（理科）	○（理科）			GZN-SPS-6-366J
	教科内容研究（理科教育物理学分野）Ⅰ＊			○（理科）	○（理科）			GZN-SPS-6-367J
	教科内容研究（理科教育物理学分野）Ⅱ＊			○（理科）	○（理科）			GZN-SPS-6-368J
	教科内容研究（理科教育物理学分野）Ⅲ＊			○（理科）	○（理科）			GZN-SPS-6-369J
	教科内容・教材開発（理科教育物理学分野）Ⅰ＊			○（理科）	○（理科）			GZN-SPS-6-370J
	教科内容・教材開発（理科教育物理学分野）Ⅱ＊			○（理科）	○（理科）			GZN-SPS-6-371J
	教科内容・教材開発（理科教育物理学分野）Ⅲ＊			○（理科）	○（理科）			GZN-SPS-6-372J
	教科内容研究（理科教育化学分野）Ⅰ＊			○（理科）	○（理科）			GZN-SPS-6-373J
	教科内容研究（理科教育化学分野）Ⅱ＊			○（理科）	○（理科）			GZN-SPS-6-374J
	教科内容研究（理科教育化学分野）Ⅲ＊			○（理科）	○（理科）			GZN-SPS-6-375J
	教科内容・教材開発（理科教育化学分野）Ⅰ＊			○（理科）	○（理科）			GZN-SPS-6-376J
	教科内容・教材開発（理科教育化学分野）Ⅱ＊			○（理科）	○（理科）			GZN-SPS-6-377J
	教科内容・教材開発（理科教育化学分野）Ⅲ＊			○（理科）	○（理科）			GZN-SPS-6-378J
	教科内容研究（理科教育生物学分野）Ⅰ＊			○（理科）	○（理科）			GZN-SPS-6-379J
	教科内容研究（理科教育生物学分野）Ⅱ＊			○（理科）	○（理科）			GZN-SPS-6-380J
	教科内容研究（理科教育生物学分野）Ⅲ＊			○（理科）	○（理科）			GZN-SPS-6-381J
	教科内容・教材開発（理科教育生物学分野）Ⅰ＊			○（理科）	○（理科）			GZN-SPS-6-382J
	教科内容・教材開発（理科教育生物学分野）Ⅱ＊			○（理科）	○（理科）			GZN-SPS-6-383J
	教科内容・教材開発（理科教育生物学分野）Ⅲ＊			○（理科）	○（理科）			GZN-SPS-6-384J
	教科内容研究（理科教育地学分野）Ⅰ＊			○（理科）	○（理科）			GZN-SPS-6-385J
	教科内容研究（理科教育地学分野）Ⅲ＊			○（理科）	○（理科）			GZN-SPS-6-386J
	教科内容・教材開発（理科教育地学分野）Ⅰ＊			○（理科）	○（理科）			GZN-SPS-6-387J
	教科内容・教材開発（理科教育地学分野）Ⅲ＊			○（理科）	○（理科）			GZN-SPS-6-388J
	教科教育研究の理論（音楽科教育）Ⅰ＊		○					GZN-SPS-6-389J
	教科教育研究の理論（音楽科教育）Ⅱ＊			○（音楽）	○（音楽）			GZN-SPS-6-390J
	教科教育研究の実践と展開（音楽科教育）Ⅰ＊		○					GZN-SPS-6-391J
	教科教育研究の実践と展開（音楽科教育）Ⅱ＊			○（音楽）	○（音楽）			GZN-SPS-6-392J
	教科内容の体系（音楽科教育）Ⅰ＊		○					GZN-SPS-6-393J
	教科内容の体系（音楽科教育）Ⅱ＊			○（音楽）	○（音楽）			GZN-SPS-6-394J
	教科内容研究（音楽科教育声楽分野）Ⅰ＊			○（音楽）	○（音楽）			GZN-SPS-6-395J
	教科内容研究（音楽科教育声楽分野）Ⅱ＊			○（音楽）	○（音楽）			GZN-SPS-6-396J
	教科内容・教材開発（音楽科教育声楽分野）Ⅰ＊			○（音楽）	○（音楽）			GZN-SPS-6-397J
	教科内容・教材開発（音楽科教育声楽分野）Ⅱ＊			○（音楽）	○（音楽）			GZN-SPS-6-398J
	教科内容研究（音楽科教育器楽分野）Ⅰ＊			○（音楽）	○（音楽）			GZN-SPS-6-399J
	教科内容研究（音楽科教育器楽分野）Ⅱ＊			○（音楽）	○（音楽）			GZN-SPS-6-400J
	教科内容・教材開発（音楽科教育器楽分野）Ⅰ＊			○（音楽）	○（音楽）			GZN-SPS-6-401J

区分	科目名	専修免許状対応学校種						科目ナンバリング
		幼	小	中	高	養	特	
	教科内容・教材開発（音楽科教育器楽分野）Ⅱ＊			○（音楽）	○（音楽）			GZN-SPS-6-402J
	教科内容研究（音楽科教育音楽学分野）Ⅰ＊			○（音楽）	○（音楽）			GZN-SPS-6-403J
	教科内容・教材開発（音楽科教育音楽学分野）Ⅰ＊			○（音楽）	○（音楽）			GZN-SPS-6-404J
	教科教育研究の理論（図画工作・美術科教育）Ⅰ＊		○					GZN-SPS-6-405J
	教科教育研究の理論（図画工作・美術科教育）Ⅱ＊			○（美術）	○（美術）			GZN-SPS-6-406J
	教科教育研究の実践と展開（図画工作・美術科教育）Ⅰ＊		○					GZN-SPS-6-407J
	教科教育研究の実践と展開（図画工作・美術科教育）Ⅱ＊			○（美術）	○（美術）			GZN-SPS-6-408J
	教科内容の体系（図画工作・美術科教育）Ⅰ＊		○					GZN-SPS-6-409J
	教科内容の体系（図画工作・美術科教育）Ⅱ＊			○（美術）	○（美術）			GZN-SPS-6-410J
	教科内容研究（図画工作・美術科教育絵画分野）Ⅰ＊			○（美術）	○（美術）			GZN-SPS-6-411J
	教科内容・教材開発（図画工作・美術科教育絵画分野）Ⅰ＊			○（美術）	○（美術）			GZN-SPS-6-412J
	教科内容研究（図画工作・美術科教育彫刻分野）Ⅰ＊			○（美術）	○（美術）			GZN-SPS-6-413J
	教科内容研究（図画工作・美術科教育彫刻分野）Ⅱ＊			○（美術）	○（美術）			GZN-SPS-6-414J
	教科内容・教材開発（図画工作・美術科教育彫刻分野）Ⅰ＊			○（美術）	○（美術）			GZN-SPS-6-415J
	教科内容・教材開発（図画工作・美術科教育彫刻分野）Ⅱ＊			○（美術）	○（美術）			GZN-SPS-6-416J
	教科内容研究（図画工作・美術科教育デザイン分野）Ⅰ＊			○（美術）	○（美術, 工芸）			GZN-SPS-6-417J
	教科内容・教材開発（図画工作・美術科教育デザイン分野）Ⅰ＊			○（美術）	○（美術, 工芸）			GZN-SPS-6-418J
	教科教育研究の理論（保健体育科教育）Ⅰ＊		○					GZN-SPS-6-419J
	教科教育研究の理論（保健体育科教育）Ⅱ＊			○(保健体育)	○（保健体育）			GZN-SPS-6-420J
	教科教育研究の実践と展開（保健体育科教育）Ⅰ＊		○					GZN-SPS-6-421J
	教科教育研究の実践と展開（保健体育科教育）Ⅱ＊			○(保健体育)	○（保健体育）			GZN-SPS-6-422J
	教科内容の体系（保健体育科教育）Ⅰ＊		○					GZN-SPS-6-423J
	教科内容の体系（保健体育科教育）Ⅱ＊			○(保健体育)	○（保健体育）			GZN-SPS-6-424J
	教科内容研究（保健体育科教育体育学分野）Ⅰ＊			○(保健体育)	○（保健体育）			GZN-SPS-6-425J
	教科内容・教材開発（保健体育科教育体育学分野）Ⅰ＊			○(保健体育)	○（保健体育）			GZN-SPS-6-426J
	教科内容研究（保健体育科教育運動学分野）Ⅰ＊			○(保健体育)	○（保健体育）			GZN-SPS-6-427J
	教科内容・教材開発（保健体育科教育運動学分野）Ⅰ＊			○(保健体育)	○（保健体育）			GZN-SPS-6-428J
	教科教育研究の理論（技術教育）Ⅰ＊			○（技術）	○（工業）			GZN-SPS-6-429J
	教科教育研究の理論（技術教育）Ⅱ＊			○（技術）	○（工業）			GZN-SPS-6-430J
	教科教育研究の実践と展開（技術教育）Ⅰ＊			○（技術）	○（工業）			GZN-SPS-6-431J
	教科教育研究の実践と展開（技術教育）Ⅱ＊			○（技術）	○（工業）			GZN-SPS-6-432J
	教科内容の体系（技術教育）Ⅰ＊			○（技術）	○（工業）			GZN-SPS-6-433J
	教科内容の体系（技術教育）Ⅱ＊			○（技術）	○（工業）			GZN-SPS-6-434J
	教科内容研究（技術教育木材加工分野）Ⅰ＊			○（技術）	○（工業）			GZN-SPS-6-435J
	教科内容・教材開発（技術教育木材加工分野）Ⅰ＊			○（技術）	○（工業）			GZN-SPS-6-436J
	教科内容研究（技術教育機械分野）Ⅰ＊			○（技術）	○（工業）			GZN-SPS-6-437J
	教科内容・教材開発（技術教育機械分野）Ⅰ＊			○（技術）	○（工業）			GZN-SPS-6-438J
	教科内容研究（技術教育電気分野）Ⅰ＊			○（技術）	○（工業）			GZN-SPS-6-439J
	教科内容・教材開発（技術教育電気分野）Ⅰ＊			○（技術）	○（工業）			GZN-SPS-6-440J
	教科内容研究（技術教育栽培分野）Ⅰ＊			○（技術）				GZN-SPS-6-441J
	Ⅰ＊教科内容・教材開発（技術教育栽培分野）Ⅰ＊			○（技術）				GZN-SPS-6-442J
	教科内容研究（技術教育情報分野）Ⅰ＊			○（技術）	○（工業）			GZN-SPS-6-443J
	教科内容・教材開発（技術教育情報分野）Ⅰ＊			○（技術）	○（工業）			GZN-SPS-6-444J
	教科教育研究の理論（家庭科教育）Ⅰ＊		○					GZN-SPS-6-445J
	教科教育研究の理論（家庭科教育）Ⅱ＊			○（家庭）	○（家庭）			GZN-SPS-6-446J
	教科教育研究の実践と展開（家庭科教育）Ⅰ＊		○					GZN-SPS-6-447J
	教科教育研究の実践と展開（家庭科教育）Ⅱ＊			○（家庭）	○（家庭）			GZN-SPS-6-448J
	教科内容の体系（家庭科教育）Ⅰ＊		○					GZN-SPS-6-449J
	教科内容の体系（家庭科教育）Ⅱ＊			○（家庭）	○（家庭）			GZN-SPS-6-450J
	教科内容研究（家庭科教育食物学分野）Ⅰ＊			○（家庭）	○（家庭）			GZN-SPS-6-451J
	教科内容研究（家庭科教育食物学分野）Ⅱ＊			○（家庭）	○（家庭）			GZN-SPS-6-452J
	教科内容・教材開発（家庭科教育食物学分野）Ⅰ＊			○（家庭）	○（家庭）			GZN-SPS-6-453J
	教科内容・教材開発（家庭科教育食物学分野）Ⅱ＊			○（家庭）	○（家庭）			GZN-SPS-6-454J
	教科内容研究（家庭科教育被服学分野）Ⅰ＊			○（家庭）	○（家庭）			GZN-SPS-6-455J
	教科内容・教材開発（家庭科教育被服学分野）Ⅰ＊			○（家庭）	○（家庭）			GZN-SPS-6-456J

区分	科目名	専修免許状対応学校種						科目ナンバリング
		幼	小	中	高	養	特	
	教科内容研究（家庭科教育家政一般分野）Ⅰ＊			○（家庭）	○（家庭）			GZN-SPS-6-457J
	教科内容・教材開発（家庭科教育家政一般分野）Ⅰ＊			○（家庭）	○（家庭）			GZN-SPS-6-458J
	教科教育研究の理論（英語科教育）Ⅰ＊		○					GZN-SPS-6-459J
	教科教育研究の理論（英語科教育）Ⅱ＊			○（英語）	○（英語）			GZN-SPS-6-460J
	教科教育研究の実践と展開（英語科教育）Ⅰ＊		○					GZN-SPS-6-461J
	教科教育研究の実践と展開（英語科教育）Ⅱ＊			○（英語）	○（英語）			GZN-SPS-6-462J
	教科内容の体系（英語科教育）Ⅰ＊		○					GZN-SPS-6-463J
	教科内容の体系（英語科教育）Ⅱ＊			○（英語）	○（英語）			GZN-SPS-6-464J
	教科内容研究（英語科教育英語学分野）Ⅰ＊			○（英語）	○（英語）			GZN-SPS-6-465J
	教科内容・教材開発（英語科教育英語学分野）Ⅰ＊			○（英語）	○（英語）			GZN-SPS-6-466J
	教科内容研究（英語科教育英米文学分野）Ⅰ＊			○（英語）	○（英語）			GZN-SPS-6-467J
	教科内容・教材開発（英語科教育英米文学分野）Ⅰ＊			○（英語）	○（英語）			GZN-SPS-6-468J
	教科内容研究（英語科教育英語コミュニケーション分野）Ⅰ＊			○（英語）	○（英語）			GZN-SPS-6-469J
	教科内容・教材開発（英語科教育英語コミュニケーション分野）I＊			○（英語）	○（英語）			GZN-SPS-6-470J
	教科内容研究（小学校英語科教育分野）Ⅰ		○					GZN-SPS-6-471J
	教科内容・教材開発（小学校英語科教育分野）Ⅰ		○					GZN-SPS-6-472J
	障害のある子どもの理解と支援Ⅰ＊						○	GZN-SPS-6-501J
	障害のある子どもの理解と支援Ⅱ＊						○	GZN-SPS-6-502J
	障害のある子どもの理解と支援Ⅲ＊						○	GZN-SPS-6-503J
	障害のある子どもの理解と支援Ⅳ						○	GZN-SPS-6-504J
	障害のある子どもの理解と支援Ⅴ						○	GZN-SPS-6-505J
	特別支援教育のシステムと実際						○	GZN-SPS-6-506J
	現代社会と障害児・者						○	GZN-SPS-6-507J
	発達障害の心理・行動特性に基づく指導と支援						○	GZN-SPS-6-508J
	特別支援教育の現代的課題と教育実践						○	GZN-SPS-6-509J
	特別支援教育の実践と理論						○	GZN-SPS-6-510J
	特別な支援を必要とする児童生徒のアセスメントⅠ＊						○	GZN-SPS-6-511J
	特別な支援を必要とする児童生徒のアセスメントⅡ＊						○	GZN-SPS-6-512J
	インクルーシブ教育実地研究Ⅰ＊						○	GZN-SPS-6-513J
	インクルーシブ教育実地研究Ⅱ＊						○	GZN-SPS-6-514J
	子ども・地域のアセスメントの理論と保健教育					○		GZN-SPS-6-601J
	学校医療安全と子どもの安全への実践的対応					○		GZN-SPS-6-602J
	学校における保健教育の意義と課題					○		GZN-SPS-6-603J
	カリキュラム・マネジメントを踏まえた保健教育の実際					○		GZN-SPS-6-604J
	保健組織活動とエンパワメント					○		GZN-SPS-6-605J
	学校における医学的課題と探索的研究					○		GZN-SPS-6-606J
	養護教諭の実践と研究的視点					○		GZN-SPS-6-607J
	学校医療安全とリスク・クライシスマネジメント					○		GZN-SPS-6-608J
	養護教諭の教育活動とキャリア形成					○		GZN-SPS-6-609J
	保健室経営の位置づけおよび理論と実践					○		GZN-SPS-6-610J
	生徒指導と学校カウンセリングの実践と課題					○		GZN-SPS-6-611J
	保護者・地域住民・関係機関等との協働体制づくり	○	○	○	○	○		GZN-SPS-6-701J
	いじめに関する理論と指導の実際	○	○	○	○	○		GZN-SPS-6-702J
	学校教育の現代的課題とその対応	○	○	○	○	○		GZN-SPS-6-703J
	校務の情報化推進の理論と実践	○	○	○	○	○		GZN-SPS-6-704J
	校種間接続カリキュラム構築の理論と実践		○	○				GZN-SPS-6-705J
	幼保小の連携と生活科教育	○	○					GZN-SPS-6-706J
	学校における外国語教育の推進		○	○（英語）	○（英語）			GZN-SPS-6-707J
	教育相談のケース・スタディ	○	○	○	○	○		GZN-SPS-6-708J
	生徒指導のケース・スタディ		○	○	○	○		GZN-SPS-6-709J
	教育調査のための統計Ⅰ	○	○	○	○	○		GZN-SPS-6-710J
	教育調査のための統計Ⅱ	○	○	○	○	○		GZN-SPS-6-711J

区分	科目名	専修免許状対応学校種						科目ナンバリング
		幼	小	中	高	養	特	
プロジェクト科目	教育実践研究プロジェクトⅠ＊	○	○	○	○	○		GZN-PRS-6-101J
	教育実践研究プロジェクトⅡ＊	○	○	○	○	○		GZN-PRS-6-102J
	教育実践研究プロジェクトⅢ＊	○	○	○	○	○		GZN-PRS-6-103J
	教育実践研究プロジェクト（特別支援教育）Ⅰ＊						○	GZN-PRS-6-104J
	教育実践研究プロジェクト（特別支援教育）Ⅱ＊						○	GZN-PRS-6-105J
	教育実践研究プロジェクト（特別支援教育）Ⅲ＊						○	GZN-PRS-6-106J
演習	実践論文							GZN-PRM-6-101J
実習科目	教育実践研究実習Ⅰ	○	○	○	○	○		GZN-TPS-6-101J
	教育実践研究実習Ⅱ	○	○	○	○	○		GZN-TPS-6-102J
	教育実践研究実習（特別支援教育）Ⅰ						○	GZN-TPS-6-103J
	教育実践研究実習（特別支援教育）Ⅱ						○	GZN-TPS-6-104J

⑶ 専修免許状取得における留意点

1．専修免許を取得するためには，取得しようとする学校種の１種免許状を有する必要があります。

2．各１種免許状を取得した後，免許状の学校種において３年以上教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者は，専修免許状取得に必要な最低修得単位数が15単位となります。しかし，本学が教育委員会で一括して認定する際にはこの制度は利用することができませんので，この制度を利用して専修免許状を取得する場合は，各自で教育委員会に申請をしていただくことになります。

3．この他，専修免許状取得については，北海道教育委員会にお問い合わせください。

⑷ 科目ナンバリングについて

⑵で示した表の科目ナンバリングは，授業の難易度や位置づけをコード化したものです。

A	B	C	－	D	E	F	－	0	－	1	2	3	J

コード	意　　味
A（学部・大学院の別）	学部U，大学院G
B（キャンパス）	札幌S，旭川A，釧路K，函館H，岩見沢I，全学Z
C（分野）	高度教職実践専修N
DEF（科目の区分）	共通科目（共通必修）CMS，共通科目（コース必修科目）CCS，共通科目（大学位指定科目）UDS，北海道教育大学の特色ある領域科目HFS，コース科目（専門科目）SPS，コース科目（プロジェクト科目）PRS，コース科目（演習科目）PRM，実習科目TPS
123	科目の通し番号
J（使用言語）	日本語J，英語E，日本語と英語の併用B

8　担当教員研究概要

【札幌校】

担当教員職・氏名	担当教員専門領域	主な授業担当科目名
教育学研究科 教授 渋谷　一典	教師の実践力向上の手立てに関する研究，教材開発に関する研究，学校経営・学級経営に関する研究	管理職に求められるリーダーシップ 学校運営におけるミドルリーダーの役割と課題
教育学研究科 教授 姫野　完治	教師の学びやライフヒストリーに関する研究，教師の視線及びみとりを中核とした授業研究，教師の学びを促す組織開発	今日的学力・能力観とカリキュラム・マネジメント 授業研究の理論と実践
教育学研究科 准教授 川俣　智路	児童期・思春期における心理的支援，主体的な学習者育成のための学習環境改善(学びのユニバーサルデザイン)	子どもの発達と学習 個別の教育的ニーズのある子どもへの対応Ⅱ＊
教育学研究科 准教授 小沼　豊	教育心理学，学校心理学，臨床心理学，カウンセリング，生徒指導，援助要請に関する研究	学校と教員の文化 生徒指導の実際と今日的課題
教育学研究科 准教授 福島　耕平	学校現場におけるＩＣＴ活用の実践的研究及びプログラミング教育に関する研究	ＩＣＴを活用した教育の実践と課題 プログラミング教育の実践と課題
教育学研究科 准教授 前田　輪音	教育方法，教材開発，授業実践の表し方に関する研究，社会科教育，憲法教育	授業デザインの基礎 教科等横断的な視点に立った授業開発
教育学研究科 特任教授 赤間　幸人	教育行政と学校経営に関する実践的研究，学校教育の実践と省察に関する研究	学校事務の職務と連携方策 校務の情報化推進の理論と実践
教育学研究科 特任教授 大牧　眞一	学校経営・学級経営，生徒指導，学校の危機管理に関する実践的研究	学校危機管理の実際と課題 道徳教育の理論と実践
教育学研究科 特任教授 小野寺　基史	発達障害児等の認知・行動特性のアセスメントとアセスメントに基づく指導内容・方法に関する実践的研究	インクルーシブ教育の理念と教育課程 特別支援教育の教育課程と授業の在り方
教育学研究科 特任教授 中村　邦彦	学校教育学，学校教育における望ましい学校運営（組織マネジメント），学級経営，教科経営	学校運営と教育法規 学校組織マネジメントの実践的展開
教育学部　特任教授 戸田　弘二	社会心理学，ポジティブ心理学，心理学研究法	教育調査のための統計Ⅰ＊ 教育調査のための統計Ⅱ＊
教育学部　准教授 粟野　正紀	子どもの権利を保障する教育制度に関する研究	子どもと社会 教育実践研究プロジェクトⅠ＊
教育学部　准教授 佐々木　真吾	発達心理学，記憶とコミュニケーションの発達研究，事実を聞くための面接法（司法面接）の研究	授業における子どもの行動と心理 子ども理解のためのアセスメント
教育学部　准教授 前田　賢次	教育の内容と方法，社会認識教育	現代的課題に対応した学びのコミュニティづくり 教育課程編成と学級経営
教育学部　准教授 吉野　巌	教育心理学，認知心理学。人間の認知・理解・記憶・思考・メタ認知に関する研究	授業における子どもの行動と心理 子ども理解のためのアセスメント
教育学部　准教授 山田　真由美	教育哲学，日本教育思想史	道徳を基盤とした学級経営 教育実践研究プロジェクトⅠ＊
教育学部　准教授 幸坂　健太郎	国語科指導における理論・実践の往還的研究	教科教育研究の理論（国語科教育）Ⅰ＊ 教科教育研究の実践と展開（国語科教育）Ⅱ＊
教育学部　教授 菅原　利晃	伝統的な言語文化（古典）の学習指導に関する実践的研究	教科教育研究の理論（国語科教育）Ⅱ＊ 教科教育研究の実践と展開（国語科教育）Ⅰ＊
教育学部　准教授 阿部　二郎	現代日本語における複文を中心とした文の構造・意味の研究	個別の教育的ニーズのある子どもへの対応Ⅰ＊ 教科内容の体系（国語科教育）Ⅰ＊
教育学部　教授 馬場　俊臣	現代日本語の文法，語彙・意味，文章・文体に関する研究	教科内容研究（国語科教育国語学分野）Ⅰ＊ 教科内容・教材開発（国語科教育国語学分野）Ⅰ＊
教育学部　准教授 武田　泉	現代社会における地理学の役割，地域交通政策，地域社会環境に関する研究	教科内容研究（社会科教育地理学分野）Ⅰ＊ 教科内容・教材研究（社会科教育地理学分野）Ⅱ＊
教育学部　准教授 本庄　十喜	日本近現代史，とくに戦後社会運動史，戦後補償運動史	教科内容研究（社会科教育歴史学分野）Ⅰ＊ 教科内容・教材開発（社会科教育歴史学分野）Ⅰ＊

担当教員職・氏名	担当教員専門領域	主な授業担当科目名
教育学部　教授 中川　大	分析哲学，言語と思想の哲学	教科内容研究（社会科教育哲学・倫理学分野）Ⅰ＊ 教科内容・教材開発（社会科教育哲学・倫理学分野）Ⅰ＊
教育学部　教授 佐山　圭司	ドイツを中心とした近現代ヨーロッパ倫理思想史	教科内容研究（社会科教育哲学・倫理学分野）Ⅱ＊ 教科内容・教材開発（社会科教育哲学・倫理学分野）Ⅱ＊
教育学部　教授 佐々　祐之	数学教育における本質的学習環境デザインに関する研究	教科教育研究の理論（算数・数学科教育）Ⅰ＊ 教科教育研究の実践と展開（算数・数学科教育）Ⅰ＊
教育学部　講師 中逸　空	数学教育における授業研究を通した教師の学習に関する研究	教科教育研究の理論（算数・数学科教育）Ⅱ＊ 教科教育研究の実践と展開（算数・数学科教育）Ⅱ＊
教育学部　教授 吉田　安規良	理科教育学（特に理科の授業づくりや教材・教具に関する研究）、教師教育学（特に初等中等教育諸学校で理科を教える者）	教科教育研究の理論（理科教育）Ⅰ＊ 教科教育研究の実践と展開（理科教育）Ⅰ＊
教育学部　講師 荒谷　航平	理科教育学，特に理科教育史の研究	教科教育研究の理論（理科教育）Ⅱ＊ 教科教育研究の実践と展開（理科教育）Ⅱ＊
教育学部　教授 尾関　俊浩	雪氷物理学，雪崩などの雪害科学	教科内容研究（理科教育物理学分野）Ⅰ＊ 教科内容・教材開発（理科教育物理学分野）Ⅰ＊
教育学部　准教授 平　久夫	カーボンナノチューブなどの量子力学的効果が支配的な系における電気伝導特性や光吸収特性の理論的・数値的研究	教科内容研究（理科教育物理学分野）Ⅲ＊ 教科内容・教材開発（理科教育物理学分野）Ⅲ＊
教育学部　特任教授 蠣崎　悌司	酵素反応を用いる生体関連物質の分析，高感度電気化学分析法の開発，科学教育におけるコンピュータの活用	教科内容研究（理科教育化学分野）Ⅱ＊ 教科内容・教材開発（理科教育化学分野）Ⅱ＊
教育学部　准教授 菅　正彦	超微量化学種の選択的分離濃縮とその環境化学的応用および環境情報科学	教科内容研究（理科教育化学分野）Ⅲ＊ 教科内容・教材開発（理科教育化学分野）Ⅲ＊
教育学部　教授 髙久　元	日本および東南アジア地域の昆虫便乗性ダニ類の分類，生物地理，土壌性ダニ類の分類	教科内容研究（理科教育生物学分野）Ⅱ＊ 教科内容・教材開発（理科教育生物学分野）Ⅱ＊
教育学部　教授 寺田　貴雄	近代日本の音楽教育史研究	教科教育研究の理論（音楽科教育）Ⅰ＊ 教科教育研究の理論（音楽科教育）Ⅱ＊
教育学部　准教授 石出　和也	音楽教育学	教科教育研究の理論（音楽科教育）Ⅰ＊ 教科教育研究の理論（音楽科教育）Ⅱ＊
教育学部　准教授 小林　美貴子	音楽科の教育方法および音楽鑑賞教育に関する研究	教科教育研究の理論（音楽科教育）Ⅰ＊ 教科教育研究の理論（音楽科教育）Ⅱ＊
教育学部　教授 花輪　大輔	図画工作・美術の教科マネジメントの最適化に関する研究	教科教育研究の理論（図画工作・美術科教育）Ⅰ＊ 教科教育研究の理論（図画工作・美術科教育）Ⅱ＊
教育学部　教授 李　知恩	美術教育に関連したより広い視野から我々の普段の生活の中に常に存在するデザインを視覚情報感性の３つのキーワードから考える	教科内容研究（図画工作・美術科教育デザイン分野）Ⅰ＊ 教科内容・教材開発（図画工作・美術科教育デザイン分野）Ⅰ＊
教育学部　教授 中島　寿宏	保健体育の実践事例を科学的に分析・検証し，これからの体育授業の課題とその解決方法を検討する	教科教育研究の理論（保健体育科教育）Ⅰ＊ 教科教育研究の理論（保健体育科教育）Ⅱ＊
教育学部　准教授 佐藤　正直	技術科教育，教材開発，イノベーション教育	教科教育研究の理論（技術科教育）Ⅰ＊ 教科教育研究の理論（技術科教育）Ⅱ＊
教育学部　准教授 大矢　智	木材接合部の強度，木材切削機構，木材と学校教育	教科内容研究（技術科教育木材加工分野）Ⅰ＊ 教科内容・教材開発（技術科教育木材加工分野）Ⅰ＊
教育学部　准教授 石川　智浩	航空宇宙工学，制御・システム工学，通信・ネットワーク工学，科学教育，教育工学	教科内容研究（技術科教育電気分野）Ⅰ＊ 教科内容・教材開発（技術科教育電気分野）Ⅰ＊
教育学部　准教授 出口　哲久	ジャガイモに関する作物学的研究，学校現場での栽培学習に資する教材の研究	教科内容研究（技術科教育栽培分野）Ⅰ＊ 教科内容・教材開発（技術科教育栽培分野）Ⅰ＊
教育学部　教授 増渕　哲子	家庭科の教科論，教科書・教育内容研究	教科教育研究の理論（家庭科教育）Ⅰ＊ 教科教育研究の理論（家庭科教育）Ⅱ＊
教育学部　教授 浅野　千恵	被服の機能性，材料特性，文化的側面を人間の感性と科学的視点から研究	教科内容研究（家庭科教育被服学分野）Ⅰ＊ 教科内容・教材開発（家庭科教育被服学分野）Ⅰ＊
教育学部　准教授 今　尚之	家庭科や社会科，環境教育で必要な住居学，都市・地域開発，図書館情報学などの総合的な探求とその知見の教育実践検討	教科内容研究（家庭科教育家政一般分野）Ⅰ＊ 教科内容・教材開発（家庭科教育家政一般分野）Ⅰ＊

担当教員職・氏名	担当教員専門領域	主な授業担当科目名
教育学部　教授 志村　昭暢	英語授業分析と第２言語習得研究法	教科教育研究の理論（英語科教育）Ⅰ＊ 教科教育研究の理論（英語科教育）Ⅱ＊
教育学部　特任教授 萬谷　隆一	小学校英語教育と小中英語教育の接続	教科教育研究の理論（英語科教育）Ⅰ＊ 教科教育研究の理論（英語科教育）Ⅱ＊
教育学部　准教授 内野　駿介	教室内第二言語習得，特に講師のインプット・フィードバックが果たす役割と学習者の言語知識の発達	教科教育研究の理論（英語科教育）Ⅰ＊ 教科教育研究の理論（英語科教育）Ⅱ＊
教育学部　准教授 大賀　京子	対照統語論研究	教科内容研究（英語科教育英語学分野）Ⅰ＊ 教科内容・教材開発（英語科教育英語学分野）Ⅰ＊
教育学部　准教授 山下　公司	発達障害の特別な支援を必要とする子どもの心理教育のアセスメントとアセスメントに基づく支援方法の実践的研究	障害のある子どもの理解と支援Ⅰ＊ 発達障害の心理・行動特性に基づく指導支援
教育学部　教授 安井　友康	障害児・者の身体活動，健康に関する研究	現代社会と障害児・者 発達障害の心理・行動特性に基づく指導と支援
教育学部　准教授 池田　千紗	発達障害児の生活動作，運動の不器用さの評価と指導	特別支援教育の実践と理論 特別な支援を必要とする児童生徒のアセスメントⅡ＊
教育学部　准教授 齊藤　真善	発達障害の障害メカニズムと支援に関する研究	特別な支援を必要とする児童生徒のアセスメントⅠ＊ インクルーシブ教育実地研究Ⅰ＊
教育学部　教授 千賀　愛	アメリカ障害児教育史，障害児教育学，特別ニーズ教育学	特別支援教育のシステムと実際 発達障害の心理・行動特性に基づく指導と支援
教育学部　教授 岡田　忠雄	学校の医学的課題（特に小児外科疾患関連）に対する探索的研究	学校における医学的課題と探索的研究 学校医療安全とリスク・クライシスマネジメント
教育学部　教授 山田　玲子	基礎看護学，学校看護学，救急処置	学校医療安全と子どもの安全への実践的対応 養護教諭の実践と研究的視点
教育学部　教授 渡部　基	保健教育	学校における保健教育の意義と課題 カリキュラム・マネジメントを踏まえた保健教育の実際
教育学部　准教授 岩崎　和子	養護教育学，養護実践学，養護教諭論	保健室経営の位置づけ及び理論と実践 生徒指導と学校カウンセリングの実践と課題
保健管理センター 教授 羽賀　將衛	健康管理学，救急心肺蘇生法	学校医療安全と子どもの安全への実践的対応 学校における医学的課題と探索的研究

【旭川校】

担当教員職・氏名	担当教員専門領域	主な授業担当科目名
教育学研究科　教授 中澤　美明	校種間の連携・接続の実践的研究，総合的な学習の時間のカリキュラム開発	校種間接続カリキュラム構築の理論と実践 地域性を生かした総合的な学習
教育学研究科　教授 藤川　聡	技術科の教材開発と指導と評価の在り方，達成動機づけの原因帰属と教訓帰納に基づく認知カウンセリング	ICTを活用した教育の実践と課題 学習評価の理論と実際
教育学研究科　教授 藤森　宏明	学校教育を中心とする教育制度に関する社会学的研究	学校組織マネジメントの理論 教師としてのキャリア・デザイン
教育学研究科　特任教授 北村　善春	学び続ける学校組織づくりに向けた校内研修に関する実践的研究，学校課題に対応するリーダーシップのあり方に関する実践的研究，管理職の資質能力向上方策に関する実践的研究，これからの学校教育に求められる学校経営マネジメントに関する実践的研究	北海道の教育課題解決へのアプローチ 教育実践研究プロジェクトⅠ＊
教育学研究科　特任教授 木下　俊吾	ヤングケアラーの把握と学校支援に関する研究，不登校・ひきこもり，虐待防止の支援に関する研究，生徒指導における事例研究法の活用に関する研究，主体的・対話的深い学びに向けた教育課程経営の研究	特別支援教育の視点からの学習指導 生徒指導のケース・スタディ
教育学研究科　准教授 永浦　拡	臨床心理学，ストレスマネジメント等を基盤とする教育の研究	子どもと教師の関係づくり 特別支援教育における教育相談と保護者支援
教育学部　教授 髙橋　均	家族の教育戦略に関する社会学的研究，教育言説に関する理論的・実証的研究	子どもと社会 教育実践研究プロジェクトⅠ＊
教育学部　准教授 稲井　智義	子ども福祉施設における教育思想の形成に関する社会史研究，幼児教育の理論と実践に関する思想史研究	子どもと社会 教育実践研究プロジェクトⅠ＊
教育学部　准教授 懸田　孝一	読みの過程に関する認知心理学的研究，メタ認知に関する研究	授業における子どもの行動と心理 子ども理解のためのアセスメント
教育学部　教授 川端　美穂	共感的他者理解の生起過程に関する研究，見ることの熟達化に関する研究	授業における子どもの行動と心理 子ども理解のためのアセスメント
教育学部　准教授 黒谷　和志	授業論および生活指導論を主領域とした教育方法研究	学級経営と授業づくり 教育実践研究プロジェクトⅠ＊
教育学部　准教授 古川　雄嗣	人間存在と人間形成，道徳的価値とその意義および根拠等に関する哲学的考察	道徳を基盤とした学級経営 教育実践研究プロジェクトⅠ＊
教育学部　准教授 宮﨑　拓弥	イメージ体験過程に関する認知心理学的研究，メタ認知に関する認知心理学的研究	授業における子どもの行動と心理 子ども理解のためのアセスメント
教育学部　准教授 山﨑　智子	イギリスの高等教育制度に関する歴史的研究	子どもと社会 教育実践研究プロジェクトⅠ＊
教育学部　准教授 水野　君平	学級・児童生徒に関する心理学研究	キャリア教育の実際と課題 教育実践研究プロジェクトⅠ＊
教育学部　教授 上田　祐二	国語科教育におけるメディア・ICTに関する研究	教科教育研究の理論（国語科教育）Ⅰ＊ 教科教育研究の理論（国語科教育）Ⅱ＊
教育学部　准教授 渥美　伸彦	小・中学校における国語科学習指導及び言語活動の研究	教科教育研究の実践と展開（国語科教育）Ⅰ＊ 教科教育研究の実践と展開（国語科教育）Ⅱ＊
教育学部　教授 村田　裕和	日本近代文学の研究	教科内容研究（国語科教育国文学分野）Ⅰ＊ 教科内容・教材開発（国語科教育国文学分野）Ⅰ＊
教育学部　教授 大橋　賢一	漢文学（唐代文学）・漢文教育	教科内容研究（国語科教育漢文学分野）Ⅰ＊ 教科内容・教材開発（国語科教育漢文学分野）Ⅰ＊
教育学部　准教授 西川　竜矢	書写書道教育における理論と実践の往還的研究，書作品制作と研究	教科内容研究（国語科教育書道分野）Ⅰ＊ 教科内容・教材開発（国語科教育書道分野）Ⅰ＊
教育学部　准教授 長谷川　範彰	平安・鎌倉時代の文学	教科内容研究（国語科教育国文学分野）Ⅰ＊ 教科内容・教材開発（国語科教育国文学分野）Ⅰ＊
教育学部　講師 西内　沙恵	意味と文法のインターフェイス研究	教科内容研究（国語科教育国語学分野）Ⅱ＊ 教科内容・教材開発（国語科教育国語学分野）Ⅱ＊

担当教員職・氏名	担当教員専門領域	主な授業担当科目名
教育学部　教授 坂井　誠亮	社会科教育における学習評価論の研究	教科教育研究の理論（社会科教育）Ⅰ＊ 教科教育研究の実践と展開（社会科教育）Ⅰ＊
教育学部　准教授 植田　真夕子	社会教育における資料活用に関する研究，思考力育成に関する研究	教科教育研究の理論（社会科教育）Ⅱ＊ 教科教育研究の実践と展開（社会科教育）Ⅱ＊
教育学部　教授 海老名　尚	教科内容学的観点を踏まえた歴史（日本史中世史）学習における理論・実践の往還的研究	教科内容研究（社会科教育歴史学分野）Ⅰ＊ 教科内容・教材開発（社会科教育歴史学分野）Ⅰ＊
教育学部　教授 津田　拓郎	西欧初期中世の国制・法制・教会の研究	教科内容研究（社会科教育歴史学分野）Ⅲ＊ 教科内容・教材開発（社会科教育歴史学分野）Ⅲ＊
教育学部　教授 籾岡　宏成	英米法，日米の司法制度に関する比較研究	教科内容研究（社会科教育法律学分野）Ⅰ＊ 教科内容・教材開発（社会科教育法律学分野）Ⅰ＊
教育学部　教授 角　一典	巨大公共事業の政治社会学・再生可能エネルギーによるまちづくりに関する研究・日本の河川をめぐる環境制御システム論	教科内容研究（社会科教育社会学・経済学分野）Ⅱ＊ 教科内容・教材開発（社会科教育社会学・経済学分野）Ⅱ＊
教育学部　教授 千葉　胤久	現象学研究，人間の生と死に関する哲学的・倫理学的研究	教科内容研究（社会科教育哲学・倫理学分野）Ⅱ＊ 教科内容・教材開発（社会科教育哲学・倫理学分野）Ⅱ＊
教育学部　教授 谷地元　直樹	問題解決，授業改善，教材研究	教科教育研究の理論（算数・数学科教育）Ⅰ＊ 教科教育研究の理論（算数・数学科教育）Ⅱ＊
教育学部　准教授 辻栄　周平	超平面配置の代数的組合せ論	教科内容研究（算数・数学科教育代数学分野）Ⅰ＊ 教科内容・教材開発（算数・数学科教育代数学分野）Ⅰ＊
教育学部　講師 樺沢　公一	論証指導，数学的活動，教材研究，問題解決型授業	教科教育研究の理論（算数・数学科教育）Ⅰ＊ 教科教育研究の理論（算数・数学科教育）Ⅱ＊
教育学部　教授 齋藤　幸子	位相幾何学	教科内容研究（算数・数学科教育幾何学分野）Ⅰ＊ 教科内容・教材開発（算数・数学科教育幾何学分野）Ⅰ＊
教育学部　教授 安藤　秀俊	理科の教材開発とその実践，地域における科学教育	教科教育研究の理論（理科教育）Ⅰ＊ 教科教育研究の理論（理科教育）Ⅱ＊
教育学部　准教授 高橋　一将	諸外国の科学教育，理科教育史	教科教育研究の理論（理科教育）Ⅰ＊ 教科教育研究の理論（理科教育）Ⅱ＊
教育学部　教授 永山　昌史	細胞の形態形成・機能発現に関する生物物理学・細胞生物学的研究	教科内容研究（理科教育物理学分野）Ⅱ＊ 教科内容・教材開発（理科教育物理学分野）Ⅱ＊
教育学部　准教授 奥寺　繁	半翅目頸吻亜目昆虫の分類学および昆虫相の解明	教科内容研究（理科教育生物学分野）Ⅱ＊ 教科内容・教材開発（理科教育生物学分野）Ⅱ＊
教育学部　准教授 佐藤　鋭一	火山の形成史，マグマ供給系の進化に関する研究	教科内容研究（理科教育地学分野）Ⅰ＊ 教科内容・教材開発（理科教育地学分野）Ⅰ＊
教育学部　教授 関口　朋彦	太陽系小天体の可視・赤外・電波波長域での観測	教科内容研究（理科教育地学分野）Ⅲ＊ 教科内容・教材開発（理科教育地学分野）Ⅲ＊
教育学部　准教授 芳賀　均	音楽科教育における評価（問題解決評価観を中心として），音楽鑑賞教育	教科教育研究の理論（音楽科教育）Ⅰ＊ 教科教育研究の理論（音楽科教育）Ⅱ＊
教育学部　教授 木村　貴紀	ピアノ演奏法	教科内容の体系（音楽科教育）Ⅰ＊ 教科内容の体系（音楽科教育）Ⅱ＊
教育学部　教授 杉江　光	声楽演奏法	教科内容研究（音楽科教育声楽分野）Ⅰ＊ 教科内容・教材開発（音楽科教育声楽分野）Ⅰ＊
教育学部　准教授 佐藤　淳一	管楽器演奏法	教科内容研究（音楽科教育器楽分野）Ⅱ＊ 教科内容・教材開発（音楽科教育器楽分野）Ⅱ＊
教育学部　教授 南部　正人	美術科教育，特に作品解釈に関する研究	教科教育研究の理論（図画工作・美術科教育）Ⅰ＊ 教科教育研究の理論（図画工作・美術科教育）Ⅱ＊
教育学部　教授 大石　朋生	日本絵画の制作と研究	教科内容研究（図画工作・美術科教育絵画分野）Ⅰ＊ 教科内容・教材開発（図画工作・美術科教育絵画分野）Ⅰ＊
教育学部　准教授 岩永　啓司	彫塑，特に実材を用いた彫刻の実技研究と教材の開発	教科内容研究（図画工作・美術科教育彫刻分野）Ⅰ＊ 教科内容・教材開発（図画工作・美術科教育彫刻分野）Ⅰ＊

担当教員職・氏名	担当教員専門領域	主な授業担当科目名
教育学部　教授 板谷　厚	体育・スポーツにおける動きの習得についての研究	教科内容研究（保健体育科教育運動学分野）Ⅰ＊ 教科内容・教材開発（保健体育科教育運動学分野）Ⅰ＊
教育学部　教授 高瀬　淳也	体育教育における指導法及び教材開発の研究	教科教育研究の理論（保健体育科教育）Ⅰ＊ 教科教育研究の実践と展開（保健体育科教育）Ⅰ＊
教育学部　准教授 小谷　克彦	体育・スポーツにおける心理的諸問題についての研究，心理力動的観点から捉えた教材開発の研究	教科内容研究（保健体育科教育体育学分野）Ⅰ＊ 教科内容・教材開発（保健体育科教育体育学分野）Ⅰ＊
教育学部　教授 勝本　敦洋	技術科教育の理論と実践化にかかわる指導内容・方法と教材開発の研究	教科教育研究の理論（技術科教育）Ⅰ＊ 教科教育研究の理論（技術科教育）Ⅱ＊
教育学部　准教授 小泉　匡弘	教育工学及び心理学を応用した技術科教育の教育方法・教材開発の研究	教科教育研究の理論（技術科教育）Ⅰ＊ 教科教育研究の理論（技術科教育）Ⅱ＊
教育学部　教授 渡壁　誠	ロボットを題材とした学習の企画・指導および教材開発 身体運動や運動障害に関する生体力学的研究	教科内容研究（技術科教育機械分野）Ⅰ＊ 教科内容・教材開発（技術科教育機械分野）Ⅰ＊
教育学部　教授 岡田　みゆき	家庭科の歴史的研究及び授業実践研究	教科教育研究の理論（家庭科教育）Ⅰ＊ 教科教育研究の理論（家庭科教育）Ⅱ＊
教育学部　教授 川邊　淳子	学校 家庭 地域をつなぐ協働的な家庭科教育の学びに関する研究	教科教育研究の理論（家庭科教育）Ⅰ＊ 教科教育研究の理論（家庭科教育）Ⅱ＊
教育学部　准教授 瀬浦　崇博	食品学・栄養学・調理学の分野に関わる基礎的調査研究および応用研究	教科内容研究（家庭科教育食物学分野）Ⅱ＊ 教科内容・教材開発（家庭科教育食物学分野）Ⅱ＊
教育学部　教授 小松　恵美子	衣生活に関する基礎研究と教材開発	教科内容研究（家庭科教育被服学分野）Ⅰ＊ 教科内容・教材開発（家庭科教育被服学分野）Ⅰ＊
教育学部　教授 笠原　究	近年の語彙習得研究と実践への応用	教科教育研究の理論（英語科教育）Ⅰ＊ 教科教育研究の実践と展開（英語科教育）Ⅱ＊
教育学部　准教授 井筒　勝信	語用論・談話機能的言語研究，外国語学習	教科内容研究（英語科教育英語学分野）Ⅰ＊ 教科内容・教材開発（英語科教育英語学分野）Ⅰ＊
教育学部　准教授 山田　祥一	言語学，英語学，機能主義的観点から得られた知見を学習に反映さ せるための文法研究	教科内容研究（英語科教育英語学分野）Ⅰ＊ 教科内容・教材開発（英語科教育英語学分野）Ⅰ＊
教育学部　教授 十枝内　康隆	詩学および批評理論，ならびに近代イギリス文学およびイギリス文化に関する理論・実践の往還的研究	教科内容研究（英語科教育英米文学分野）Ⅰ＊ 教科内容・教材開発（英語科教育英米文学分野）Ⅰ＊
教育学部　准教授 金山　幸平	（小学校）英語科教育における語彙指導，視聴教材を用いた英語指導，英語語彙分析	教科内容研究（小学校英語科教育分野）Ⅰ＊ 教科内容・教材開発（小学校英語科教育分野）Ⅰ＊
教育学部　教授 片桐　德昭	コーパス言語学，教室ビデオコーパスの作成，発話語彙分析，談話分析，教員養成・教師教育への応用など	教科内容研究（英語科教育英語コミュニケーション分野）Ⅰ＊ 教科内容・教材開発（英語科教育英語コミュニケーション分野）Ⅰ＊
教育学部　教授 萩原　拓	発達障害特性のある人々への包括的アセスメントによるライフステージを通した支援	障害のある子どもの理解と支援Ⅱ＊ 障害のある子どもの理解と支援Ⅳ
教育学部　教授 片桐　正敏	発達障害の認知神経科学研究とその知見を用いた支援法の研究，心理アセスメントを用いた発達・学習支援法の研究子どものメンタルヘルスと発達特性に関する研究	障害のある子どもの理解と支援Ⅴ 特別な支援を必要とする児童生徒のアセスメントⅠ＊
教育学部　准教授 蔦森　英史	限局性学習症，発達性ディスレクシアを含む発達障害の認知心理学的研究，支援法及びアセスメントツールの開発	特別支援教育のシステムと実際 障害のある子どもの理解と支援Ⅲ＊

【釧路校】

担当教員職・氏名	担当教員専門領域	主な授業担当科目名
教育学研究科　教授 佐々木　豊	学級・学年経営や学校経営のあり方や課題解決に関する実践的な研究	学級経営の実際と課題Ⅰ＊ 学校経営戦略の分析と策定
教育学研究科　教授 森　健一郎	領域横断的な思考を促す小・中学校理科カリキュラムの開発，へき地・小規模校における授業実践	アクティブ・ラーニングの理論と実践 校内研修デザインの理論と実践Ⅱ
教育学研究科　教授 安川　禎亮	ストレスマネジメント教育を中心にした感情のコントロール	教育相談の理論と実際 教師のメンタルヘルスとエンパワメント
教育学研究科　特任教授 鈴木　紳一	学校経営，校内研究・研修，授業改善に関する実践的な研究	校内研修デザインの理論と実践Ⅰ 教育実践研究プロジェクトⅠ・Ⅱ＊
教育学研究科　特任教授 竹林　亨	学校経営，校内研究，教育課程	教育実践研究プロジェクトⅠ・Ⅱ＊ 教育行政マネジメントの理論と実際
教育学研究科　准教授 安井　智恵	教育学，学校経営学，教育行政学，教師教育，地域とともにある学校づくりの研究	社会に開かれた学校 保護者・地域住民・関係機関等との協働体制づくり
教育学部　教授 玉井　康之	現代の子供の歪みと環境との関連性，地域教育経営，学級経営の基盤づくり，生活教育	地域性を生かした総合的な学習 へき地・小規模校の実際と課題
教育学部　教授 川前　あゆみ	へき地教育，教師教育，へき地・小規模校における実践的研究	へき地・小規模校の実際と課題 教育実践研究プロジェクトⅠ＊
教育学部　教授 境　智洋	主に自然素材を生かしたものづくり及び総合的な学習に関する教育内容・教材及び授業研究	学級経営と授業づくり 教育実践研究プロジェクトⅠ＊
教育学部　准教授 棚澤　実	へき地・小規模等の学級・学校経営に関する実践的な研究，教師の実践力向上に関する研究，道徳性の発達理論を生かした実践的研究	道徳を基盤とした学級経営 教育実践研究プロジェクトⅠ＊
教育学部　講師 小野　豪大	へき地・小規模校教育，比較教育学，多文化共生	へき地・小規模校の実際と課題 教育実践研究プロジェクトⅠ＊
教育学部　准教授 小林　淳一	教員養成，教師教育，学校教育学，質的調査法	教育課程編成と学級経営 教育実践研究プロジェクトⅠ＊
教育学部　准教授 宮前　耕史	民俗学，地域社会・地域文化研究，地域づくりと学校，学校と地域の連携・協働	現代的課題に対応した学びのコミュニティづくり 教育実践研究プロジェクトⅠ＊
教育学部　講師 木戸口　正宏	いじめ，不登校，学級崩壊の背景と臨床的・実践的対応のあり方について	キャリア教育の実際と課題 教育相談のケース・スタディ
教育学部　教授 佐野　比呂己	国語科教材研究と授業構想の連関について	教科教育研究の理論（国語科教育）Ⅰ＊ 教科教育研究の実践と展開（国語科教育）Ⅰ＊
教育学部　准教授 関谷　由一	日本古典文学（上代）	教科内容研究（国語科教育国文学分野）Ⅱ＊ 教科内容・教材開発（国語科教育国文学分野）Ⅱ＊
教育学部　准教授 久田　行雄	日本語学，国語学	教科内容研究（国語科教育国語学分野）Ⅲ＊ 教科内容・教材開発（国語科教育国語学分野）Ⅲ＊
教育学部　講師 吉田　勉	中国思想史	教科内容研究（国語科教育漢文学分野）Ⅱ＊ 教科内容・教材開発（国語科教育漢文学分野）Ⅱ＊
教育学部　教授 山元　研二	日本における社会科教育の歴史的展開，地理・歴史教育における学習指導・学習評価・教師教育	教科教育研究の理論（社会科教育）Ⅰ＊ 教科教育研究の実践と展開（社会科教育）Ⅰ＊
教育学部　講師 玉井　慎也	海外における社会科教育の歴史的展開，公民教育における学習指導・学習評価・教師教育	教科教育研究の理論（社会科教育）Ⅱ＊ 教科教育研究の実践と展開（社会科教育）Ⅱ＊
教育学部　教授 中村　太一	日本古代史（特に都市・交通・交易の研究）	教科内容研究（社会科教育歴史学分野）Ⅰ＊ 教科内容・教材開発（社会科教育歴史学分野）Ⅰ＊
教育学部　教授 酒井　多加志	交通地理学（港湾および港湾背後圏に関する研究）	教科内容研究（社会科教育地理学分野）Ⅰ＊ 教科内容・教材開発（社会科教育地理学分野）Ⅰ＊
教育学部　特任教授 浅利　祐一	憲法の人権論。特に，教育法，少年法，児童虐待，子どもの権利条約等を素材にして子どもの人権について研究している	教科内容研究（社会科教育法律学分野）Ⅰ＊ 教科内容・教材開発（社会科教育法律学分野）Ⅰ＊
教育学部　教授 早勢　裕明	問題解決的な学習における教師のかかわり	教科教育研究の理論（算数・数学科教育）Ⅰ＊ 教科教育研究の理論（算数・数学科教育）Ⅱ＊

担当教員職・氏名	担当教員専門領域	主な授業担当科目名
教育学部　講師 大滝　孝治	教科教育学，数学教育学	教科教育研究の理論（算数・数学科教育）Ⅰ＊ 教科教育研究の理論（算数・数学科教育）Ⅱ＊
教育学部　教授 和地　輝仁	行列とベクトルに関する実践的研究	教科内容研究（算数・数学科教育代数学分野）Ⅰ＊ 教科内容・教材開発（算数・数学科教育代数学分野）Ⅰ＊
教育学部　教授 関谷　祐里	多次元分割表解析	教科内容研究（算数・数学科教育解析学分野）Ⅰ＊ 教科内容・教材開発（算数・数学科教育解析学分野）Ⅰ＊
教育学部　講師 黒川　友紀	非線形波動方程式の解の解析	教科内容研究（算数・数学科教育解析学分野）Ⅱ＊ 教科内容・教材開発（算数・数学科教育解析学分野）Ⅱ＊
教育学部　准教授 中山　雅茂	教育方法，教材開発に関する研究	教科教育研究の理論（理科教育）Ⅰ＊ 教科教育研究の理論（理科教育）Ⅱ＊
教育学部　講師 長根　智洋	生命領域における教材開発とその実践的研究	教科教育研究の理論（理科教育）Ⅰ＊ 教科教育研究の理論（理科教育）Ⅱ＊
教育学部　教授 中川　雅仁	低温物性	教科内容研究（理科教育物理学分野）Ⅲ＊ 教科内容・教材開発（理科教育物理学分野）Ⅲ＊
教育学部　教授 伊原　禎雄	両生類の基本的生活史の解明，外来哺乳類の効果的管理方法についての研究	教科内容研究（理科教育生物学分野）Ⅲ＊ 教科内容・教材開発（理科教育生物学分野）Ⅲ＊
教育学部　教授 松原　尚志	新生代層の層序に関する研究，新生代貝類の分類・古生物地理に関する研究，地学教材開発に関する研究	教科内容研究（理科教育地学分野）Ⅰ＊ 教科内容・教材開発（理科教育地学分野）Ⅰ＊
教育学部　准教授 中西　紗織	能におけるわざの習得に関する研究	教科教育研究の理論（音楽科教育）Ⅰ＊ 教科教育研究の実践と展開（音楽科教育）Ⅰ＊
教育学部　教授 小野　亮祐	18世紀ドイツの音楽教育についての歴史的研究	教科教育研究の理論（音楽科教育）Ⅱ＊ 教科教育研究の実践と展開（音楽科教育）Ⅱ＊
教育学部　教授 鴨川　太郎	声楽発声・各国オペラ・各国芸術歌曲の研究	教科内容研究（音楽科教育声楽分野）Ⅱ＊ 教科内容・教材開発（音楽科教育声楽分野）Ⅱ＊
教育学部　教授 佐々木　宰	図画工作，美術科における教材・指導法・カリキュラム研究，アジアの美術教育研究	教科教育研究の理論（図画工作・美術科教育）Ⅰ＊ 教科教育研究の理論（図画工作・美術科教育）Ⅱ＊
教育学部　教授 福江　良純	彫刻各素材による制作・造形理論研究	教科内容研究（図画工作・美術科教育彫刻分野）Ⅱ＊ 教科内容・教材開発（図画工作・美術科教育彫刻分野）Ⅱ＊
教育学部　教授 越川　茂樹	スポーツの存在様態に関する教育人間学的研究	教科教育研究の理論（保健体育科教育）Ⅰ＊ 教科教育研究の理論（保健体育科教育）Ⅱ＊
教育学部　准教授 山本　悟	技の効果的な指導方法の開発に関する発生運動学的研究	教科内容研究（保健体育科教育運動学分野）Ⅰ＊ 教科内容・教材開発（保健体育科教育運動学分野）Ⅰ＊
教育学部　准教授 土岐　圭佑	現代的課題をテーマにした家庭科教育の理論的・実践的研究	教科教育研究の理論（家庭科教育）Ⅰ＊ 教科教育研究の理論（家庭科教育）Ⅱ＊
教育学部　教授 野村　卓	食育・食農教育に関する教材研究	教科内容研究（家庭科教育食物学分野）Ⅰ＊ 教科内容・教材開発（家庭科教育食物学分野）Ⅰ＊
教育学部　教授 鎌田　浩子	家庭・生活経営及び消費者教育に関する研究	教科内容研究（家庭科教育家政一般分野）Ⅰ＊ 教科内容・教材開発（家庭科教育家政一般分野）Ⅰ＊
教育学部　准教授 鈴木　健太郎	英語教育，第二言語習得，英語語彙習得・指導	教科教育研究の理論（英語科教育）Ⅰ＊ 教科教育研究の理論（英語科教育）Ⅱ＊
教育学部　准教授 椙本　顕士	生成文法理論に基づく統語論と意味論	教科内容研究（英語科教育英語学分野）Ⅰ＊ 教科内容・教材開発（英語科教育英語学分野）Ⅰ＊
教育学部　教授 小野川　文子	特別支援教育（肢体不自由児教育，病弱児教育），寄宿舎教育，障害児とその家族の生活問題の関する研究	障害のある子どもの理解と支援Ⅴ 現代社会と障害児・者
教育学部　教授 小淵　隆司	児童理解とその援助・臨床発達心理学，家族援助論	発達障害の心理・行動特性に基づく指導と支援 特別支援教育の現代的課題と教育実践
教育学部　准教授 戸田　竜也	特別支援学級・学校の教育内容研究，教育相談と多職種連携の研究	障害のある子どもの理解と支援Ⅰ＊ 特別支援教育のシステムと実際
教育学部　准教授 半澤　礼之	教育心理学，青年心理学	教育調査のための統計Ⅰ＊ 教育実践研究プロジェクトⅠ＊

【函館校】

担当教員職・氏名	担当教員専門領域	主な授業担当科目名
教育学研究科　教授 加賀　重仁	学校経営・校内研修等に関する実践的研究	学校における組織的な人材育成と授業改善 教員の働き方と校務の効率化
教育学研究科　教授 永澤　篤	子どもの問題行動に対応した生徒指導・教育相談に関する実践的研究，総合的な学習の時間の指導法等に関する実践的研究	子どもの問題行動の実際と実践的対応 総合的な学習の時間の実践と課題
教育学研究科　教授 杉本　任士	行動分析学に基づく学校経営，学級・学年経営，ポジティブ行動支援に関する研究	学級・学年経営の理論と実践 学級経営の実際と課題Ⅱ＊
教育学研究科　准教授 菱田　一哉	いじめ被害低減，行動変容，発達支持的教育相談	学校教育の現代的課題とその対応 いじめに関する理論と指導の実際
教育学部　教授 木村　育恵	教師文化研究，ジェンダーと教育研究	教育実践研究プロジェクトⅠ＊ 教育調査のための統計Ⅰ＊
教育学部　准教授 山口　好和	授業研究の方法論，現代的な課題に対応した教材・カリキュラム開発，教育実践分野におけるメディア・ＩＣＴ活用	キャリア教育の実際と課題 授業における子どもの行動と心理
教育学部　講師 長尾　悠里	小規模特認校，学校統廃合に関する研究	教育実践研究プロジェクトⅠ＊ 子どもと社会
教育学部　准教授 奥田　秀巳	道徳教育，教育哲学	教育実践研究プロジェクトⅠ＊ 道徳を基盤とした学級経営
教育学部　講師 渡邉　信隆	学校経営，教師の職能発達，教師の子ども認知研究	キャリア教育の実際と課題 現代的課題に対応した学びのコミュニティづくり
教育学部　特任教授 内藤　一志	国語教育史，古典教育	教科教育研究の理論（国語科教育）Ⅰ＊ 教科教育研究の理論（国語科教育）Ⅱ＊
教育学部　講師 野嵜　雄太	社会科教育，法教育	教科教育研究の理論（社会科教育）Ⅰ・Ⅱ＊ 教科教育の実践と展開（社会科教育）Ⅰ・Ⅱ＊
教育学部　教授 石井　洋	開発途上国における算数・数学教育の質的改善に関する研究，算数・数学科の学習評価に関する研究	学級経営と授業づくり 教科教育研究の理論（算数・数学科教育）Ⅰ＊
教育学部　准教授 長尾　智絵	幼児の音楽表現における歴史的・実践的研究	教科教育研究の理論（音楽科教育）Ⅰ＊ 教科教育研究の理論（音楽科教育）Ⅱ＊
教育学部　准教授 牧野　香里	芸術一般，絵画，日本画	教科内容研究（図画工作・美術科教育絵画分野）Ⅰ＊ 教科内容・教材開発（図画工作・美術科教育絵画分野）Ⅰ＊
教育学部　教授 吉村　功	体育・スポーツでの心理面に関する研究，基本的な運動技能向上のための教材開発の研究	教科内容研究（保健体育科教育体育学分野）Ⅰ＊ 教科内容・教材開発（保健体育科教育体育学分野）Ⅰ＊
教育学部　准教授 石森　広美	英語科教育における異文化理解・国際理解教育に関する研究，グローバル・シティズンシップ教育，アセスメント（評価）に関する実践的研究	教科教育研究の実践と展開（英語科教育）Ⅰ＊ 教科教育研究の実践と展開（英語科教育）Ⅱ＊
教育学部　教授 五十嵐　靖夫	特別な支援を必要とする子どものアセスメントと教育的支援	障害のある子どもの理解と支援Ⅲ＊ 発達障害の心理・行動特性に基づく指導と支援
教育学部　教授 北村　博幸	発達障害児の特性に応じた授業作りと授業改善の研究	障害のある子どもの理解と支援Ⅱ＊ 発達障害の心理・行動特性に基づく指導と支援
教育学部　教授 細谷　一博	知的障害児と典型発達児の相互交渉に関する実践的研究	障害のある子どもの理解と支援Ⅰ＊ 発達障害の心理・行動特性に基づく指導と支援

諸　規　則

本学生便覧に掲載の規則等については必要に応じ改正されることがあります。

最新のものは本学ホームページ「大学紹介」→「規則集」に掲載されていますので，そちらをご覧ください。

北海道教育大学学則

制　定　平成27年３月26日
平 成 26 年 学 則 第 1 号

第１章　総　　則

第１節　目的

（目的）

第１条　北海道教育大学（以下「本学」という。）は，真理を探究する教育研究の場として，学術文化を創造しつつ，豊かな教養と高い専門性を備え，地域を担う人材を養成するとともに，地域社会及び国際社会の発展に貢献することを目的とする。

第２節　教育研究組織等

（学部）

第２条　本学に，教育学部（以下「学部」という。）を置く。

２　学部に，次に掲げる課程及び学科を置く。

⑴　教員養成課程

⑵　国際地域学科

⑶　芸術・スポーツ文化学科

３　前項各号に規定する課程及び学科に別表第１に掲げる専攻を置く。

（大学院）

第３条　本学に，大学院を置く。

２　大学院に，教育学研究科（以下「研究科」という。）を置き，課程は修士課程及び専門職学位課程とする。

３　前項の研究科に，別表第２に掲げる専攻及び専修を置く。

４　第２項の専門職学位課程は，専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第１号）に定める教職大学院とする。

（養護教諭特別別科）

第４条　本学に，養護教諭特別別科を置く。

２　養護教諭特別別科に関し必要な事項は，別に定める。

（附属図書館）

第５条　本学に，附属図書館を置く。

（全学教育研究支援機関）

第６条　本学に，次の全学教育研究支援機関を置く。

⑴　へき地・小規模校教育研究センター

⑵　未来の学び協創研究センター

⑶　国際交流・協力センター

⑷　ＩＲセンター

⑸　キャリアセンター

⑹　大雪山自然教育研究施設

２　前項で定めるもののほか，第９条に規定する各校にそれぞれキャンパス教育研究支援機関を置くことができる。

（保健管理センター）

第６条の２　本学に，保健管理センターを置く。

（附属学校（園））

第７条　本学に，次の附属学校（園）を置く。

⑴　附属旭川幼稚園

⑵　附属函館幼稚園

⑶　附属札幌小学校

⑷　附属旭川小学校

⑸　附属函館小学校

⑹　附属札幌中学校

⑺　附属旭川中学校

⑻　附属函館中学校

⑼　附属釧路義務教育学校

⑽　附属特別支援学校

２　附属学校（園）に関し必要な事項は，別に定める。

（講座）

第８条　学部及び大学院に，教員組織として，講座を置く。

２　講座に関する規則は，別に定める。

（各校）

第９条　本学に，教育研究のために，札幌校，旭川校，釧路校，函館校及び岩見沢校（以下「各校」という。）を置く。

２　教員養成課程を，札幌校，旭川校及び釧路校に置く。

３　国際地域学科を，函館校に置く。

４　芸術・スポーツ文化学科を，岩見沢校に置く。

第３節　学年，学期及び休業日

（学年）

第10条　学年は，４月１日に始まり，翌年３月31日に終わる。

（学期）

第11条　学期は，前期及び後期とし，それぞれの期間は次のとおりとする。

前期　４月１日から９月30日まで

後期　10月１日から翌年３月31日まで

２　前項の規定にかかわらず，専門職学位課程の学期は，１学年を４期に分け，それぞれの期間は，毎年度，別に定める。

（休業日）

第12条　休業日は，次のとおりとする。

⑴　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日，日曜日及び土曜日

⑵　本学の創立記念日　６月１日

⑶　春季休業，夏季休業，冬季休業及び学年末休業

２　前項第３号の休業日の期間は，別に定める。

３　第１項に定めるもののほか，学長は，必要があると認めたときは，休業日を変更し，又は臨時の休業日を定めることができる。

４　教育上必要があると認められるときは，休業日に授業を行うことができる。

第２章　学　　部

第１節　目的

（目的）

第13条　学部の課程及び学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は，次のとおりとする。

⑴　教員養成課程　現代の学校教育現場の多様な課題に対応できる豊かな人間性，幅広い教養，知性並びに専門的能力を持ち，子どもを深く理解し，北海道の地域特性を活かした教育実践を創造的に展開する教員を養成する。

⑵　国際地域学科地域協働専攻　地域学の基本的知識，教育学的視点及び地域学を支える諸科学の専門知識を持ち，グローバル化した現代社会の地域学的問題を俯瞰的に捉え，国際的視野を持って地域社会の諸問題の解決のために積極的かつ主体的に行動できる人材を養成する。
⑶　国際地域学科地域教育専攻　地域の教育的課題解決に主体的に取り組み，特にグローバル化した現代社会に必要な国際性を持った子どもたちを育成するとともに，いじめ，不登校等の問題に苦しんでいる子どもや特別なニーズのある子どもの支援に先導的に取り組むことができる人材を養成する。
⑷　芸術・スポーツ文化学科芸術・スポーツビジネス専攻　芸術・スポーツ文化を活かしたマネジメントの知識及び組織の運営に関する実践的な能力を有し，芸術・スポーツを通した地域活性化及びまちづくりに貢献するとともに，新しい文化ビジネスを創造できる人材を養成する。
⑸　芸術・スポーツ文化学科音楽文化専攻　音楽文化による地域の活性化を促すことができるとともに，音楽に関する専門的な知識，技法及び技能を有し，自らの創作活動を発信することにより，音楽文化を地域社会に広める人材を養成する。
⑹　芸術・スポーツ文化学科美術文化専攻　美術文化を地域社会に広め，美術による地域の活性化を促すことができ，表現者としても美術に関する深い造詣，豊かな技術及び諸問題を切り開く構想力を有する人材を養成する。
⑺　芸術・スポーツ文化学科スポーツ文化専攻　スポーツ文化を地域社会に広めスポーツによる地域の活性化を促すことができるとともに，スポーツに関する科学的知識及び技能を有し，スポーツ指導ができる人材を養成する。

第２節　入学定員等及び修業年限

（入学定員及び収容定員）

第14条　第２条第２項に規定する課程及び学科の入学定員並びに収容定員は，別表第１のとおりとする。

（修業年限）

第15条　学部の修業年限は，４年とする。

２　在学期間は，通算して６年を超えることができない。

第３節　入学

（入学の時期）

第16条　入学，編入学，転入学及び再入学の時期は，学年の始めとする。ただし，教育上支障がないときは，学期の始めにおいても入学させることができる。

（入学資格）

第17条　本学に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。
⑴　高等学校又は中等教育学校を卒業した者
⑵　通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
⑶　外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
⑷　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
⑸　専修学校の高等課程（修業年限が３年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
⑹　文部科学大臣の指定した者
⑺　高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第１号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第２条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
⑻　本学において，個別の入学資格審査により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，18歳に達したもの

（入学志願手続）

第18条　本学に入学を志願する者は，所定の入学願書に検定料及び別に定める書類を添えて願い出るものとする。

２　既に納付された検定料は，別に定める事由に該当する場合を除き返還しない。

（入学者の選考）

第19条　前条の入学志願者については，入学者受入方針に基づき，公正かつ妥当な方法により選考する。

２　入学者の選考に関しては，別に定める。

（入学手続及び入学許可）

第20条　前条の選考により合格した者は，所定の期日までに，別に定める書類を提出するとともに，所定の入学料を納付しなければならない。ただし，入学料については，第73条に規定する入学料の免除又は徴収猶予を申請中の者を除く。

２　前項により納入された入学料は返還しない。

３　学長は，第１項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

（編入学）

第21条　次の各号のいずれかに該当する者で，本学に編入学を志願するものがあるときは，選考の上，相当年次に入学を許可することがある。
⑴　大学を卒業した者
⑵　大学に２年以上在学し，62単位以上を修得した者
⑶　その他法令で定めるところにより編入学できる者

２　編入学に関し必要な事項は，別に定める。

（転入学）

第22条　他の大学に１年以上在学している者で，本学に転入学を志願するものがあるときは，選考の上，相当年次に入学を許可することがある。

２　転入学に関し必要な事項は，別に定める。

（転専攻）

第23条　学長は，一の専攻の学生であって他の専攻に転専攻を志願する者があるときは，転専攻を許可することがある。

２　転専攻に関し必要な事項は，別に定める。

（再入学）

第24条　正当な理由で本学を退学した者で，再入学を志願するものがあるときは，選考の上，相当年次に入学を許可することがある。

２　再入学に関し必要な事項は，別に定める。

第４節　教育課程の編成等

（教育課程の編成方針及び基準）

第25条　教育課程は，教員養成課程，国際地域学科及び芸術・スポーツ文化学科の各専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し，体系的に編成するものとする。

２　授業科目の種類，単位数及び履修方法に関する教育課程の編成基準は，別に定める。

（単位の計算方法）
第26条　各授業科目の単位の計算方法は，１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じ，当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して，次の基準によるものとする。
⑴　講義及び演習については，15時間の授業をもって１単位とする。ただし，演習については，30時間の授業をもって１単位とすることができる。
⑵　実験，実習及び実技については，30時間の授業をもって１単位とする。ただし，授業の内容によっては，45時間をもって１単位とすることができる。
２　１つの授業科目について，２つ以上の授業の方法を併用する場合については，その組合せに応じ，前項に規定する基準を考慮して単位の計算を行うことができる。
３　前２項の規定にかかわらず，学士論文，卒業研究，卒業制作及び卒業演奏等の授業科目については，これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には，これらに必要な学修等を考慮して単位の計算を行うことができる。
（授業期間）
第27条　各授業科目の授業は，15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし，外国語の演習，体育実技等の授業について教育上特別の必要があると認められる場合は，この限りでない。
（授業の方法）
第28条　授業は，講義，演習，実験，実習若しくは実技又はこれらの併用により行うものとする。
２　前項の授業は，文部科学大臣が別に定めるところにより，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
３　第１項の授業を，外国において履修させることができる。前項の規定により，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても，同様とする。
４　文部科学大臣が別に定めるところにより，第１項の授業の一部を，校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。
（単位の授与）
第29条　授業科目を履修し，その試験に合格した者には，所定の単位を与える。ただし，第26条第３項の授業科目については，適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。
（成績の評価）
第30条　授業科目の試験の成績は，Ａ，Ｂ，Ｃ，Ｄ及びＦの５段階により評価し，Ａ，Ｂ，Ｃ及びＤを合格とし，Ｆを不合格とする。
２　前項の評価の方法は，別に定める。
第５節　履修，学修等
（履修科目登録の上限）
第31条　学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため，学生が１学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を別に定める。
２　所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については，別に定めるところにより，前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。
（修学指導）
第32条　学部学生に対して適切な修学等の助言，指導を行うため，学生指導教員を置く。
２　学生指導教員の指導内容等は，別に定める。

（他の課程又は学科における授業科目の履修等）
第33条　本学が教育上有益と認めるときは，学生に他の課程又は学科の授業科目を履修させることができる。
２　前項に規定する授業科目の履修に関し必要な事項は，別に定める。
（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）
第34条　本学が教育上有益と認めるときは，他の大学又は短期大学との協議に基づき，学生に当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。
２　前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は，30単位を超えない範囲で，本学において修得したものとみなすことができる。
３　前２項の規定は，学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。
（大学以外の教育施設等における学修）
第35条　本学が教育上有益と認めるときは，学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を，本学における授業科目の履修とみなし，単位を与えることができる。
２　前項により与えることができる単位数は，前条第２項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。
（休学期間中の外国の大学等における学修）
第36条　本学が教育上有益と認めるときは，学生が行う休学期間中の外国の大学又は短期大学における学修を，本学における授業科目の履修とみなし，単位を与えることができる。
２　前項により与えることができる単位数は，第34条第２項及び前条第２項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。
（入学前の既修得単位等の認定）
第37条　本学に入学を許可された者のうち，本学又は他の大学若しくは短期大学を卒業又は中途退学したものについては，本学が教育上有益と認めるときは，当該者が本学又は他の大学若しくは短期大学において修得した単位を，本学において修得したものとみなすことができる。
２　前項の規定は，外国の大学又は短期大学を卒業又は中途退学し，本学に入学を許可された者について準用する。
３　本学に入学を許可された者のうち，短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修により単位等を修得しているものについては，本学が教育上有益と認めるときは，この単位等を本学において修得した単位とみなすことができる。
４　本学に入学を許可された者のうち，大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）に定める科目等履修生として修得した単位について，本学が教育上有益と認めるときは，この単位を，本学において修得したものとみなすことができる。
５　前各項により与えることができる単位数は，編入学及び転入学の場合を除き，本学において修得した単位以外のものについては，合わせて30単位を超えないものとする。
第６節　卒業及び学位の授与等
（卒業及び学位）
第38条　本学に４年以上在学し，所定の授業科目及び単位を修得した者に対し，学長は，教授会の意見を聴取の上，卒業を認定する。
２　前項に規定する所定の単位のうち，第28条第２項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。
３　第１項により卒業した者に，学士の学位を授与する。

４　学位の授与に関し必要な事項は，別に定める。

（教育職員免許状）

第39条　教員養成課程を卒業した者は，修得した科目に応じて，教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）に定める免許状のうち，別表第３に掲げる免許状の授与の所要資格を取得できる。

２　国際地域学科地域協働専攻又は芸術・スポーツ文化学科（芸術・スポーツビジネス専攻を除く。）を卒業した者で，免許法に定める所要の単位を修得したものは，免許法に定める免許状のうち，別表第４に掲げる免許状の授与の所要資格を取得できる。

３　国際地域学科地域教育専攻を卒業した者は，修得した科目に応じて，免許法に定める免許状のうち，別表第４に掲げる免許状の授与の所要資格を取得できる。

４　前３項のほか，所要の単位を修得した場合は，他の免許状の授与の所要資格を取得することができる。

第３章　大 学 院

第１節　目的

（目的）

第40条　大学院は，学部における一般的及び専門的教養の基礎の上に，広い視野に立って精深な学識を修め，専門分野における理論と応用の研究能力及び教育実践の場における教育研究の推進者としての能力を養成することを目的とする。

２　大学院の各専攻における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は次のとおりとする。

⑴　学校臨床心理専攻　心理臨床，教育臨床，発達臨床の各領域における専門的研究を深め，様々な心と関係性の問題の援助を必要とする幼児，児童及び生徒に対しての支援を有効に進めることのできる高度な専門的能力の形成を図り，子どもを理解する力，分析してアセスメントする力，発達を支援していく力，保護者，学校，専門機関等の間での連携及び協働をコーディネートする力，実践的課題を発見して研究的な側面からアプローチする力並びにこれらの応用的な能力を基盤として支える専門的知識等を身に付けた教員，心理士等を養成する。

⑵　高度教職実践専攻　学校現場における諸課題について，理論的・実践的研究を深め，教師としての使命を自覚し，学校全体を俯瞰して課題解決にあたるための高度な専門的能力及び実践力の形成を図り，子ども理解力，学習指導力，マネジメント力，連携・協働力及び実践的研究力を備えた人材を養成する。

第２節　入学定員等及び修業年限

（入学定員及び収容定員）

第41条　研究科の入学定員及び収容定員は，別表第２のとおりとする。

（修業年限）

第42条　修業年限は，２年とする。

２　前項の規定にかかわらず，第55条の規定により長期にわたる教育課程の履修を認められた者の修業年限は，その認められた期間とする。

３　前２項の規定にかかわらず，別に定める教員免許状取得特別プログラムの受講が許可された者の修業年限は，３年とする。

４　第１項の規定にかかわらず，専門職学位課程において，主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって，かつ，昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合において，教育上の必要があるときは，その修業年限を１年とすることができる。（以下，本項に基づき修業年限を１年とした学生を「短期履修学生」という。）

５　前項の短期履修学生に関し必要な事項は，別に定める。

６　第53条第１項の規定により，学生が入学する前に大学院又は他の大学院において修得した単位を大学院において修得したものとみなす場合であって，当該単位の修得により修士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは，当該単位数，その修得に要した期間その他を勘案して１年を超えない範囲で，修士課程に在学したものとみなすことができる。ただし，この場合においても，１年以上在学しなくてはならないものとする。

７　在学期間は，通算して４年を超えることはできない。ただし，第２項及び第３項に定める者に係る在学期間は，当該修業年限に２年を加えた年数を超えることはできないものとする。

第３節　入学

（入学資格）

第43条　大学院に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　大学を卒業した者

⑵　学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第４項の規定により学士の学位を授与された者

⑶　外国において，学校教育における16年の課程を修了した者

⑷　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

⑸　我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

⑹　外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について，当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において，修業年限が３年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の文部科学大臣の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により，学士の学位に相当する学位を授与された者

⑺　専修学校の専門課程（修業年限が４年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

⑻　文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第５号）

⑼　大学院において，個別の入学資格審査により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，22歳に達したもの

（入学志願手続）

第44条　大学院に入学を志願する者は，所定の入学願書に検定料及び別に定める書類を添えて願い出るものとする。

２　既に納付された検定料は，返還しない。ただし，学長が必要と認めたときは，検定料を不徴収とすることができる。

（転入学）

第45条　大学院に転入学を志願する者があるときは，欠員のある場合に限り，選考の上，入学を許可することがある。

（再入学）
第46条　大学院を退学した者で，２年以内に再入学を志願するものがあるときは，欠員のある場合に限り，選考の上，入学を許可することがある。
第４節　教育方法等
（修士課程の教育方法）
第47条　修士課程の教育は，授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行うものとする。
２　前項の授業は，文部科学大臣が別に定めるところにより，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
３　第１項の授業を，外国において履修させることができる。前項の規定により，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても，同様とする。
４　文部科学大臣が別に定めるところにより，第１項の授業の一部を，校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。
（専門職学位課程の教育方法）
第48条　専門職学位課程の教育は，授業科目の授業により行うものとする。
２　前項の授業は，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
（授業科目及び履修方法）
第49条　大学院の専攻別及び専修別の授業科目，単位数及び履修方法並びに研究指導の内容については，別に定める。
（研究指導教員等）
第50条　学長は，修士課程における授業科目の履修の指導及び研究指導を行うために，学生ごとに研究指導教員を定める。
２　学長は，専門職学位課程における授業科目の履修の指導を行うために，学生ごとに指導教員を定める。
第５節　履修等
（修士課程の他の大学院における履修）
第51条　修士課程において，本学が教育上有益と認めるときは，当該他の大学院と協議の上，学生に当該他の大学院の授業科目を履修させることができる。
２　前項の規定により，他の大学院において修得した単位は，15単位を超えない範囲で，大学院において修得したものとみなすことができる。
３　前２項の規定は，学生が外国の大学院に留学する場合に準用する。
（専門職学位課程の他の大学院における履修）
第52条　専門職学位課程において，本学が教育上有益と認めるときは，当該他の大学院と協議の上，学生に当該他の大学院の授業科目を履修させることができる。
２　前項の規定により，他の大学院において修得した単位は，20単位を超えない範囲で，大学院において修得したものとみなすことができる。
（修士課程の入学前の既修得単位の認定）
第53条　修士課程において，本学が教育上有益と認めるときは，学生が入学する前に大学院又は他の大学院において修得した単位（大学院又は他の大学院において科目等履修生として修得した単位を含む。）を，大学院において修得したものとみなすことができる。
２　前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位のうち他の大学院において修得した単位数は，転入学等の場合を除き，15単位を超えないものとし，かつ，第51条第２項の規定により大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて，20単位を超えないものとする。
（専門職学位課程の入学前の既修得単位の認定）
第54条　専門職学位課程において，本学が教育上有益と認めるときは，学生が入学する前に大学院又は他の大学院において修得した単位（大学院又は他の大学院において科目等履修生として修得した単位を含む。）を，大学院において修得したものとみなすことができる。
２　前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位のうち他の大学院において修得した単位数は，編入学，転学等の場合を除き，当該専攻において修得した単位以外のものについては，第52条第１項及び第２項の規定により当該専攻において修得したとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。
（長期にわたる教育課程の履修）
第55条　学生が，職業を有している等の事情により，修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修士課程又は専門職学位課程を修了することを希望する旨を申し出たときは，審査の上，その超える在学期間については，２年を限度に計画的な履修を認めることができる。
２　前項の教育課程の履修に関し必要な事項は，別に定める。
（教育方法の特例）
第56条　教育上特別の必要があると認めた場合には，特定の時間及び時期並びに特定の場所において授業及び研究指導を行うことができる。
（単位の授与）
第57条　履修した授業科目の単位の授与は，筆記試験，口述試験，実技試験又は研究報告により行う。
第６節　修了及び学位の授与等
（修士課程の修了）
第58条　修士課程の修了には，第42条に規定する修業年限以上在学し，第49条の規定による授業科目について30単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた者で，修士論文を提出し，その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし，特に優れた業績をあげた者の在学期間に関しては，当該課程に１年以上在学すれば足りるものとする。
２　修士論文については，適当と認められるときは，特定の課題についての研究の成果をもって代えることができる。
３　学長は，教授会の意見を聴取の上，修士課程の修了を認定する。
（専門職学位課程の修了）
第59条　専門職学位課程の修了には，第42条に規定する修業年限以上在学し，第49条の規定による授業科目について46単位以上を修得しなければならない。
２　前項の修了要件のうち，本学が教育上有益と認めるときは，入学前に，幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校及び就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「小学校等」という。）の教員としての実務の経験を有する者について，５単位を超えない範囲で，小学校等の実習により修得する単位を修得しているものとみなし，当該科目の履修を免除することができる。
３　学長は，教授会の意見を聴取の上，専門職学位課程の修了を認定する。
（学位の授与）
第60条　修士課程を修了した者には，修士の学位を授与する。
２　専門職学位課程を修了した者には，教職修士（専門職）の学位を授与する。

３　学位の授与に関し必要な事項は，別に定める。
（教育職員免許状）
第61条　教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は，免許法及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。
２　大学院において所要資格を取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科は，別表第５のとおりとする。
（準用）
第62条　第19条及び第20条の規定は，大学院に準用する。

第４章　学部及び大学院共通事項

第１節　休学，転学，留学及び退学

（休学及び復学）
第63条　病気又はその他の事由で，引き続き３月以上修学することのできない者は，学長に願い出て，その許可を受けて休学することができる。
２　休学は，１年以上にわたることはできない。
３　休学期間終了日の翌日からの期間に係る第１項の願い出については，特別の事由がある場合に限り，許可することができる。
４　休学期間は，通算して３年を超えることができない。ただし，大学院は２年を超えることができない。
５　休学期間は，在学期間に算入しない。
６　休学期間の満了により復学する者は，当該休学期間の満了前に，その旨を届け出るものとする。
７　休学期間内にその事由がなくなったときは，学長の許可を受けて復学することができる。
（転学）
第64条　学部において，他の大学に転学しようとする者は，学長に願い出て，その許可を受けなければならない。
２　大学院において，他の大学院に転学しようとする者は，学長に願い出て，その許可を受けなければならない。
（留学）
第65条　学部において，外国の大学又は短期大学に留学しようとする者は，学長に願い出て，その許可を受けなければならない。
２　大学院において，外国の大学院に留学しようとする者は，学長に願い出て，その許可を受けなければならない。
３　前２項の留学の期間は，在学期間に算入する。
（退学）
第66条　退学しようとする者は，学長に願い出て，その許可を受けなければならない。

第２節　除籍

（除籍）
第67条　学長は，学生が次の各号のいずれかに該当する場合は，当該学生を除籍することがある。
⑴　長期にわたる欠席その他の事由で成業の見込みのないとき。
⑵　入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可になった場合又は入学料の一部の免除を許可された場合及び入学料の徴収猶予期間が満了した場合において，納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないとき。
⑶　授業料の納付を怠り督促を受けても納付しないとき。
（復籍）
第68条　学長は，前条第３号に該当し除籍となった者から当該除籍の事由となった未納の授業料に相当する額を納付して復籍の願い出があった場合は，復籍を許可することがある。
２　復籍に関し必要な事項は，別に定める。

第３節　授業料等の額

（検定料，入学料及び授業料の額）
第69条　検定料，入学料及び授業料の額並びに当該徴収方法等については，別に定める。
（授業料の納付）
第70条　授業料は，次の２期に分納するものとする。
前期　４月から９月まで　納期限５月末日
後期　10月から翌年３月まで　納期限11月末日
２　前項の規定にかかわらず，前期に係る授業料を納付するときに，当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
３　入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については，第１項の規定にかかわらず，入学を許可されるときに納付することができる。
（授業料の返還）
第71条　既に納付された授業料は，別に定める事由に該当する場合を除き，返還しない。
（退学者等の授業料）
第72条　前期又は後期の中途において退学し，又は退学を命ぜられ若しくは除籍された場合においては，別に定める場合を除き，当該期分授業料を徴収する。
２　停学期間中の授業料は，徴収する。
（入学料の減免及び徴収猶予）
第73条　特別の事情がある場合は，別に定めるところにより，入学料の全部又は一部を免除し，又は徴収を猶予することがある。
（授業料の減免及び徴収猶予）
第74条　経済的理由により授業料の納付が困難な者に対しては，別に定めるところより，人物，学業，成績その他の事情を調査した上，その全部又は一部を免除し，又は徴収を猶予することがある。
２　前項のほか，特別の事情がある場合は，別に定めるところにより，授業料を減免することがある。

第４節　研究生，科目等履修生，特別聴講学生及び外国人留学生

（研究生）
第75条　学長は，本学の学生以外の者で，特定の研究事項について指導を願い出たものがあるときは，研究生として入学を許可することができる。
２　研究生に関し必要な事項は，別に定める。
（科目等履修生）
第76条　学長は，本学の学生以外の者で，本学が開設する一又は複数の授業科目の履修を志願するものがあるときは，授業に支障のない限り，選考の上，科目等履修生として入学を許可し，単位の授与を認めることができる。
２　前項の単位の授与については，第29条及び第57条の規定を準用する。
３　科目等履修生に関し必要な事項は，別に定める。
（特別聴講学生）
第77条　学長は，他の大学又は短期大学及び大学院の学生（外国の大学又は短期大学

及び大学院を含む。）で，本学の授業科目を履修しようとするものがあるときは，当該他の大学又は短期大学及び大学院との協議に基づき，特別聴講学生として受入れを許可することができる。
２　特別聴講学生に関し必要な事項は，別に定める。
（外国人留学生）
第78条　外国人であって，大学において教育を受け，又は研究をする目的をもって入国し，本学に入学を志願する者があるときは，選考の上，外国人留学生として入学を許可することがある。
２　外国人留学生に関し必要な事項は，別に定める。
第５節　特別の課程
（履修証明プログラム）
第79条　学長は，学校教育法（昭和22年法律第26号）第105条に規定する特別の課程として本学の学生以外の者を対象とした履修証明プログラムを編成し，これを修了した者に対し，修了の事実を証する証明書を交付することができる。
２　前項に定めるもののほか，履修証明プログラムに関し必要な事項は，別に定める。
第６節　賞罰
（表彰）
第80条　学長は，表彰に値する行為があった学生を表彰する。
２　学生の表彰に関し必要な事項は，別に定める。
（懲戒）
第81条　学生が本学の規則に違反し，又はその本分に反する行為があったときは，学長は，別に定める手続等に基づき，当該学生を懲戒する。
２　懲戒は，訓告，停学及び退学とする。
３　停学期間が３月以上にわたるときは，その期間は修業年限に算入しない。ただし，在学期間は，第15条もしくは第42条に定める期間を超えることはできない。
第７節　学生への支援
（課外活動）
第82条　学長は，本学における人材の養成に関する目的の実現と，学生の豊かな情操と健全な心身を育成するため，学生に対して課外活動を許可することができる。
２　学生の課外活動に関し必要な事項は，別に定める。
（学生寮）
第83条　本学に，学生寮を置く。
２　学生寮の運営に関し必要な事項は，別に定める。
第８節　教育の改善
（教育課程等の改善に関する学生の関与）
第84条　教育課程，授業等の改善に関し，意見を述べる機会を学生に与えるものとする。
（教育内容等の改善のための組織的な研修等）
第85条　本学の授業の内容及び方法の改善を図るため，組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第５章　公開講座

（公開講座）
第86条　本学に，地域社会の教育と文化の振興に資するため，公開講座を開設することができる。
２　公開講座に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

１　この学則は，平成27年４月１日から施行する。
２　次に掲げる規則は，廃止する。
⑴　北海道教育大学大学院規則（平成16年規則第12号）
⑵　北海道教育大学における人材の養成に関する目的等に関する規則（平成20年規則第15号）
⑶　北海道教育大学大学院における人材の養成に関する目的等に関する規則（平成20年規則第43号）
３　人間地域科学課程，芸術課程及びスポーツ教育課程（以下「旧課程」という。）は，第２条第２項の規定にかかわらず，平成27年３月31日に旧課程に在学する者（以下この項において「本学在学者」という。）及び同年４月１日以降に本学在学者の属する年次に入学する者が旧課程に在学しなくなる日までの間，存続するものとし，教育課程，履修方法，卒業，学位及び教育職員免許状等は，なお従前の例による。
４　教員養成課程及び旧課程の収容定員は，第14条の規定にかかわらず，平成27年度から平成28年度までの間にあっては，次の表のとおりとする。

課　　程	27年度	28年度
教員養成課程	2,840	2,860
人間地域科学課程	660	330
芸術課程	240	120
スポーツ教育課程	120	60
計	3,860	3,370

附　則（平成28年４月26日平成28年学則第１号）
この学則は，平成28年４月26日から施行する。
附　則（平成28年６月28日平成28年学則第２号）
この学則は，平成28年６月28日から施行し，平成28年４月１日から適用する。
附　則（平成30年３月27日平成29年学則第１号）
この学則は，平成30年４月１日から施行する。
附　則（平成30年３月27日平成29年学則第２号）
１　この学則は，平成30年４月１日から施行する。
２　平成30年３月31日以前に芸術・スポーツ文化学科美術文化専攻に入学した者（以下この項において「本学在学者」という。）及び同年４月１日以降に同専攻の本学在学者の属する年次に入学又は転専攻する者が取得できる免許法に定める免許状の授与の所要資格は，改正後の別表第４の規定にかかわらず，中学校教諭１種免許状（美術）及び高等学校教諭１種免許状（美術，工芸，書道）とする。
附　則（平成31年２月26日平成30年学則第１号）
１　この学則は，平成31年４月１日から施行する。
２　平成31年３月31日以前に本学に入学した者（以下この項において「本学在学者」という。）及び同年４月１日以降に本学在学者の属する年次に入学又は転専攻する者については，改正後の別表第１の規定にかかわらず，なお従前の例による。
附　則（平成31年３月28日平成30年学則第２号）
この学則は，平成31年４月１日から施行する。
附　則（令和２年２月４日令和元年学則第１号）
１　この学則は，令和２年４月１日から施行する。
２　令和２年３月31日以前に本学に入学した者（以下この項において「本学在学者」という。）及び同年４月１日以降に本学在学者の属する年次に入学する者については，改正後の第40条第２項，別表第２及び別表第５の規定にかかわらず，なお従前

の例による。

附　則（令和２年３月31日令和元年学則第２号）

この学則は，令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和２年８月６日令和２年学則第１号）

１　この学則は，令和３年４月１日から施行する。

２　令和３年３月31日以前に本学に入学した者（以下この項において「本学在学者」という。）及び同年４月１日以降に本学在学者の属する年次に入学する者については，改正後の第40条第２項，別表第２及び別表第５の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則（令和３年２月５日令和２年学則第２号）

この学則は，令和３年４月１日から施行する。ただし，改正後の北海道教育大学学則第６条第１項第５号の規定は，令和２年10月１日から適用する。

附　則（令和３年２月18日令和２年学則第３号）

１　この学則は，令和３年４月１日から施行する。

２　令和３年３月31日以前に本学に入学した者については，改正後の規定（改正後の第38条第２項を除く。）にかかわらず，なお従前の例による。

附　則（令和３年３月25日令和２年学則第４号）

この学則は，令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月25日令和２年学則第５号）

この学則は，令和３年４月１日から施行し，令和２年４月１日から適用する。

附　則（令和４年２月17日令和３年学則第１号）

１　この学則は，令和５年４月１日から施行する。

２　令和５年３月31日以前に本学に入学した者については，改正後の規程にかかわらず，なお従前の例による。

附　則（令和５年２月16日令和４年学則第１号）

この学則は，令和５年４月１日から施行する。

別表第１（第２条及び第14条関係）

課程・学科	専　攻	各　校	入学定員（人）	収容定員（人）
教員養成課程	学校教育専攻 特別支援教育専攻 言語・社会教育専攻 理数教育専攻 生活創造教育専攻 芸術体育教育専攻 養護教育専攻	札　幌　校	※720	2,880
	教育発達専攻 国語教育専攻 英語教育専攻 社会科教育専攻 数学教育専攻 理科教育専攻 生活・技術教育専攻 芸術・保健体育教育専攻	旭　川　校		
	地域学校教育実践専攻	釧　路　校		
国際地域学科	地域協働専攻	函　館　校	240	960
	地域教育専攻		45	180
芸術・スポーツ文化学科	芸術･スポーツビジネス専攻	岩　見　沢　校	25	100
	音楽文化専攻		40	160
	美術文化専攻		55	220
	スポーツ文化専攻		60	240
計			1,185	4,740

※印を冠するものは，幼児教育分野（15人）を含む。

別表第２（第３条及び第41条関係）

課　程	専　攻	専　修	入学定員	収容定員
修士課程	学校臨床心理専攻	学校臨床心理専修	9	18
専門職学位課程	高度教職実践専攻	高度教職実践専修	80	160
計			89	178

別表第３（第39条関係）

課　　程		免許状の種類（免許教科）
教員養成課程	札幌校	小学校教諭１種免許状 中学校教諭１種免許状（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，英語） 高等学校教諭１種免許状（国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，家庭，工業，英語） 特別支援学校教諭１種免許状（知的障害者に関する教育の領域，肢体不自由者に関する教育の領域，病弱者に関する教育の領域） 養護教諭１種免許状
	旭川校	小学校教諭１種免許状 中学校教諭１種免許状（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭，英語） 高等学校教諭１種免許状（国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，書道，保健体育，家庭，工業，英語） 特別支援学校教諭１種免許状（知的障害者に関する教育の領域） 幼稚園教諭１種免許状
	釧路校	小学校教諭１種免許状 中学校教諭１種免許状（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，家庭，英語） 高等学校教諭１種免許状（国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，書道，保健体育，家庭，英語） 特別支援学校教諭１種免許状（知的障害者に関する教育の領域，肢体不自由者に関する教育の領域，病弱者に関する教育の領域）

別表第４（第39条関係）

学　　科	専　　攻	免許状の種類（免許教科）
国際地域学科	地域協働専攻	中学校教諭１種免許状（国語，社会，数学，理科，英語） 高等学校教諭１種免許状（国語，公民，数学，理科，英語）
	地域教育専攻	小学校教諭１種免許状 特別支援学校教諭１種免許状（知的障害者に関する教育の領域） 幼稚園教諭１種免許状
芸術・スポーツ文化学科	音楽文化専攻	中学校教諭１種免許状（音楽） 高等学校教諭１種免許状（音楽）
	美術文化専攻	中学校教諭１種免許状（美術） 高等学校教諭１種免許状（美術，工芸）
	スポーツ文化専攻	中学校教諭１種免許状（保健体育） 高等学校教諭１種免許状（保健体育）

別表第５（第61条関係）

専　攻	専　修	免許状の種類（免許教科）
学校臨床心理専攻	学校臨床心理専修	小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，職業，外国語（英語）） 高等学校教諭専修免許状（国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，書道，保健体育，保健，家庭，情報，農業，工業，外国語（英語）） 幼稚園教諭専修免許状 養護教諭専修免許状
高度教職実践専攻	高度教職実践専修	小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，職業，外国語（英語）） 高等学校教諭専修免許状（国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，書道，保健体育，保健，家庭，情報，農業，工業，外国語（英語）） 幼稚園教諭専修免許状 特別支援学校専修免許状（知的障害者に関する教育の領域，肢体不自由者に関する教育の領域，病弱者に関する教育の領域） 養護教諭専修免許状

北海道教育大学学位規則

制　定　平成16年４月１日
平 成 16 年 規 則 第 28 号

（趣旨）
第１条　この規則は，学位規則（昭和28年文部省令第９号）第13条第１項並びに北海道教育大学学則（平成26年学則第１号。以下「学則」という。）第38条第３項及び第60条第３項の規定に基づき，北海道教育大学（以下「本学」という。）において授与する学位に関し必要な事項を定める。
（学位の種類）
第２条　本学において授与する学位は，学士，修士及び教職修士（専門職）とする。
（学士の学位授与の要件）
第３条　学士の学位は，本学を卒業した者に授与する。
（修士の学位授与の要件）
第４条　修士の学位は，本学の大学院修士課程を修了した者に授与する。
（教職修士の学位授与の要件）
第４条の２　教職修士（専門職）の学位は，本学の大学院専門職学位課程を修了した者に授与する。
（学位論文）
第５条　修士課程の学生は，修士論文（学則第58条第２項の規定による特定の課題についての研究の成果を含む。以下「学位論文」という。）を学長に提出するものとする。
２　学長は，学位論文を受理したときは，学位授与の審査を，国立大学法人北海道教育大学運営規則（平成26年規則第25号。以下「運営規則」という。）第24条第１項第２号に規定する教授会（以下「教授会」という。）に付託するものとする。
（審査委員会）
第６条　教授会は，前条第２項の学位授与の審査が付託されたときは，運営規則第27条第１項第６号から第11号に規定する教員会議（以下「教員会議」という。）の下に審査委員会を設置し，学位論文の審査及び最終試験を行わせるものとする。
２　審査委員会は，学位論文を提出した学生が所属する専修及び当該学位論文の内容と関連する専修に属する研究科担当教員のうちから，研究指導教員を含む３人以上の審査委員をもって組織する。
３　前項の審査委員会には，同項の審査委員のほか，必要に応じて他大学の研究科担当教員を加えることができる。
４　審査委員会に委員長を置き，審査委員の互選とする。
（最終試験）
第７条　最終試験は，学位論文の審査に合格した者について，当該学位論文を中心として，関連科目について，口述又は筆記により行うものとする。
（学位論文及び最終試験の審査結果）
第８条　審査委員会は，学位論文及び最終試験の審査結果を教員会議に文書で報告しなければならない。
（学位の授与）
第９条　学長は，学則第38条の規定に基づき卒業をした者，学則第58条の規定に基づき修士課程を修了した者及び学則59条の規定に基づき専門職学位課程を修了した者に対し，学位の授与を決定し，学位記（別記様式）を授与するものとする。
（学位記の専攻分野の名称）
第10条　学位記には，高度教職実践専攻を除き，専攻分野の名称（別表）を付記するものとする。
（学位記の名称の使用）
第11条　学位の授与を受けた者が，学位の名称を用いるときは，教職修士（専門職）を除き，「当該学位名（専攻分野名）」とする。
（学位授与の取消し）
第12条　本学において，学位を授与された者が，不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき，又は学位の名誉を汚辱する行為があったときは，学長は，当該教授会の審議を経て，既に与えた学位を取消し，学位記を返付させ，かつ，その旨を公表するものとする。
（雑則）
第13条　この規則に定めるもののほか，学位の授与に関し必要な事項は，別に定める。

附　則
１　この規則は，平成16年４月１日から施行する。
２　この規則施行の際，現に小学校教員養成課程，養護学校教員養成課程，幼稚園教員養成課程及び社会教育課程に在学する者に係る学位については，なお，従前の例による。

附　則（平成16年９月29日平成16年規則第135号）
１　この規則は，平成17年４月１日から施行する。
２　この規則の施行の日の前日に在学する者については，改正後の第５条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則（平成18年２月28日平成17年規則第16号）
１　この規則は，平成18年４月１日から施行し，平成18年度入学生から適用する。
２　この規則の施行の日の前日に在学する学生については，なお従前の例による。

附　則（平成20年３月21日平成19年規則第72号）
この規則は，平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成23年２月28日平成22年規則第26号）
１　この規則は，平成23年４月１日から施行し，平成23年度入学者から適用する。
２　この規則の施行の日の前日に在学する学生については，なお従前の例による。

附　則（平成26年３月25日平成25年規則第36号）
１　この規則は，平成26年４月１日から施行し，平成26年度入学者から適用する。
２　改正後の別表の規定にかかわらず，平成26年３月31日に教員養成課程，人間地域科学課程，芸術課程及びスポーツ教育課程に在学する者（以下この項において「本学在学者」という。）及び同年４月１日以降に本学在学者の属する年次に入学する者の学位については，なお従前の例による。

附　則（平成27年３月26日平成26年規則第48号）
この規則は，平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成28年２月23日平成27年規則第55号）
この規則は，平成28年２月23日から施行し，平成27年９月に修了した者の学位授与の審査から適用する。

附　則（令和元年５月１日令和元年規則第１号）
この規則は，令和元年５月１日から施行する。

附　則（令和２年２月４日令和元年規則第20号）
１　この規則は，令和２年４月１日から施行し，令和２年度入学者から適用する。
２　改正後の別表の規定にかかわらず，令和２年３月31日に教育学研究科に在学する

者（以下この項において「本学在学者」という。）及び同年４月１日以降に本学在学者の属する年次に入学する者の学位については，なお従前の例による。

附　則（令和３年１月21日令和２年規則第104号）

１　この規則は，令和３年４月１日から施行し，令和３年度入学者から適用する。

２　改正後の別表の規定にかかわらず，令和３年３月31日に教育学研究科に在学する者（以下この項において「本学在学者」という。）及び同年４月１日以降に本学在学者の属する年次に入学する者の学位については，なお従前の例による。

別表（第10条関係）

学部（課程及び学科）・研究科（専攻）	専攻分野の名称
教育学部 教員養成課程	教育学
国際地域学科 芸術・スポーツ文化学科	地域学 教育学 芸術・スポーツビジネス 音楽文化 美術文化 スポーツ文化
教育学研究科 学校臨床心理専攻	教育学

別記様式

第３条該当者

学位記

○○○課程（又は学科）

氏　名

年　月　日生

本学所定の課程を修め本学を卒業したので学士（専攻分野名）の学位を授与する

令和　年　月　日

大学印

北海道教育大学

割印

第　号

第４条該当者

学位記

氏　名

年　月　日生

本学大学院教育学研究科学校臨床心理専攻修士課程を修了したので修士（教育学）の学位を授与する

令和　年　月　日

大学印

北海道教育大学

割印

第　号

第４条の２該当者

学位記

氏　名

年　月　日生

本学大学院教育学研究科高度教職実践専攻専門職学位課程を修了したので教職修士（専門職）の学位を授与する

令和　年　月　日

大学印

北海道教育大学

割印

第　号

北海道教育大学大学院教育学研究科履修規則

制　定　平成16年４月１日
平成16年規則第32号

改正　平成19年３月29日平成18年規則第50号　平成20年３月21日平成19年規則第82号
平成22年３月25日平成21年規則第29号　平成22年５月27日平成22年規則第２号
平成22年７月22日平成22年規則第６号　平成23年５月26日平成23年規則第77号
平成27年３月26日平成26年規則第98号　平成27年６月２日平成27年規則第29号
平成31年３月28日平成30年規則第43号　令和２年２月４日令和元年規則第22号
令和３年１月21日令和３年規則第105号　令和３年12月23日令和３年規則第11号

第１章　総　　則

（趣旨）

第１条　この規則は，北海道教育大学学則（平成26年学則第１号。以下「学則」という。）第49条に規定する北海道教育大学大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）の授業科目，履修方法，研究指導等に関し必要な事項を定める。

第２章　教育課程

（修士課程の授業科目の編成）

第２条　修士課程の授業科目は，専門科目及び課題研究に区分し編成する。

２　修士課程学校臨床心理専攻における専門科目は，臨床心理学・教育学・教育心理学・特別支援教育学等を基盤とする学際的な領域である学校臨床心理分野に関わる専門的内容又は研究方法論、研究倫理等について取り扱うものとする。

３　修士課程学校臨床心理専攻における課題研究は，学校臨床心理分野の研究課題及び研究方法論等についての考究を深め、修士論文に関わる指導を行うものとする。

（専門職学位課程の教育課程及び授業科目の編成）

第２条の２　専門職学位課程の教育課程は，学校組織マネジメントコース，教職キャリア形成・研修デザインコース，子ども理解・学級経営コース，教科指導・授業開発コース，特別支援教育コース及び養護教育コースの６コースで構成する。

２　専門職学位課程の授業科目は，共通科目，北海道教育大学の特色ある領域科目，コース科目及び実習科目に区分し編成する。

３　共通科目は，共通５領域（専門職大学院設置基準第５条第１項等の規定に基づく専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年文部科学省告示第53号）第８条第１項に規定する領域をいう。）を取扱う共通必修科目，コース必修科目及び大学指定科目で構成する。

４　北海道教育大学の特色ある領域科目は，北海道の教育課題を中心とした科目で構成する。

５　コース科目は，第１項で規定する各コースに応じた教育課題及び事例研究に係る専門科目，専門科目での学びを基礎に，実習における実践的成果を踏まえ，個々の学生の研究課題に沿った学修をゼミナール形式で展開するプロジェクト科目及びプロジェクト科目と連動し，研究課題に対する探究の成果を実践論文としてまとめ，研究成果の可視化を行う演習科目で構成する。

６　実習科目は，学校課題を中心に据えて，その解決を図るような試行的実践及びその検証を行うことにより学校全体の教育力を高めることに貢献できる能力を養うことを目的とした授業科目で構成する。

（修了に必要な単位数）

第３条　修士課程の修了に必要な単位数は，30単位以上とし，専攻別科目区分による単位は，次のとおりとする。

専　　攻		学校臨床心理
科目及び単位数	専門科目	26
	課題研究	4
計		30

２　専門職学位課程の修了に必要な単位数は，46単位以上とし，科目別区分による単位は，次のとおりとする。

専　　攻			高度教職実践
科目及び単位数	共通科目	共通必修科目	12
		コース必修科目	4
		大学指定科目	2
	北海道教育大学の特色ある領域科目		2
	コース科目	専門科目	8
		プロジェクト科目	6
		演習科目	2
	実習科目		10
計			46

３　専門職学位課程における実習科目については，学則第59条第２項に基づき，５単位を免除することができる。

なお，その場合，修了に必要な単位数は，41単位以上とする。

（履修方法）

第４条　専修別の履修方法は，次のとおりとする。

(1)　学校臨床心理専修

ア　この専修の科目から，次の方法により30単位以上を修得する。

(ア)　専門科目から26単位以上選択

(イ)　課題研究４単位必修

(2)　高度教職実践専修

ア　共通科目のうち，共通必修科目12単位，コース必修科目４単位，大学指定科目２単位を修得する。

イ　北海道教育大学の特色ある領域科目２単位を修得する。

ウ　コース科目のうち，専門科目８単位，プロジェクト科目６単位，演習科目２単位を修得する。

エ　実習科目10単位を修得する。

オ　１年間に履修科目として登録できる単位数の上限は，38単位とする。ただし，学則第42条第４項に規定する短期履修学生については50単位を上限とし，配当年次にかかわらず授業を履修することができるものとする。

カ　その他この専修の履修方法に関し必要な事項は，別に定める。

（開設授業科目）

第５条　開設する授業科目は，教育研究評議会の審議を経て，各校，教職大学院及び学校臨床心理専攻ごとに定めるものとする。

（修士課程の研究指導）

第６条　修士課程の研究指導は，研究指導教員の指導の下に学位論文の作成等を行うものであって，原則として個人指導とする。

２　北海道教育大学教員会議規則（平成26年規則第27号）第３条に規定する教員会議

（以下「教員会議」という。）が教育上必要と認めるときは，学生は，他の大学院又は研究所等において，１年を超えない範囲で必要な研究指導を受けることができる。

（特例による教育方法）

第７条　現に職を有する学生は，履修年限の全期間について，通常の授業時間及び時期のほか，特定の時間及び時期において定期的又は集中的に研究科の授業及び研究指導を受けることができるものとする。ただし，現職教員で教育委員会等から派遣される者（学則第42条第４項に規定する短期履修学生を除く。）については，第１年次には，勤務校を離れて研究科の授業及び研究に専念し，原則として22単位以上履修するものとし，第２年次には，勤務校に復帰し勤務しながら特定の時間及び時期において定期的又は集中的に研究科の授業及び研究指導を受けることができるものとする。

（教員免許状取得特別プログラムの受講）

第７条の２　小学校又は中学校教員免許状を取得させることを目的としたプログラム（以下「教員免許状取得特別プログラム」という。）の受講を許可された学生は，第４条の規定にかかわらず，教育学部が開設する授業科目のうち，小学校又は中学校教員免許状の所要資格を得るために必要な授業科目を履修することができる。

２　前項の規定に基づき修得した単位は，第３条に規定する修了要件の単位数に含めることはできない。

３　教員免許状取得特別プログラムに関し必要な事項は，別に定める。

第３章　成績の評価

（成績の評価）

第８条　授業科目の試験の成績は，Ａ，Ｂ，Ｃ，Ｄ及びＦの５段階により評価し，Ａ，Ｂ，Ｃ及びＤを合格とし，Ｆを不合格とする。

２　前項の評価の方法は，別表第１のとおりとする。

３　他の大学等（外国の大学等を含む。）において履修した授業科目の成績の評価は，別表第２のとおりとする。

附　則

この規則は，平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成19年３月29日平成18年規則第50号）

１　この規則は，平成19年４月１日から施行し，平成19年度入学者から適用する。

２　この規則の施行の日の前日に在学する者については，改正後の第９条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則（平成20年３月21日平成19年規則第82号）

この規則は，平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成22年３月25日平成21年規則第29号）

この規則は，平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成22年５月27日平成22年規則第２号）

１　この規則は，平成23年４月１日から施行し，平成23年度入学者から適用する。

２　この規則の施行の日の前日に在学する者については，改正後の第３条及び第４条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則（平成22年７月22日平成22年規則第６号）

１　この規則は，平成22年７月22日から施行する。

２　改正後の第４条第２号イ（イ），同条第６号イ（イ）及び同条第８号イ（イ）の規定は，平成22年度入学者から適用し，平成22年３月31日に在学する者については，なお従前の例による。

附　則（平成23年５月26日平成23年規則第77号）

１　この規則は，平成24年４月１日から施行し，平成24年度入学者から適用する。

２　この規則の施行の日の前日に在学する学生については，なお従前の例による。

附　則（平成27年３月26日平成26年規則第98号）

この規則は，平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成27年6月２日平成27年規則第29号）

１　この規則は，平成27年６月２日から施行し，平成27年４月１日から適用する。

２　改正後の規定は，平成27年度入学者から適用し，平成27年３月31日に在学する者については，なお従前の例による。

附　則（平成31年３月28日平成30年規則第43号）

１　この規則は，平成31年４月１日から施行し，2020年度入学者から適用する。

２　改正後の第２条の２，第３条第２項，第４条第14号イ及びウの規定にかかわらず，2020年３月31日に専門職学位課程に在学する者及び2020年度に専門職学位課程の２年次に転入学する者については，なお従前の例による。

附　則（令和２年２月４日令和元年規則第22号）

１　この規則は，令和２年４月１日から施行し，令和２年度入学者から適用する。

２　令和２年３月31日以前に本学に入学した者（以下この項において「本学在学者」という。）及び同年４月１日以降に本学在学者の属する年次に入学する者については，改正後の第３条第１項並びに第４条第２号及び第14号の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則（令和３年１月21日令和３年規則第105号）

１　この規則は，令和３年４月１日から施行し，令和３年度入学者から適用する。

２　この規則の施行の日の前日に在学する学生については，なお，従前の例による。

附　則（令和３年12月23日令和３年規則第11号）

この規則は，令和４年４月１日から施行し，令和４年度入学者から適用する。

別表第１（第８条関係）

評語	成績の評価	評価の内容	基　　準	素点（換算の目安）
優	A	特に優秀な成績	シラバスで計画されている到達目標を十分に達成しており，授業内容を確実に理解するとともに，発展させた知識・技能を修得できていることに加え，その知識・技能を相互に関連付けて応用できる	100～90
	B	優れた成績	シラバスで計画されている到達目標を十分に達成しており，授業内容を確実に理解するとともに，授業の基礎的な知識・技能を確実に修得できている	89～80
良	C	標準的な成績	シラバスで計画されている到達目標をおおむね達成しており，授業内容をおおむね理解するとともに，授業の基礎的な知識・技能をおおむね修得できている	79～70
可	D	合格と認められる最低の成績	シラバスで計画されている到達目標を最低限度達成しており，授業内容を最低限理解するとともに，授業の基礎的な知識・技能を最低限修得できている	69～60
	F	不合格	シラバスで計画されている到達目標を達成しておらず，授業内容を十分に理解していない，また，授業の基礎的な知識・技能を修得できていない	60未満
	F＊	不合格（再試験を認める場合）	シラバスで計画されている到達目標を達成しておらず，授業内容を十分に理解していない，また，授業の基礎的な知識・技能を修得できていない（F＊）再試験を認める場合）	60未満
	I	履修未完了		
	P	成績評価の延期		

注１　「F＊」は，試験の結果，やや学修が及ばず不合格になった科目について，再試験を認める場合の評価を示す。次学期に再試験登録を行うことにより，授業への出席を要せず授業担当教員の指定する試験等（課題の提出等を含む。）の結果に基づき，D又はFの評価を行う。

２　「I」は，授業期間外に行われる実習，集中講義，不定期講義及び補講等により，成績評価期限までに成績の評価ができない科目を示す。

３　「P」は，現職教員等の社会人の履修科目及び教育実践研究で成績評価期限までに成績の評価ができない科目を示す。

４　「F＊」,「I」及び「P」の成績評価は，次学期の成績提出期限（通年で開設する科目は，次年度の成績提出期限）までに行う。なお，現職教員等の社会人の履修科目及び教育実践研究に限り，やむを得ない場合は，「P」の再評価を認める。

５　成績証明書の評語は，A及びBを優，Cを良，Dを可として表記する。

別表第２（第８条関係）

他の大学等の成績評価			本学の成績評価
３段階評価	５段階評価	10段階評価	
優	5	10	A
	4	9，8	B
良	3	7，6	C
可	2	5	D

北海道教育大学科目等履修生規則

制　定　平成16年４月１日
平 成 16 年 規 則 第 30 号

（趣旨）
第１条　この規則は，北海道教育大学学則（平成26年学則第１号。以下「学則」という。）第76条第３項の規定に基づき，北海道教育大学（以下「本学」という。）の科目等履修生に関し必要な事項を定める。
（入学の時期）
第２条　入学の時期は，学期の始めとする。
（履修期間）
第３条　履修期間は，１年以内とする。ただし，引き続き履修を継続する必要があるときは，許可を受けて，これを延長することができる。
（入学資格）
第４条　科目等履修生の入学資格は，当該授業科目を履修するに十分な学力があると本学が認めた者とする。
（入学志願手続）
第５条　科目等履修生として入学を志願する者は，指定された日までに，次に掲げる書類に所定の検定料を添えて，学長に願い出なければならない。
⑴　願書（本学所定のもの）
⑵　履歴書
⑶　現に勤務している者は，所属長の修学許可書
⑷　その他本学が必要と認める書類
２　前項により納付された検定料は，返還しない。
（入学者の選考）
第６条　前条の入学志願者については，学長が選考する。
（入学手続）
第７条　前条の選考により合格した者は，所定の期日までに，次に掲げる書類を提出するとともに，所定の入学料を納付しなければならない。
⑴　誓約書（本学所定のもの）
⑵　その他本学が必要と認める書類
２　前項により納付された入学料は，返還しない。
３　学長は，第１項の入学手続を完了した者に，入学を許可する。
（諸証明書）
第８条　学長は，科目等履修生の願い出により，修得単位，在学期間等について，証明書を交付することができる。
（退学）
第９条　科目等履修生が退学しようとするときは，学長に願い出るものとする。
（除籍）
第10条　学長は，科目等履修生として適当でないと認められる者については，除籍することができる。
（検定料，入学料，授業料等）
第11条　検定料，入学料及び授業料の額並びに当該徴収方法は，別に定める。
２　実験，実習等に要する費用は，科目等履修生の負担とすることがある。
（検定料，入学料及び授業料の不徴収）
第12条　大学間交流協定に基づく外国人留学生については，検定料，入学料及び授業料は，徴収しない。
（準用）
第13条　この規則に定めるもののほか，科目等履修生に関し必要な事項は，学則その他の規定を準用する。

附　則
この規則は，平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成23年８月24日平成23年規則第28号　改正）
この規則は平成23年８月27日から施行する。

附　則（平成24年２月７日平成23年規則第72号　改正）
この規則は平成24年２月７日から施行する。

附　則（平成27年３月26日平成26年規則第50号　改正）
この規則は，平成27年４月１日から施行する。

北海道教育大学大学院科目等履修生規則

制　定　平成16年４月１日
平 成 16 年 規 則 第 33 号

（趣旨）
第１条　この規則は，北海道教育大学学則（平成26年学則第１号。以下「学則」という。）第76条第３項の規定に基づき，北海道教育大学大学院（以下「大学院」という。）の科目等履修生に関し必要な事項を定める。
（入学の時期）
第２条　入学の時期は，学期の始めとする。
（履修期間）
第３条　履修期間は，１年以内とする。ただし，引き続き履修を継続する必要があるときは，許可を受けて，これを延長することができる。
（履修制限）
第４条　科目等履修生として履修し得る単位数は，１年間８単位までとする。
（入学資格）
第５条　科目等履修生の入学資格は，大学を卒業した者又は大学院においてこれと同等以上の学力があると認めた者とする。
（入学志願手続）
第６条　科目等履修生として入学を志願する者は，指定された日までに，次に掲げる書類に所定の検定料を添えて，学長に願い出なければならない。
(1)　願書（本学所定のもの）
(2)　履歴書
(3)　現に勤務している者は，所属長の修学許可書
(4)　その他本学が必要と認める書類
２　前項により納付された検定料は，返還しない。
（入学者の選考）
第７条　前条の入学志願者については，学長が選考する。
（入学手続及び入学許可）
第８条　前条の選考により合格した者は，所定の期日までに，次の書類を提出するとともに，所定の入学料を納付しなければならない。
(1)　誓約書（本学所定のもの）
(2)　その他大学院が必要と認める書類
２　前項により納付された入学料は，返還しない。
３　学長は，第１項の入学手続を完了した者に，入学を許可する。
（諸証明）
第９条　学長は，科目等履修生の願い出により，修得単位，在学期間等について，証明書を交付することができる。
（退学）
第10条　科目等履修生が退学しようとするときは，学長に願い出るものとする。
（除籍）
第11条　学長は，科目等履修生として適当でないと認められる者については，除籍することができる。
（検定料，入学料，授業料等）
第12条　検定料，入学料及び授業料の額並びに当該徴収方法については，別に定める。
２　実験，実習等に要する費用は，科目等履修生の負担とすることがある。
（検定料，入学料及び授業料の不徴収等）
第13条　科目等履修生として現職教育のため任命権者の命により派遣される教職員については，検定料，入学料及び授業料は，徴収しない。ただし，単位の認定を受けようとする者については，授業料を徴収するものとする。
（準用）
第14条　この規則に定めるもののほか，科目等履修生に関し必要な事項は，学則その他の規則を準用する。

附　則
この規則は，平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成23年８月24日平成23年規則第39号　改正）
この規則は，平成23年８月27日から施行する。

附　則（平成24年２月７日平成23年規則第73号　改正）
この規則は，平成24年２月７日から施行する。

附　則（平成27年３月26日平成26年規則第60号　改正）
この規則は，平成27年４月１日から施行する。

北海道教育大学研究生規則

制　定　平成16年４月１日
平成16年規則第29号

改正　平成17年３月15日平成16年規則第155号　平成20年３月21日平成19年規則第73号
平成21年３月26日平成20年規則第37号　平成24年２月７日平成23年規則第71号
平成27年３月26日平成26年規則第49号

（趣旨）
第１条　この規則は，北海道教育大学学則（平成26年学則第１号。以下「学則」という。）第75条第２項の規定に基づき，北海道教育大学（以下「本学」という。）の研究生に関し必要な事項を定める。
（受入）
第２条　本学において，特定の研究に関し個人で又は国，地方公共団体，その他の教育機関（以下「委託機関」という。）からの委託により，研究指導を願い出た者があるときは，研究生として許可することができる。
（入学の時期）
第３条　入学時期は，学期の始めとする。ただし，外国人留学生でこれにより難い特別の事情がある場合は，この限りでない。
（研究期間）
第４条　研究期間は，１年とする。ただし，事情により６月とすることができる。
２　前項の規定にかかわらず，特別の事情がある場合は，更に１年を限度として延長を許可することができる。
（入学資格）
第５条　研究生の入学資格は，次の各号のいずれかに該当するものとする。
⑴　大学２年修了以上の学力を有する者
⑵　前号と同等以上の学力のある者として本学が認めたもの
（入学志願手続）
第６条　研究生として入学を志願する者は，指定された日までに，次に掲げる書類に検定料を添えて，学長に願い出なければならない。
⑴　願書（本学所定のもの）
⑵　履歴書（研究業績記載のもの）
⑶　最終出身学校の卒業証明書及び成績証明書
⑷　委託による場合は，委託機関の推薦書
２　前項により納付された検定料は，返還しない。
（入学者の選考）
第７条　前条の入学志願者については，学長が選考する。
（入学手続及び入学許可）
第８条　前条の選考により合格した者は，所定の期日までに，所定の書類を提出するとともに，所定の入学料を納付しなければならない。
２　前項により納付された入学料は，返還しない。
３　学長は，第１項の入学手続を完了した者に，入学を許可する。
（授業科目の聴講）
第９条　研究生は，指導教員を通じ当該授業科目担当教員の許可を受けて，研究事項に関連する必要な学部及び大学院の授業科目の講義を聴講することができる。
（研究証明）
第10条　学長は，研究生の願い出により，研究事項，研究期間等について，証明書を交付することができる。
（退学）
第11条　研究生が退学しようとするときは，学長に願い出るものとする。
（除籍）
第12条　学長は，研究生として適当でないと認められる者については，除籍することができる。
（検定料，入学料及び授業料等）
第13条　検定料，入学料及び授業料の額並びに当該徴収方法は，別に定める。
２　実験，実習等に要する費用は，研究生の負担とすることがある。
（検定料，入学料及び授業料の不徴収）
第14条　委託機関から任命権者の命により派遣される教職員及び大学間交流に基づく外国人留学生については，検定料，入学料及び授業料は，徴収しない。
（準用）
第15条　この規則に定めるもののほか，研究生に関し必要な事項は，学則その他の規定を準用する。

附　則
この規則は，平成16年４月１日から施行する。
附　則（平成17年３月15日平成16年規則第155号）
この規則は，平成17年４月１日から施行する。
附　則（平成20年３月21日平成19年規則第73号）
この規則は，平成20年４月１日から施行する。
附　則（平成21年３月26日平成20年規則第37号）
この規則は，平成21年４月１日から施行する。
附　則（平成24年２月７日平成23年規則第71号）
この規則は，平成24年２月７日から施行する。
附　則（平成27年３月26日平成26年規則第49号）
この規則は，平成27年４月１日から施行する。

北海道教育大学特別聴講学生規則

制　定　平成16年４月１日
平成16年規則第31号
改正　平成18年９月27日平成18年規則第12号　平成20年３月21日平成19年規則第74号
平成27年３月26日平成26年規則第51号

（趣旨）
第１条　この規則は，北海道教育大学学則（平成26年学則第１号。以下「学則」という。）第77条第２項の規定に基づき，北海道教育大学（以下「本学」という。）の特別聴講学生に関し必要な事項を定める。
（聴講期間）
第２条　聴講期間は，１年以内とする。ただし，引き続き聴講を継続する必要があるときは，許可を受けて，これを延長することができる。
（聴講資格）
第３条　特別聴講学生となることのできる者は，他の大学，短期大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）に在学し，相当の学力を有する者とする。
（出願手続）
第４条　特別聴講学生を志願する者は，指定された日までに，在学している大学等を経て，本学所定の願書及び調書を，学長に願い出るものとする。
（聴講許可）
第５条　特別聴講学生の聴講許可は，学長が決定する。
（単位の授与）
第６条　特別聴講学生（第11条第３項に規定する者を除く。）が聴講した科目の単位の授与については，聴講を希望する校の教員会議（以下「当該校教員会議」という。）の承認を受けて行う。
２　第11条第３号に規定する特別聴講学生が聴講した科目の単位の授与については，当該学生を受け入れることとなる部局（各校又は国際交流・協力センター。以下「受入部局」という。）の審議機関の承認を受けて行う。
（聴講の中止）
第７条　特別聴講学生が聴講を中止しようとするときは，学長に願い出るものとする。
（聴講の取消し）
第８条　学長は，特別聴講学生として適当でないと認められる者については，在学している大学等と協議の上，聴講を取り消すことができる。
（検定料及び入学料の不徴収）
第９条　検定料及び入学料は，徴収しない。
（授業料等）
第10条　授業料の額及び徴収方法は，別に定める。
２　実験，実習等に要する費用は，特別聴講学生の負担とすることがある。
（授業料の不徴収）
第11条　前条の規定にかかわらず，次に掲げる特別聴講学生については，授業料は徴収しない。
(1)　国立の大学等に在学している者
(2)　大学等間における相互単位互換協定に基づく特別聴講学生に対する授業料を相互不徴収とされた公立又は私立の大学等に在学している者
(3)　大学間交流協定に基づく外国人留学生
（準用）
第12条　この規則に定めるもののほか，特別聴講学生に関し必要な事項は，学則その他の規定を準用する。

附　則
この規則は，平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成18年９月27日平成18年規則第12号）
この規則は，平成18年９月27日から施行する。

附　則（平成20年３月21日平成19年規則第74条）
この規則は，平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成27年３月26日平成26年規則第51号）
この規則は，平成27年４月１日から施行する。

北海道教育大学における休学，復学，退学，除籍，復籍，卒業及び修了並びに単位認定の取扱いに関する要項

制　定　平成19年３月29日
改正　平成27年３月26日　平成27年６月２日　令和２年９月17日
令和５年２月16日

（趣旨）
第１条　北海道教育大学における，休学，復学，退学，除籍，復籍，卒業及び修了並びに単位認定の取扱いは，この要項の定めるところによる。
（定義）
第２条　この要項における用語の意義は，特に定めるもののほか，北海道教育大学学則（平成26年学則第１号。以下「学則」という。）において使用する用語の例による。
（休学）
第３条　学則第63条第１項に規定する休学の願い出は，休学願（別記様式１）により行うものとする。
２　学長は，休学の願い出があったときは，授業料の納付の有無にかかわらず，休学を許可することができるものとする。ただし，入学料を納付していない場合については，この限りでない。
（休学に係る単位の取扱い）
第４条　休学を許可された者のうち授業料の未納があるものに係る当該授業料が未納である学期に履修し，認定された単位及び当該学期中に以下のいずれかの規定に基づき認定された単位（以下「未納期の単位」という。）は，授業料の納付が確認できるまで証明しない。
⑴　北海道教育大学既修得単位の認定に関する取扱要項
⑵　北海道教育大学における単位互換協定による単位認定に関する取扱要項第５条
⑶　北海道教育大学の他の課程又は学科における授業科目の履修に関する要項第５条
⑷　海外研修プログラムの単位認定に関する要項第４条
（復学）
第５条　学則第63条第６項に規定する届け出は，復学届（別記様式２）を提出するものとする。
２　学則第63条第７項の規定による許可を受けようとする者は，学長に対し，復学願（別記様式３）を提出するものとする。
（退学）
第６条　学則第66条に規定する退学の願い出は，退学願（別記様式４）により行うものとする。
２　学長は，退学の願い出があったときは，授業料の納付の有無にかかわらず，退学を許可することができるものとする。ただし，入学料を納付していない場合については，この限りでない。
（退学に係る単位の取扱い）
第７条　退学した者のうち当該退学の日に授業料の未納があるものに係る未納期の単位は，当該退学の日にその認定を取り消す。
２　前項の規定により単位の認定を取り消された者は，退学の日の翌日から起算して，学部学生であったものにあっては３年以内，大学院学生であったものにあっては２年以内に，未納の授業料に相当する額を納付し，かつ，退学に係る単位再認定申請書（別記様式５）を学長に提出することにより，当該取り消された単位のうち納付された学期に係る単位の再認定を申請することができる。
（授業料の未納による除籍の取扱い）
第８条　学則第67条第３号に該当する場合とは，学則第15条第２号又は学則第42条第６項に規定する在学期間が満了していない者であって，引き続く２の学期に係る授業料の未納があり，かつ，次条第１項に定める手続を経てもなお授業料を納付しない場合とする。ただし，学則第38条第１項に規定する卒業の要件を具備する者，同第58条第１項に規定する修士課程の修了の要件を具備する者又は同第59条第１項に規定する専門職学位課程の修了の要件を具備する者（以下「卒業要件等を具備する者」という。）に係る授業料未納の期間は１の学期に係る授業料とする。
２　学長は，学則第67条第３号に該当するときは，当該学生を授業料が未納である学期のうち後の学期の末日をもって除籍するものとする。ただし，卒業要件等を具備する者については，当該卒業又は修了の要件を具備することとなった学期の末日をもって除籍する。
（授業料の未納による除籍の手続等）
第９条　授業料の未納がある者（以下「未納者」という。）に対しては，次の措置を講ずるものとする。
⑴　国立大学法人北海道教育大学債権管理及び収入金徴収事務取扱細則（平成16年細則第７号。以下「細則」という。）第11条に基づき，未納者に対する督促を行う。
⑵　国立大学法人北海道教育大学会計規則（平成16年規則第42号）第５条に定める出納命令役は，細則第13条第２項に基づき，未納者の報告を行う。ただし，報告先は，未納者の所属に応じ，キャンパス長，教職大学院長又は学校臨床心理専攻長（以下「キャンパス長等」という。）とする。
⑶　キャンパス長等は，前号の報告を受けた場合は，当該未納者が学部学生であるときは学生指導教員，大学院学生であるときは研究指導教員及び指導教員（以下「指導教員等」という。）に対して当該未納者の氏名及び未納額を通知する。
⑷　学生指導教員及び指導教員等は，前項に基づき通知を受けた場合であって，当該通知に係る未納者が前条第１項又は第２項に規定する除籍の対象となる者に該当するときは，当該未納者及び当該未納者の連帯保証人に対して除籍について説明するとともに，授業料を納付するよう求める。
２　学長は，前項の措置を講じたにもかかわらず，未納者が授業料を納付せず前条第１項又は第２項に定める除籍の要件に該当するときは，当該未納者が所属する各校，教職大学院又は学校臨床心理専攻（以下「各校等」という。）の教員会議の審議を経て，当該未納者を除籍する。
３　学長は，前項の規定により除籍したときは，当該未納者に文書をもって通知するとともに，当該文書の写しを連帯保証人に送付する。
（除籍に係る単位の取扱い）
第10条　学則第67条第１号により除籍された者のうち授業料の未納があるものに係る未納期の単位は，当該除籍の日にその認定を取り消す。
２　学則第67条第２号により除籍された者に係る在学中に認定された全ての単位は，当該除籍の日にその認定を取り消す。
３　学則第67条第３号により除籍された者に係る未納期の単位は，当該除籍の日にその認定を取り消す。
（復籍の取扱い）
第11条　学則第68条第１項に規定する復籍の願い出は，除籍の日の翌日から起算して，学部学生であったものにあっては３年以内，大学院学生であったものにあっては２

年以内に，復籍願（別記様式６）により行うものとする。

２　学長は，復籍の願い出があったときは，当該者が所属していた各校等の教員会議の審議を経て，復籍を許可することができる。ただし，復籍の許可は同一人について１回限りとする。

３　復籍の日は，復籍の願い出があった日以降最初に始まる学期の初日とする。

４　前項の規定にかかわらず，卒業要件等を具備する者の復籍の時期は，復籍の願い出があった日以降最初の卒業日又は修了日とし，同日付けで卒業又は修了させるものとする。

５　復籍後の在学期間は，除籍前の在学期間に通算する。ただし，前項の規定により復籍した場合はこの限りでない。

６　第２項の規定に基づき復籍が許可されたときは，第10条第３項に基づき認定が取り消された単位を再認定する。

（卒業及び修了の認定）

第12条　未納の授業料があるときは，学則第38条第１項に規定する卒業の認定，学則第58条第３項に規定する修了の認定及び学則第59条第３項に規定する修了の認定を行わない。

（雑則）

第13条　この要項に定めるもののほか，休学，復学，退学，除籍，復籍，卒業及び修了並びに単位認定の取扱いに関し必要な事項は，各校等が別に定める。

附　則

この要項は，平成19年４月１日から施行し，平成19年度入学者から適用する。

附　則（平成27年３月26日）

この要項は，平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成27年６月２日）

この要項は，平成27年６月２日から施行し，平成27年４月１日から適用する。

附　則（令和２年９月17日）

この要項は，令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和５年２月16日）

この要項は，令和５年４月１日から施行する。

別記様式１（第３条関係）

休　学　願

年　　月　　日

北海道教育大学長 殿

学籍番号
所　　属　　校
課程（学科）・専攻
専攻（分野）・専修
住　　所　〒

電話番号
ふりがな
氏　　名（自署）
連帯保証人住所　〒

連帯保証人電話番号
連帯保証人氏名（自署）

下記のとおり休学を願い出ます。

記

１　期　　間　　年　　月　　日から
年　　月　　日まで　（　　か月間）

２　理　　由（具体的に記入してください）

３　学生指導教員（研究指導教員）の副申
（学生に対して行った指導内容等を具体的に記入してください）

学生指導教員（研究指導教員）氏名（自署）

別記様式２（第５条関係）

復　学　届

年　　月　　日

学籍番号
所　　属　　校
課程（学科）・専攻
専攻（分野）・専修
住　　所　〒

電話番号
ふりがな
氏　　名（自署）
連帯保証人住所　〒

連帯保証人電話番号
連帯保証人氏名（自署）

下記のとおり休学の許可を受けていたが，休学期間満了のため　　年　　月　　日からの復学を届け出ます。

記

１　休学許可期間　　年　　月　　日から
年　　月　　日まで　（　　か月間）

２　学生指導教員（研究指導教員）氏名（自署）

別記様式３（第５条関係）

復　学　願

年　　月　　日

北海道教育大学長 殿

学籍番号
所　　属　　校
課程（学科）・専攻
専攻（分野）・専修
住　　所　〒

電話番号
ふりがな
氏　　名（自署）
連帯保証人住所　〒

連帯保証人電話番号
連帯保証人氏名（自署）

休学の許可を受けていたが，下記のとおり　　年　　月　　日からの復学を願い出ます。

記

１　休学許可期間　　年　　月　　日から
年　　月　　日まで　（　　か月間）

２　復学の理由（具体的に記入してください）

３　学生指導教員（研究指導教員）の副申
（学生に対して行った指導内容等を具体的に記入してください）

学生指導教員（研究指導教員）氏名（自署）

別記様式４（第６条関係）

退　学　願

年　　月　　日

北海道教育大学長 殿

学籍番号
所　　属　　校
課程（学科）・専攻
専攻（分野）・専修
住　　所　〒

電話番号
ふりがな
氏　　名（自署）
連帯保証人住所　〒

連帯保証人電話番号
連帯保証人氏名（自署）

下記のとおり退学を願い出ます。

記

１　退学日　　年　　月　　日

２　理　　由（具体的に記入してください）

３　学生指導教員（研究指導教員）の副申
（学生に対して行った指導内容等を具体的に記入してください）

学生指導教員（研究指導教員）氏名（自署）

別記様式５（第７条関係）

退学に係る単位再認定申請書

年　月　日

北海道教育大学長　殿

学籍番号（在学時）
所　　属（在学時）　　校
課程（学科）・専攻
専攻（分野）・専修
住　　所　〒

電話番号
ふりがな
氏　　名（自署）

下記のとおり未納であった授業料を納付したので，　年　月　日付けで取り消された単位の再認定を申請します。

記

年度（前期・後期）授業料　金　　円
（納付日　　年　　月　　日）

年度（前期・後期）授業料　金　　円
（納付日　　年　　月　　日）

以上　　金　　円

※授業料を納付した払込用紙の控え（写し）を添付してください。

別記様式６（第11条関係）

復　籍　願

年　月　日

北海道教育大学長　殿

学籍番号（在学時）
所　　属（在学時）　　校
課程（学科）・専攻
専攻（分野）・専修
住　　所　〒
電話番号
ふりがな
氏　　名（自署）
連帯保証人住所　〒

連帯保証人電話番号
連帯保証人氏名（自署）

年　　月　　日付けで除籍となったが，下記のとおり除籍事由である未納であった授業料を納付したので，復籍を願い出ます。

記

年度（前期・後期）授業料　金　　円
（納付日　　年　　月　　日）

年度（前期・後期）授業料　金　　円
（納付日　　年　　月　　日）

以上　　金　　円

※授業料を納付した払込用紙の控え（写し）を添付してください。

北海道教育大学大学院教育学研究科長期履修学生に関する取扱要項

制　定　平成16年４月１日

（趣旨）

第１　この要項は，北海道教育大学学則（平成26年学則第１号。以下「学則」という。）第55条第２項の規定に基づき，長期にわたり計画的に教育課程を履修する者（以下「長期履修学生」という。）に関する取扱について，必要な事項を定める。

（延長期間の単位）

第２　長期履修学生として，修業年限を超えて履修を延長することができる期間は，１年（外国人留学生にあっては，学期の区分に従い，６月）を単位とする。

（申請手続）

第３　長期履修学生として履修を希望する者は，次に掲げる書類をキャンパス長，教職大学院長又は学校臨床心理専攻長（以下「キャンパス長等」という。）に提出しなければならない。ただし，在学生については，１年次の１回に限り申請することができる。

⑴　長期履修申請書

⑵　理由書

⑶　在職証明書又は在職が確認できる書類（職業を有する者に限る。）

⑷　履修計画書

⑸　その他キャンパス長等が必要と認める書類

（変更手続）

第４　長期履修学生としての履修期間を延長することはできない。

２　長期履修学生としての履修期間の短縮を希望する者は，次に掲げる書類をキャンパス長等に提出しなければならない。

⑴　長期履修変更申請書

⑵　理由書

⑶　その他キャンパス長等が必要と認める書類

３　前項の規定により履修期間の短縮を許可された者は，授業料の差額を指定した期日までに納付しなければならない。

（提出期限）

第５　申請書類の提出期限は，次のとおりとする。ただし，当該日が休日の場合は，翌日とする。

⑴　第３に掲げる申請書類

ア　入学予定者　入学手続案内で定めた日

イ　在学生　２月15日（10月入学者は８月15日）

⑵　第４第２項に掲げる申請書類　修了予定年月の８月前まで

（許可）

第６　長期履修学生又は履修期間の変更の許可は，国立大学法人北海道教育大学運営規則（平成26年規則第25号）第27条第１項第６号から第11号に規定する教員会議の審議を経て，キャンパス長等が決定する。

（休学）

第７　長期履修学生は，学則第63条の規定にかかわらず，第３の規定に基づき提出されている理由書に記載されている内容と同一の理由により，休学することはできない。

附　則

この要項は，平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成22年３月25日改正）

１　この要項は，平成22年４月１日から施行する。

２　この要項の施行の日の前日に在学する学生については，なお従前の例による。

３　この要項の施行の日の前日までに改正前の第３の規定に基づく申請を行った者に係る第２の規定の適用については，改正後の第２の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則（平成23年８月24日改正）

この要項は，平成23年８月27日から施行する。

附　則（平成24年１月６日改正）

この要項は，平成24年１月６日から施行し，平成23年度入学者から適用する。

附　則（平成27年６月２日改正）

この要項は，平成27年６月２日から施行し，第３を除き，平成27年４月１日から適用する。ただし，改正前の第３については，平成27年４月１日以降施行日までの間において，「国立大学法人北海道教育大学運営規則（平成16年規則第17号）第２条の３に規定する副学長」は「キャンパス長」と読み替えて適用する。

北海道教育大学教職大学院短期履修学生に関する取扱要項

制　定　平成31年３月28日

（趣旨）

第１条　この要項は，北海道教育大学学則（平成26年学則第１号）（以下「学則」という。）第42条第５項に基づき，教職大学院における短期履修学生に係る取扱いについて，必要な事項を定める。

（対象学生）

第２条　短期履修学生の対象となる学生は，教職大学院において，１年間の教育課程を履修し，修了することについて，所属長から推薦のあった優れた資質を有する現職教員（学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）又は就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園の教員で現職の者（休職者を含み，常勤，非常勤は問わない。）をいう。）であって，かつ教職大学院の入学者選抜に合格し，入学を許可された者とする。

（履修期間）

第３条　短期履修学生の履修期間は，１年とする。

（授業料）

第４条　短期履修学生の授業料は，国立大学法人北海道教育大学における授業料等費用に関する規則（平成16年規則第43号）第２条第１項に規定する大学院の研究科の年額とする。

（申請及び許可）

第５条　短期履修学生として履修を希望する者は，学則第44条第１項に定める入学志願手続時に，教職大学院が別に定める書類を添えて申請するものとする。

２　前項の申請があったときは，北海道教育大学教員会議規則（平成26年規則第27号）第３条第１項第５号に規定する教職大学院教員会議（以下「教職大学院教員会議」という。）の審議を経て，教職大学院長がこれを許可することができる。

（授業科目及び履修方法等）

第６条　短期履修学生の授業科目及び履修方法等は，北海道教育大学大学院教育学研究科履修規則（平成16年規則第32号）によるもののほか，教職大学院において別に定める。

（入学前教育プログラム及び修了後フォローアッププログラム）

第７条　短期履修学生として教職大学院に入学する者に対する入学前教育プログラム及び短期履修学生として１年間の教育課程を履修し，修了した者に対する修了後フォローアッププログラムについては，必要に応じ，教職大学院において別に定める。

（短期履修学生の履修期間の延長）

第８条　短期履修学生としての履修期間は，延長することはできない。

（短期履修学生の許可の取消し）

第９条　短期履修学生が第３条に規定する履修期間を超えて教職大学院に在学を希望するときは，第５条第２項の許可（以下「短期履修学生の許可」という。）の取消しを受けなければならない。

２　短期履修学生の許可の取消しを希望する学生は，次に掲げる書類を教職大学院長に提出し，その許可を受けなければならない。

⑴　短期履修許可取消申請書

⑵　短期履修学生の許可の取消しに関する所属長の同意書（教育委員会から派遣された現職教員については，当該教育委員会の同意書）

３　教職大学院長は，教職大学院教員会議の審議を経て，短期履修学生の許可を取り消すことができる。

４　短期履修学生の許可を取り消された学生は，当該取消しを受けた日から，本取扱要項を適用せず，一般の学生として扱う。

（短期履修学生の休学及び復学）

第10条　短期履修学生の休学及び復学については，学則第63条の規定によるものとする。ただし，休学又は復学の許可を受けようとする短期履修学生は，休学又は復学に関する所属長の同意書（教育委員会から派遣された現職教員については，当該教育委員会の同意書）を提出しなければならない。

附　則

１　この規則は，平成31年４月１日から施行し，2020年度入学者から適用する。

２　第２条の「所属長から推薦のあった優れた資質を有する現職教員」は，当分の間，「本学と協定書又は覚書を締結した教育委員会から派遣された優れた資質を有する現職教員」に読み替えるものとする。

北海道教育大学教職大学院遠隔履修プログラムに関する取扱要項

制　定　令和５年11月10日

（趣旨）

第１条　この要項は，広大な北海道における教員への研修機能を強化し，学び続ける教員を支援することを目的として，本学が北海道教育委員会と連携・共同して本学教職大学院において実施する，オンライン会議システム等を活用した授業の受講により本学教職大学院の修了要件を満たすことが可能なプログラム（以下「遠隔履修プログラム」という。）に関し，必要な事項を定める。

（対象者）

第２条　遠隔履修プログラムは，北海道教育委員会の大学院研修派遣制度により本学教職大学院に入学した者のうち，北海道教育委員会が指定した者（以下「遠隔履修プログラム学生」という。）を対象とする。

２　遠隔履修プログラム学生の所属コースは，次に掲げるいずれかとする。

⑴　学校組織マネジメントコース

⑵　教職キャリア形成・研修デザインコース

（修業年限等）

第３条　遠隔履修プログラム学生の修業年限は２年とし，遠隔履修プログラム学生については学則第42条第４項を適用しない。

２　遠隔履修プログラム学生については，北海道教育大学大学院教育学研究科履修規則第７条の２で定める教員免許状取得特別プログラムを受講させないものとする。

（修学校）

第４条　遠隔履修プログラム学生の修学校は，本人の希望及び通学の便宜等を考慮して決定するものとする。

２　遠隔履修プログラムの受講を希望する入学志願者については，その入学願書に希望する修学校を記載させるものとする。

（カリキュラム等）

第５条　遠隔履修プログラム学生の理解度・到達度を確認し，及び補完するため，対面により，教員の指導を受け，又は他の学生と共に学ぶ機会（以下「スクーリング」という。）を設けるものとする。

２　スクーリングは，修学校又はその他教職大学院が指定した場所で実施するものとする。

３　遠隔履修プログラムの受講は，やむを得ない理由がある場合であって，教職大学院長が許可した場合に限り，中止することができる。

４　教職大学院長は，前項の許可を行うに当たっては，北海道教育委員会から意見を聞かなければならない。

（雑則）

第６条　この要項に定めるもののほか，遠隔履修プログラムに関し必要な事項は，関係委員会等で検討のうえ，教職大学院において別に定める。

附　則

この要項は，令和５年11月10日から施行し，令和６年度入学者から適用する。

北海道教育大学大学院教育学研究科
教員免許状取得特別プログラムに関する取扱要項

制　定　平成22年３月25日
改正　平成23年８月24日　平成25年５月23日　平成27年３月26日
令和２年11月26日

（趣旨）
第１条　この要項は，北海道教育大学大学院教育学研究科履修規則（平成16年規則第32号）第７条の２の規定に基づき，教員免許状取得特別プログラムの実施に関し必要な事項を定める。
（資格）
第２条　教員免許状取得特別プログラムは，教育学研究科に入学する者のうち，北海道教育大学学則（平成26年学則第１号）（以下「学則」という。）第44条第１項に規定する入学志願手続きの時点で，取得を希望する教員免許状を取得しておらず，かつ，その見込みもない者に限り，受講を許可するものとする。
（申請）
第３条　教員免許状取得特別プログラムの受講を希望する者は，学則第44条第１項に規定する入学志願手続きの際に，併せて別に定める「申請書」を提出して申請しなければならない。
（受講学生数）
第４条　教員免許状取得特別プログラムの受講定員数は，別に定める。
（教員免許状取得特別プログラム受講可否の決定）
第５条　第２条に規定する許可（以下「受講許可」という。）の可否は，教職大学院長又は学校臨床心理専攻長が申請者の教職への関心と意欲，適性等を面接により審査の上，履修を希望する授業科目を開設するキャンパスの長の了承を得た後，運営規則第27条第１項第10号又は第11号に規定する教員会議（以下「教員会議」という。）の審議を経て，決定する。
（授業料の徴収）
第６条　教員免許状取得特別プログラム受講者の授業料は，北海道教育大学学則（平成26年学則第１号）第42条に定める修業年限に係る３年分を徴収する。
（入学予定者の受講辞退）
第７条　教員免許状取得特別プログラムの受講を辞退する場合は，入学前の３月10日までに申し出るとともに，併せて別に定める取消の手続きを採らなければならない。
（受講の中止）
第８条　教員免許状取得特別プログラムは中止することはできない。ただし，やむを得ない理由がある場合であって，教職大学院長又は学校臨床心理専攻長の許可を得たときは，この限りでない。
２　前項の許可を得ようとする者は，あらかじめ自らの研究指導教員又は指導教員の承認を得た上で，１年次の２月15日までに，別に定める「教員免許状取得特別プログラム受講中止申請書（以下「中止申請書」という。）」を提出しなければならない。
３　第１項の許可の可否を決するに当たっては，教員会議の審議を経なければならない。
４　第１項の許可を受けた者については，その受講許可を取り消すものとする。
（雑則）
第９条　この要項に定めるもののほか，教員免許状取得特別プログラムに関し必要な事項は，教育委員会が別に定める。

附　則
この要項は，平成22年４月１日から施行し，平成22年度入学者から適用する。

附　則（平成23年８月24日）
この要項は，平成23年８月27日から施行する。

附　則（平成25年５月23日）
この要項は，平成25年５月23日から施行する。

附　則（平成27年３月26日）
この要項は，平成27年４月１日から施行する。

附　則（令和２年11月26日）
１　この要項は，令和２年11月26日から施行する。
２　令和２年11月25日以前に教育学研究科に入学した者については，改正後の規定にかかわらず，なお従前の例による。

北海道教育大学ティーチング・アシスタント取扱要項

制　定　平成16年５月31日
改正　平成21年３月27日　平成23年８月24日　平成27年３月26日
令和３年３月２日　令和３年９月10日　令和４年９月28日
令和５年９月21日

（趣旨）
第１条　この要項は，北海道教育大学大学院に在学する学生（以下「大学院生」という。）の生活の改善，教員・研究者としてのトレーニングの機会の提供並びに学部及び大学院教育の充実を図るため，有償の教育補助業務を行う大学院生（「ティーチング・アシスタント」と称し，以下「TA」という。）について必要な事項を定める。
（業務内容）
第２条　TAの業務は，学部学生等が受講する講義，実験，実習，演習等授業の教育補助業務(授業時間外に行う授業の事前準備及びレポート・試験等の整理を含む。)とする。
（資格）
第３条　TAは，大学院生（日本学術振興会特別研究員（DC）である者を除く。）に限るものとする。
（選考）
第４条　TAの選考は，カリキュラム等を担当する委員会の審議を経て，キャンパス長，教職大学院長又は学校臨床心理専攻長（以下「キャンパス長等」という。）が行う。ただし，現職教員である大学院生をTAに選考するときは，あらかじめ当該大学院生が勤務する学校等の長の承諾を得なければならない。
（契約）
第５条　TAとの契約は，雇用契約によるものとし，契約期間は，４月１日から翌年３月31日までの１年間の範囲内において定めるものとする。
２　TAの給与は，時間給とし，１時間当たり1,100円とする
（業務の実施）
第６条　TAに業務を実施させるに当たっては，当該TAの受ける研究指導，授業等に支障が生じないよう配慮するものとする。
２　TAは，授業を担当する教員の指示に従い，業務を行うものとする。
３　TAが業務を実施したときは，当該業務に係る授業を担当した教員が実施した日時，業務内容等について，別紙様式により，実施した月の月末までにキャンパス長等に報告するものとする。
（その他）
第７条　この要項に定めるもののほか，TAに関し必要な事項は，別に定める。

附　則
この要項は，平成16年５月31日から施行し，平成16年４月１日から適用する。

附　則（平成21年３月27日）
この要項は，平成21年３月27日から施行し，平成21年４月１日から適用する。

附　則（平成23年８月24日）
この要項は，平成23年８月27日から施行する。

附　則（平成27年３月26日）
この要項は，平成27年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月２日）
１　この要項は，令和３年４月１日から施行する。
２　北海道教育大学ティーチング・アシスタント取扱要項に関する申合せは，令和３年３月31日で廃止する。

附　則（令和３年９月10日）
この要項は，令和３年10月１日から施行する。

附　則（令和４年９月28日）
この要項は，令和４年10月２日から施行する。

附　則（令和５年９月21日）
この要項は，令和５年10月１日から施行する。

別記様式（第６条関係）

ティーチング・アシスタント出勤簿

＿＿月実施分　（従事者名）＿＿＿＿＿＿
月

年月日	授業科目名	教育補助業務内容	時間帯	時間数	従事者署名	監督者署名
			：～：			
			：～：			
			：～：			
			：～：			
			：～：			
			：～：			
			：～：			
			：～：			
			：～：			
			：～：			
			：～：			
合　計						

北海道教育大学教職大学院実践論文及び同抄録の執筆要項

制　定　令和３年４月１日

（趣旨）

第１条　この要項は，北海道教育大学教職大学院における実践論文及び同抄録の執筆要項を定める。

（実践論文及び同抄録の内容）

第２条　実践論文及び同抄録は，原則として，次の内容を含めること。

(1)　問題と目的
(2)　先行研究及び実践
(3)　研究方法
(4)　結果
(5)　考察
(6)　引用・参考文献

（実践論文及び同抄録の体裁）

第３条　実践論文及び同抄録には，次の項目を必ず記載すること。

(1)　主題（副題があれば記載する。）
(2)　専攻名
(3)　専修名
(4)　コース名
(5)　学生氏名
(6)　指導教員名（主指導教員及び副指導教員）

第４条　実践論文及び同抄録は和文または英文で執筆すること。

第５条　抄録の体裁は，横組みとし，必要により縦組み（縦組みの場合は２段とする。）とすることもできる。原稿作成には原則として文書作成ソフトウェアを用いること。

第６条　抄録は，別紙のレイアウトに従って４ページ（図版を含む。）とし，横組みの場合は，１行あたり45字，１ページあたり40行の割合で，縦組みの場合は，２段組で１行あたり30字，１ページあたり30行の割合で印字すること。

（実践論文及び同抄録の提出・保管）

第７条　実践論文（３冊）及び同抄録（データ）は，所定の期日までに指導教員に提出すること。実践論文及び抄録は，教職大学院又は図書館において保管する。

附　則　この要項は，令和３年４月１日から施行する。

別紙

（横組み）

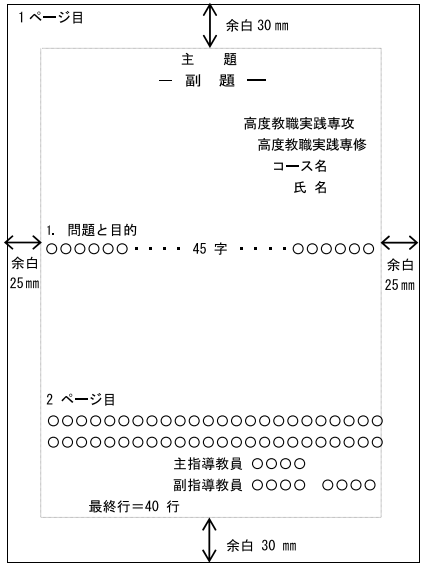

（縦組み）

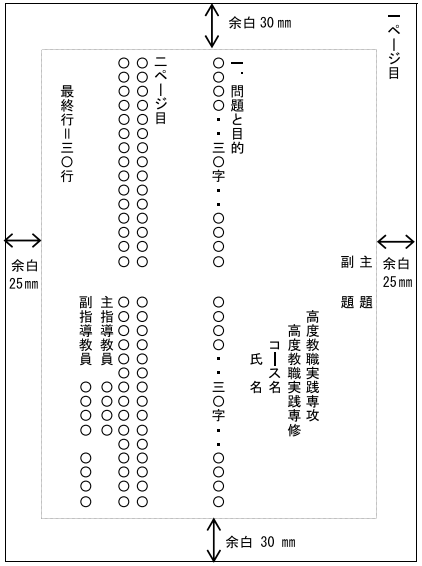
余白 30 ㎜
一ページ目
一．問題と目的
○○○○・三○字・○○○○
○○○○・三○字・○○○○
二ページ目
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
最終行＝三○行
副主題
主題
高度教職実践専攻
高度教職実践専修
コース名
氏 名
主指導教員
副指導教員
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

北海道教育大学教職大学院　転コースに関する取扱要領

制　定　令和２年１月27日

第１条　北海道教育大学教職大学院における転コースの取扱いについては、この要領の定めるところによる。

第２条　転コース

⑴　転コースを希望する学生は、指導教員の承認を得て別紙様式第１号を教職大学院長に提出しなければならない。

⑵　転コースにあたっては、教職大学院カリキュラム委員会及び教員会議で協議を行い、転コースを希望する学生にやむを得ない理由があると判断した場合には、当該学生の転コースを認めることができるものとする。

⑶　転コースに伴う学生の異動は、４月１日及び10月１日のみとし、希望する学生は、その１か月前までに転コース願を提出するものとする。ただし、入学時の転コースは認めない。

⑷　北海道教育委員会及び札幌市教育委員会から研修派遣の制度を用いて入学した現職教員の転コースは認めない。

第３条　指導・助言体制

転コースを希望する学生の相談に応じ、必要な指導・助言を行うための体制を整えるものとする。特に、コースにより、修了に必要な履修科目が異なることを十分理解できるよう、留意するものとする。

附　則　この要領は、令和２年４月１日から施行する。

別紙様式第１号

転　コ　ー　ス　願

令和　　年　　月　　日

北海道教育大学教職大学院長　殿

北海道教育大学大学院教育学研究科
高度教職実践専攻　＿＿＿＿校
所属コース　＿＿＿＿＿＿＿＿コース
学籍番号　＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　　名（自署）　＿＿＿＿＿＿＿＿

下記のとおり令和　　年　　月　　日をもって転コースしたいので、ご許可くださるようお願いいたします。

記

１．希望するコース

２．転コースを希望する理由

３．指導教員の所見

以上のとおり事情やむを得ないと認めます。
指導教員氏名（自署）　＿＿＿＿＿＿＿＿

北海道教育大学における成績評価に対する学生の異議申立てに関する規則

制　定　令和２年２月４日
令 和 元 年 規 則 第 21 号
改正　令和２年４月20日令和２年規則第66号　令和３年１月４日令和２年規則第90号

（趣旨）
第１条　この規則は，北海道教育大学（以下「本学」という。）において，シラバスに明示された授業の到達目標と成績評価の方法に基づく客観的かつ適正な成績評価を担保することにより，本学の教育の質を維持向上させるとともに，社会からの信頼に応えるため，本学における成績評価に対する異議申立て（以下「異議申立て」という。）の手続き及び取扱い等について必要な事項を定める。
（異議申立）
第２条　自らの成績評価に不服のある学生は，次条の定めるところにより，異議申立てを行うことができる。
（異議申立ての方法）
第３条　異議申立ては，成績評価に対する異議申立書（別記様式第１号。以下「異議申立書」という。）を，申立てを行う者（以下「当該学生」という。）が所属する組織（以下「各校等」という。）を所掌する教育支援グループ（札幌校においては，教育企画課修学支援グループ。以下「各校室教育支援グループ等」という。）を経由して各校等の長（以下「所属長」という。）に提出して行うものとする。
２　異議申立書には，異議申立てに係る成績評価（以下「当該評価」という。）がシラバスに記載された成績評価の基準及び方法に照らし不適正であると考える理由を記載しなければならない。
３　異議申立ては，当該評価が開示された日から同日の属する学期終了後５日以内，卒業判定及び修了判定に係るものについては当該評価が開示された日から３日以内としなければならない。ただし，期限の末日が本学の休業日である場合は，翌営業日までとする。
４　同一の成績評価に対する異議申立ては一回限りとする。
（異議申立ての処理）
第４条　各校室教育支援グループ等は，所属長に対し，異議申立書を送付するとともに，当該評価を行った教員（以下「科目担当教員」という。）に対し，その旨を通知する。
２　異議申立書の提出があった場合は，当該評価については，第６条の決定があるまでの間，成績評価を保留とし，かつ，GPA算出の基礎としないものとする。
（異議申立ての審査）
第５条　所属長は，異議申立書の提出を受けた場合は，各校等に設置された修学指導に係る任務を担う委員会（以下「修学指導に関する委員会」という。）に，所属長が指名する者を構成員とする成績評価に関する委員会（以下「成績評価に関する委員会」という。）を設置するものとする。
２　成績評価に関する委員会は，当該評価について，シラバスに記載された成績評価の基準及び方法に基づき，当該学生及び科目担当教員への聴取調査その他必要な調査を行い，調査結果を修学指導に関する委員会に報告する。
３　修学指導に関する委員会は，前項の調査結果報告に基づき審議を行い，異議申立てに対する決定書（別記様式第２号。以下「決定書」という。）及び異議申立てに対する報告書（別記様式第３号。以下「報告書」といい，決定書と併せて「決定書等」という。）の案を作成し，所属長に提出する。
（異議申立てに対する決定）
第６条　所属長は，前条第３項により決定書等の案の提出を受けた場合は，決定書等を作成することにより異議申立てに対する決定を行うものとする。
（決定書等の取扱い）
第７条　所属長は，学長に対して，決定書等の写しを提出するとともに，修学指導に関する委員会に対して，決定書等を送付する。
２　修学指導に関する委員会は，前項により決定書等の送付を受けた場合は，科目担当教員に対して報告書を，各校室教育支援グループ等に対して決定書をそれぞれ送付する。
３　各校室教育支援グループ等は，当該学生に対し，前項により送付を受けた決定書を送付する。
４　当該学生に対する決定書の送付は，審査に時間を要する場合その他特に必要がある場合を除き，異議申立書の提出があった日の翌日から原則14日以内（当該期限の末日が本学の休業日である場合は，翌営業日まで）にするものとする。
（成績評価の確定）
第８条　各校室教育支援グループ等は，前条第２項により決定書の送付を受けた場合は，当該評価について，速やかに当該決定に基づき成績確定を行う。
（雑則）
第９条　この規則に定めるもののほか，所属長が特に必要と認めた場合は，所属長が別に異議申立てに関する事項を定めることができる。

附　則
この規則は，令和２年４月１日から施行する。
附　則（令和２年４月20日令和２年規則第66号）
この規則は，令和２年10月１日から施行する。
附　則（令和３年１月４日令和２年規則第90号）
この規則は，令和３年４月１日から施行する。

別紙様式第１号（第３条関係）

令和　　年　　月　　日

成績評価に対する異議申立書

○○校キャンパス長
学校臨床心理専攻長　殿
教 職 大 学 院 長

学籍・研究科＿＿＿＿＿＿＿＿
講義・学科・専攻＿＿＿＿＿＿＿＿　年次＿＿＿＿
学籍番号＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

令和　　年度　　期下記科目の成績評価に対して，異議を申立てます。

科 目 番 号		科 目 名	
科目担当教員		評　　価	
申立理由（シラバスに明示された成績評価の基準及び方法に照らし，成績評価が不適正であると考える理由を具体的に記載してください）			

※　各校教学指導グループ（札幌校は教務課修学支援グループ）に提出してください。

別紙様式第２号（第５条関係）

令和　　年　　月　　日

異議申立てに対する決定書

学籍番号＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿殿

○○校キャンパス長
学校臨床心理専攻長
教 職 大 学 院 長
○○　○○

あなたからの令和　　年　　月　　日付け成績評価に対する異議申立てについて，下記のとおり決定します。

記

1　対象となる成績評価

開講年度／学期		科 目 番 号	
科　　目　　名		評　　価	

2　上記１の成績評価について以下のとおりとする。
□　上記１の成績評価のとおりとする。
□　以下の成績評価に修正する。

修正後の評価	

（決定理由）

別紙様式第３号（第５条関係）

令和　　年　　月　　日

異議申立てに対する報告書

科目担当教員
＿＿＿＿＿＿＿殿

○○校キャンパス長
学校臨床心理専攻長
教 職 大 学 院 長
○○　○○

あなたによる下記１の成績評価について，下記２とすることと決定しましたので通知します。

記

1　対象となる成績評価

学 籍 番 号		学 生 氏 名	
開講年度／学期		科 目 番 号	
科　　目　　名		評　　価	

2　上記１の成績評価について以下のとおりとする。
□　上記１の成績評価のとおりとする。
□　以下の成績評価に修正する。

修正後の評価	

（決定理由）

北海道教育大学における学生の通称名等の使用に関する規則

制　定　令和２年３月31日
令 和 元 年 規 則 第 37 号

（趣旨）
第１条　この規則は，北海道教育大学（以下「本学」という。）に在学する学生が第４条各号に規定する戸籍上の氏名（外国籍の者については，外国人住民に係る住民票又は旅券上の氏名をいう。以下同じ。）以外の氏名（以下「通称名等」という。）の使用に関し必要な事項を定める。

（使用の許可）
第２条　学長が認めたときは，第５条に規定する文書の記載を通称名等とすること（以下「通称名等の使用」という。）ができる。

（通称名等の使用ができる学生）
第３条　通称名等の使用ができる学生は，次のとおりとする。
(1)　学部の学生
(2)　大学院の学生
(3)　養護教諭特別別科の学生
(4)　研究生
(5)　科目等履修生
(6)　特別聴講学生

（通称名等の使用ができる場合）
第４条　通称名等の使用ができる場合は，次に掲げるとおりとする。
(1)　戸籍に記載された氏名を変更していない学生が性別違和及び性自認の不一致を理由として通称名等を使用する場合
(2)　外国籍の者が住民票に記載されている通称名を使用する場合
(3)　婚姻等により戸籍に記載された氏を変更した学生が旧姓を使用する場合
(4)　前各号に掲げるもののほか，学生に通称名等を使用させることが適当と学長が認める場合

（通称名等の使用ができる文書）
第５条　通称名等の使用ができる文書は，本学が作成する文書とする。ただし，次に掲げる文書を除く。
(1)　法令等により，戸籍上の氏名を使用することとされている文書
(2)　前号に掲げるもののほか，学長が戸籍上の氏名を使用することが適当と認める文書

（通称名等の使用の申出）
第６条　通称名等の使用を希望する学生は，通称名等使用申出書（別記様式第１号）を所属する組織のキャンパス長，教職大学院長又は学校臨床心理専攻長（以下「所属校のキャンパス長等」という。）を経て学長に提出しなければならない。
２　学長は，通称名等の使用を認める場合は，所属校のキャンパス長等を経て通称名等使用許可通知書（別記様式第２号）により当該学生に通知する。

（通称名等の使用の中止）
第７条　通称名等の使用の中止を希望する場合は，通称名等使用中止申出書（別記様式第３号）を，所属校のキャンパス長等を経て学長に提出しなければならない。
２　学長は，通称名等の使用の中止を認める場合は，所属校のキャンパス長等を経て，通称名等使用中止許可通知書（別記様式第４号）により当該学生に通知する。

（記録）
第８条　通称名等の使用又はその中止を認めた場合は，その旨を成績原簿・学籍簿に記録する。

（学位記に記載する氏名の取扱い）
第９条　通称名等の使用を認められた学生が，学位記に記載する氏名を，次の各号のいずれかの表記とすることを希望する場合は，学位記における氏名表記申出書（別記様式第５号）を所属校のキャンパス長等を経て学長に提出しなければならない。
(1)　戸籍上の氏名
(2)　戸籍上の氏名及び通称名等
２　学長は，前項の提出があったときは，これを認めるものとする。

（通称名等の使用に伴う証明等）
第10条　通称名等の使用を認められた学生に対しては，通称名等の使用を認められている旨の文書（別記様式第６号）を交付することができる。ただし，学生が戸籍上の氏名の者であることについては，当該学生が自らの責任において証明することとする。

（卒業，修了，退学及び除籍後の取扱い）
第11条　卒業，修了，退学及び除籍時に通称名等の使用を認められていた者については，その者が卒業，修了，退学及び除籍した後においても通称名等の使用を行うものとする。

附　則
この規則は，令和２年４月１日から施行する。

別記様式第１号（第６条関係）

通称名等使用申出書

年　月　日

北海道教育大学長　殿

課程等	教育学部	課程・学科
	教育学研究科	専攻
	養護教諭特別別科	
	その他（　　）	
学生番号		
氏　名		印

以下の注意事項を確認した上で，下記のとおり通称名等の使用を申し出ます。

記

1　使用の開始を希望する日　　年　　月　　日

2　使用を希望する通称名等

ふりがな	
氏　名	

3　戸籍又は住民票上の氏名

ふりがな	
氏　名	

（注意事項）
（1）通称名等の使用が認められた後は，各種文書（成績原簿・学籍簿，学生証等）は原則として上記申出のあった氏名を用いることとなります。
（2）学位記に記載する氏名について，戸籍上の氏名又は戸籍上の氏名及び通称名等の併記を希望する場合は，別途，別記様式第５号を提出してください。
（3）学生が戸籍上の氏名の者であることについては，当該学生が自らの責任において証明するものとします。ただし，本学が「通称名等の使用を認めております。」旨が記載された文書（別記様式第６号）を発行することは可能です。

別記様式第２号（第６条関係）

通称名等使用許可通知書

年　月　日

課程等
氏　名　　殿

北海道教育大学長
印

年　月　日付けで申出のあった通称名等使用について，下記のとおり許可しましたので通知します。

記

1　通称名等の使用開始日

2　使用する通称名等

別記様式第３号（第７条関係）

通称名等使用中止申出書

年　　月　　日

北海道教育大学長　　殿

課 程 等	教育学部	課程・学科
	教育学研究科	専攻
	養護教諭特別別科	
	その他（　　）	
学生番号		
氏　　名		印

下記のとおり，通称名等の使用の中止を申し出ます。

記

1　使用の中止を希望する日　　年　　月　　日

2　使用の中止を希望する通称名等

ふりがな	
使用する戸籍上の氏名	

3　戸籍又は住民票上の氏名

ふりがな	
使用する戸籍上の氏名	

4　中止する理由

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別記様式第４号（第７条関係）

通称名等使用中止許可通知書

年　　月　　日

課程等
氏　名　　殿

北海道教育大学長
印

年　　月　　日付けで申出のあった通称名等の使用中止について，下記のとおり許可しましたので通知します。

記

1　使用を中止する日

2　中止する通称名等

別記様式第５号（第９条関係）

学位記における氏名表記申出書

年　　月　　日

北海道教育大学長　　殿

課 程 等	教育学部	課程・学科
	教育学研究科	専攻
	養護教諭特別別科	
	その他（　　）	
学生番号		
氏　　名		印

学位記における氏名に関する表記については，下記のとおり記載していただきたいので，申し出ます。

記

ふりがな	
学位記における氏名に関する表記	

別記様式第６号（第10条関係）

学生の通称名等の使用について

本学では，学生からの申出により，学内の氏名表記について，下記のとおり戸籍上の氏名ではなく，通称名等を使用することを認めております。

記

ふりがな 戸籍上の氏名	
ふりがな 使用している氏名（通称名等）	
ふりがな 学位記に記載している氏名	
使用期間	年　月　日　～　　年　月　日

年　　月　　日
北海道教育大学長
○ ○　○ ○

北海道教育大学における休講措置等の取扱いについて

令和元年10月２日
教育委員会決定

学生の安全確保のため，自然災害等による授業（定期試験，追試験，臨時試験及び再試験を含む。以下同じ。）の休講措置等の取扱いについては，以下のとおりとする。

１．自然災害による休講措置

⑴　特別警報の発令による休講措置

各キャンパスの所在地に，気象庁から，大雨，暴風，暴風雪，大雪のいずれかの特別警報（数十年に一度レベルの気象時に発令）が発令された場合，又は発令が見込まれる場合，次のとおり取り扱う。

ア　午後５時までに翌日の授業を休講するかどうかの判断が可能な場合

①　翌日早朝から特別警報発令レベルの自然災害による被害が予想される場合は，午後５時までに，翌日の授業を行うか，休講措置をとるか（全部又は一部の授業とするかを含む。）を各キャンパス長，教職大学院長又は学校臨床心理専攻長（以下「キャンパス長等」という。）が判断する。

②　上記①により休講措置をとった場合で，当日午前７時までに特別警報が解除されたときでも，１講目（大学院は「１校時」。以下同様に読み替える。）は休講とする。（この場合，２講目以降の授業を行うか，休講措置をとるかは，状況に応じ，キャンパス長等が判断する。）

イ　午後５時までに翌日の授業を休講するかどうかの判断が困難な場合

①　授業当日午前７時の時点で特別警報発令中の場合，１講目，２講目の授業を休講とする。

②　授業当日午前11時の時点で特別警報発令中の場合，３講目から５講目までの授業を休講とする。

③　授業当日午後４時の時点で特別警報発令中の場合，６講目，７校時の授業を休講とする。

ウ　授業実施時間帯に特別警報が発令された場合

授業を継続するか，休講措置をとるかをキャンパス長等が判断する。

⑵　地震による休講措置

各キャンパスの所在地に，「震度６弱程度」の地震が発生し，キャンパス内の停電，断水，校舎等建物の被害状況等を考慮した結果，授業の実施が不可能とキャンパス長等が判断した場合，当該キャンパス長等が授業の再開が可能と判断するまでの間，授業を休講とする。

⑶　大津波警報の発令による休講措置

各キャンパスの所在地に，気象庁から，大津波警報（高いところで３メートルを超える津波が予想される場合に発令）が発令された場合，キャンパス長等は，学生の安全確保のため，直ちに避難を開始させ，その後の授業を休講とする。

⑷　上記⑴～⑶に該当しない事態による休講措置

各キャンパスの所在地に，上記⑴～⑶に該当しない事態（大雨，洪水，暴風及び暴風雪等の警報の発令その他の事態）が生じ，学生の安全確保のため必要があるとキャンパス長等が判断した場合，キャンパス長等は授業を休講とすることができる。

２．交通機関の運休等による休講措置

交通機関の運休等により，学生の通学が著しく困難な状況であるとキャンパス長等が判断した場合，キャンパス長等は授業を休講とすることができる。

３．大規模停電等，不測の事態が生じた場合の休講措置

大規模停電や全国瞬時警報システム（Ｊアラート）による情報が国から発信された場合など，不測の事態が生じ，学生の安全確保のため必要があるとキャンパス長等が判断した場合，キャンパス長等は授業を休講とすることができる。

４．休講措置の周知

上記１．～３．による休講措置については，本学ＨＰ，大学教育情報システム及び学内掲示板等により周知する。

５．休講措置に対する代替措置

⑴　休講とした授業は，補講を行うことを原則とする。ただし，自然災害等による影響が長期にわたると見込まれるなど，やむを得ない場合には，キャンパス長等の判断により，補講に代わる措置を講ずることができる。

⑵　上記⑴による代替措置については，大学教育情報システム及び学内掲示板等により周知する。

６．その他

⑴　授業を休講とした場合，原則として，全ての課外活動を禁止する。ただし，帰宅困難となった場合など，キャンパス長等が学生の安全確保のために必要であると判断した場合，学生の大学施設の利用を許可することができる。

⑵　教育実習等学外で活動中の学生については，当該活動の受入施設等の教職員又は引率している本学の教職員の指示に従うものとする。

⑶　双方向遠隔授業システム等を使用し，２以上のキャンパスで開講されている授業については，休講措置を決定したキャンパス長等が他のキャンパス長等にその旨を報告する。

附　則

この取扱いは，令和２年４月１日から施行する。

校舎配置図及び平面図

北海道教育大学札幌校配置図

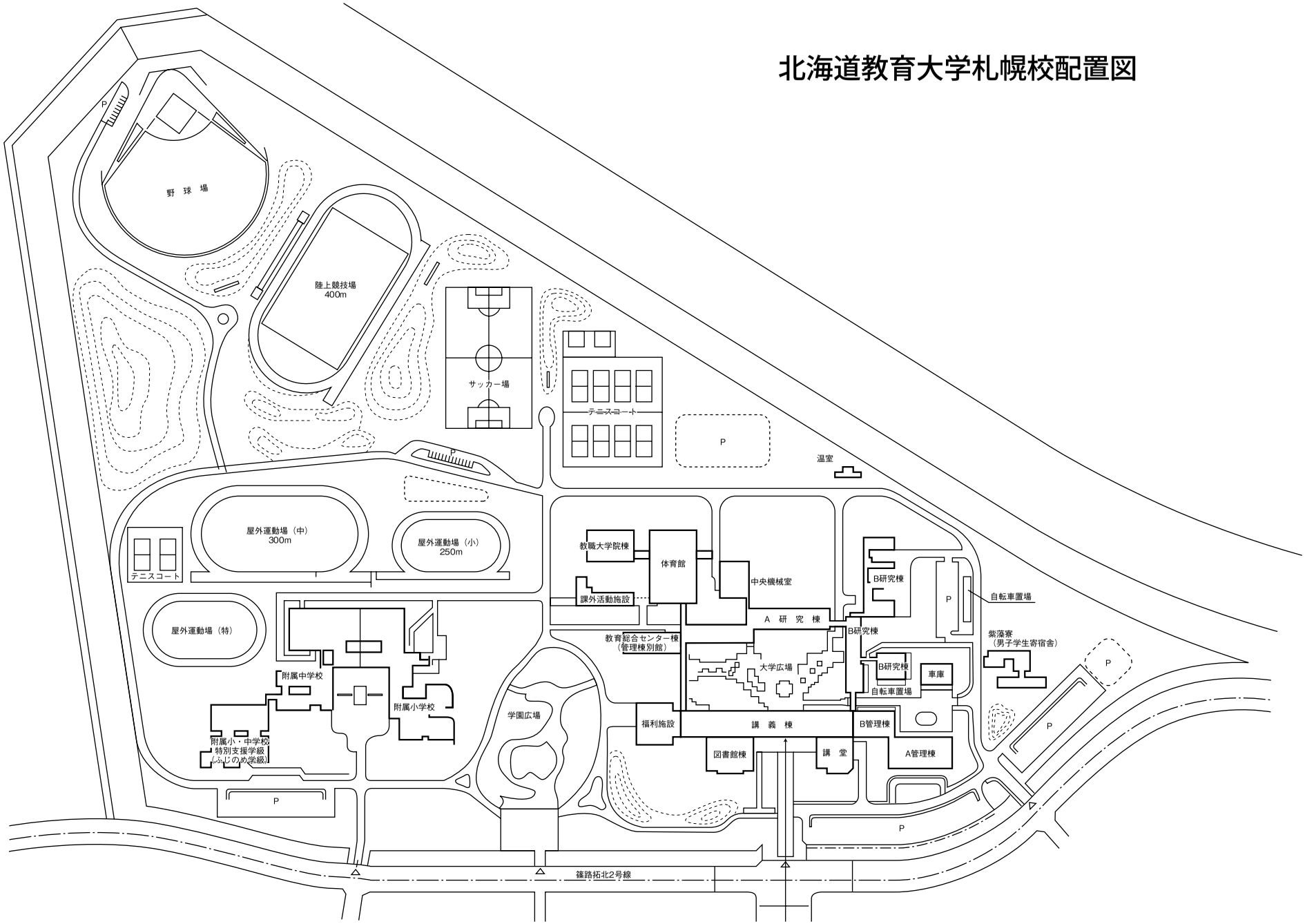

講　義　棟

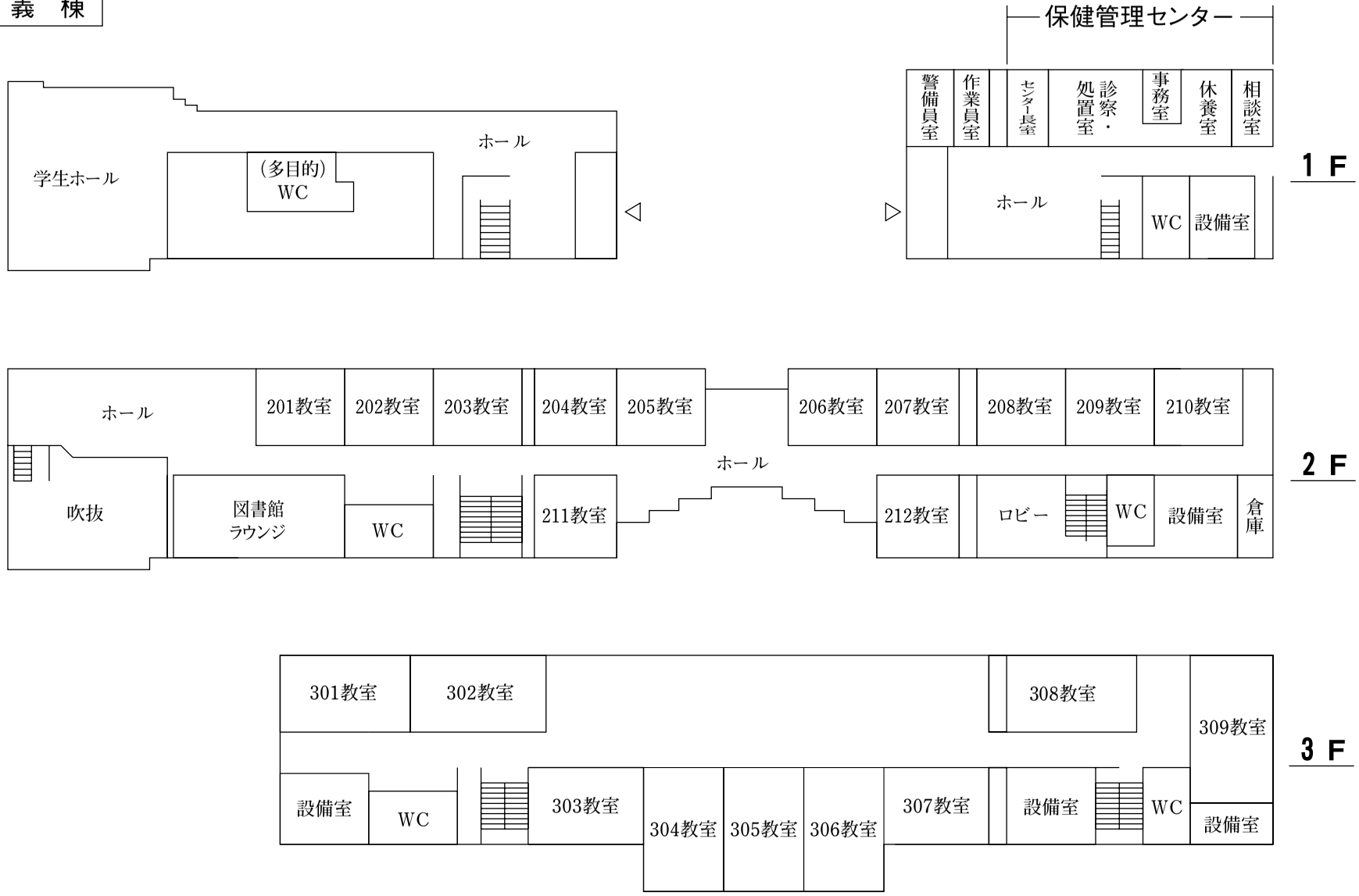
保健管理センター
警備員室
作業員室
センター長室
診察・処置室
事務室
休養室
相談室
1 F
学生ホール
(多目的) WC
ホール
ホール
WC
設備室
ホール
201教室
202教室
203教室
204教室
205教室
206教室
207教室
208教室
209教室
210教室
2 F
吹抜
図書館 ラウンジ
WC
211教室
ホール
212教室
ロビー
WC
設備室
倉庫
301教室
302教室
308教室
309教室
3 F
設備室
WC
303教室
304教室
305教室
306教室
307教室
設備室
WC
設備室

A 研 究 棟

1 F

生物 129 130 131 132 133 / 総合技術 134 135 136

129 生物飼育実験室
準・暗・低温室
130 生物学生実験室
131 生物第1実験室
132 生物第2実験室
133 生物第3実験室
134 作物学実験室（暗前）
135 栽培学実験室
136 電気実験実習室

EV
ホール

111 生物第1研究室（高久）
112 理科教育第2演習室
113 理科教育第1演習室
114 生物第4実験室
115
116 音楽教育学資料室
117 技術科教育学研究室（佐藤正）
118 栽培・生物育成研究室（出口）
119 木材加工研究室（大矢）
120 情報システム研究室（石川）
121 総合技術演習室

生物 111 112 113 114 115 / 音楽 116 / 総合技術 117 118 119 120 121

101 保健体育第5演習室
102 保健体育第1演習室
103 動作解析室
104 個別臨床学習室
105 特別ニーズ教育学研究室（千賀）
106 障害児心理学研究室（齊藤）
107 障害児運動発達実験室
108 特別支援教育研究室（山下）
109 特別支援教育行動分析室
110 集団臨床学習室

体育 101 102 / 特別支援教育 103 104 105 106 107 108 109 110

122 保健体育第4演習室
123 保健体育第3演習室
124 保健体育第6演習室
125
126 障害児運動発達研究室（池田千）
127 個別指導室（特別支援教育行動観察室）
128 特別支援教育行動実践室
WC（多目的）

体育 122 123 124 / 共通 125 / 特別支援教育 126 127 128

2 F

共通 229 / 心理 230 231 232 233 234 / 化学 235 236

229 談話室
230 行動観察室
心理学行動分析室
231 心理学第4実験室
232 心理学第3実験室
233 心理学第2実験室
234 心理学第1実験室
235 化学測定室
236 化学学生実験室

EV
ホール

213 発達心理学研究室（佐々木）
214
215 心理学第7実験室
216 認知心理学研究室（吉野）
217 分析化学実験室
218 環境情報科学計測実験室
219 環境情報科学研究室（菅）
220 分析化学研究室（蠣崎）
221 物理化学実験室
222 物理化学研究室（田口）
223 道徳教育研究室（山田真）

心理 213 214 215 216 / 化学 217 218 219 220 221 222 / 教育 223

224 基礎共通実験室
225 保健体育科教育学研究室（中島）
226 保健体育教員更衣室
227 心理学第5演習室
228 機材室
WC

237 体育社会学研究室（石澤）
201 運動生理学研究室（神林）
202 プレイルーム
203 心理相談室
204 心理学第6実験室
205 臨床心理学研究室（平野）
206 心理学第5実験室
207 社会心理学研究室（戸田弘）
208 心理学資料室
209 心理学第2演習室
210 心理学第1演習室
211 212 保健体育第2演習室

理科 224 / 体育 225 226 / 心理 227 / 共通 228

体育 237 201 / 心理 202 203 204 205 206 207 208 209 210 / 体育 211 212

北海道教育大学 図書館

A研究棟

3F

物理：332 物理第1実験室／333 物理学生実験室／334 物理第2実験室／335 物理第3実験室
地学：336 地学分析室／337 古生物学実験室／338 地学学生実験室

ホール　EV

共通：314 教員印刷室／315 物理第1研究室（尾関）／316 物理第2研究室（平）／317 理科教育第2研究室（荒谷）／318 物理情報処理室／319 地学第1演習室／320 地学第1研究室（相澤）／321 理科教育演習・実験室／322 地学第2演習室／323 理科教育第1研究室（吉田）

数学：324 数学第3セミナー室／325 数学第2セミナー室／326 数学第1セミナー室／327 数学演習室／328 数学学生演習室／329
共通：330 総合学習実験実習室／331 WC

301 解析学研究室（後藤俊）／302 幾何学研究室（菅原）／303 数学第4セミナー室／304 確率・統計学研究室（米永）／305 札幌校共用演習室1／306 代数学研究室（居相）／307 数学教育学第2研究室（中逸）／308 数学教育学第1研究室（佐々）／309 国語・国文第4演習室／310 国語・国文第5演習室／311 312 313 国語・国文第6演習室

4F

家庭科：434 生活環境第1実験室／435 生活環境第2実験室／436 調理実験室／437 調理実習室／438 家政教育実験・実習室
養護教育：439 養護教育第1看護実習室／440 養護教育第2看護実習室

ホール　EV

414 国語第2資料室／415 日本語教育研究室（阿部）／416 国語演習室／417 家庭教育第2演習室／418 地理歴史科実習室／419 食物学研究室（髙橋）／420 家庭科教育学1研究室（増渕）／421 家政教育第1演習室／422 教育実践・家庭科教育学演習室／423 札幌校共用演習室2／424 養護教育第1セミナー室／425 医科学看護学研究室（山田玲）／426 養護教育演習室

英語：427 英語教育学第2演習室／428 英語特別講義室／429 英語教育学第1演習室／430 英語教育学研究室（志村）
国語：431 国語・国文第1演習室／432 国語・国文第2演習室／433 国語・国文第3演習室
WC

401 英語教育学研究室（内野）／402 英語教育セミナー室／403 英語文学研究室（本間）／404 英語科教育研究室（ライアン・アンドリュー）／405 英語第1演習室／406 英語学研究室（佐藤亮）／407 日本語・日本事情教育研究室（大賀）／408 日本語学研究室（馬場）／409 国語科教育学第1研究室（幸坂）／410 国語科教育学第2研究室（菅原）／411 近代文学研究室（石井）／412 古典文学研究室（片山）／413 国語第1資料室

A 研 究 棟

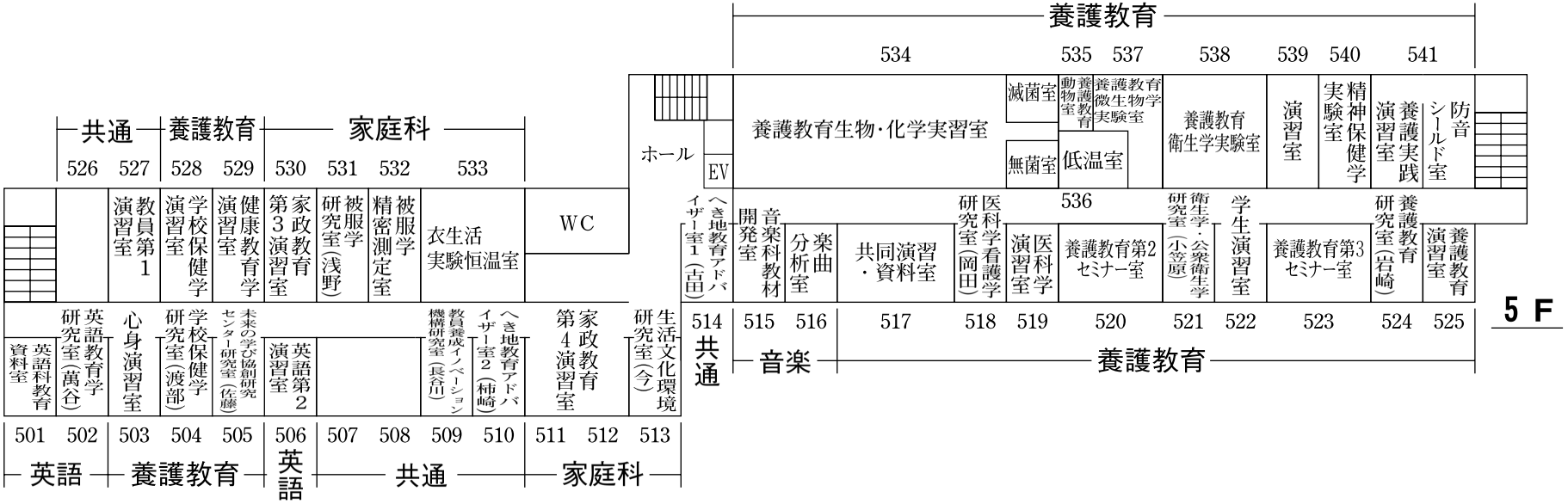
養護教育
534
535
537
538
539
540
541
共通
養護教育
家庭科
526
527
528
529
530
531
532
533
ホール
EV
養護教育生物・化学実習室
滅菌室
無菌室
養護教育動物室
養護教育微生物学実験室
低温室
養護教育衛生学実験室
演習室
精神保健学実験室
養護実践演習室
防音シールド室
536
WC
教員第1演習室
学校保健学演習室
健康教育学演習室
家政教育第3演習室
被服学研究室（浅野）
被服学精密測定室
衣生活実験恒温室
へき地教育アドバイザー室1（古田）
音楽科教材開発室
楽曲分析室
共同資料・演習室
医科学看護学研究室（岡田）
医科学演習室
養護教育第2セミナー室
衛生学・公衆衛生学研究室（小笠原）
学生演習室
養護教育第3セミナー室
養護教育研究室（岩崎）
養護教育演習室
5 F
514
515
516
517
518
519
520
521
522
523
524
525
共通
音楽
養護教育
英語教育学研究室（萬谷）
英語科教育資料室
心身演習室
学校保健学研究室（渡部）
未来の学び協創研究センター研究室（佐藤）
英語第2演習室
教員養成イノベーション機構研究室（長谷川）
へき地教育アドバイザー室2（柿崎）
家政教育第4演習室
生活文化環境研究室（今）
501
502
503
504
505
506
507
508
509
510
511
512
513
英語
養護教育
英語
共通
家庭科

札幌校 図書館

B研究棟

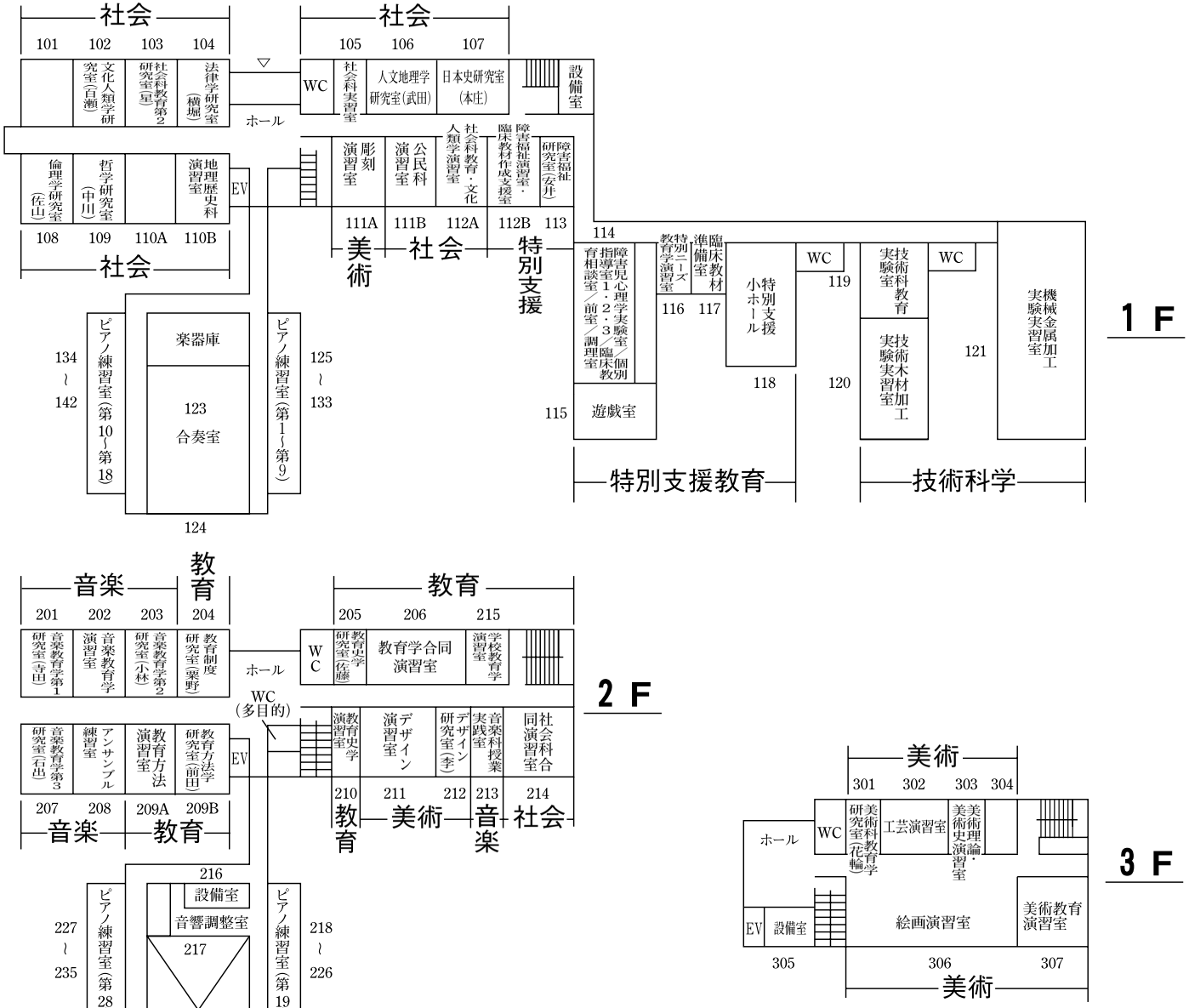
1F
社会
101 文化人類学研究室(百瀬)
102 社会科教育第2研究室(星)
103 法律学研究室(横堀)
104
社会
105 社会科実習室
106 人文地理学研究室(武田)
107 日本史研究室(本庄)
WC
ホール
設備室
108 倫理学研究室(佐山)
109 哲学研究室(中川)
110A
110B 地理歴史科演習室
EV
111A 彫刻演習室
111B 公民科演習室
112A 社会科教育・文化人類学演習室
112B 障害福祉演習室・臨床教材作成支援室
113 障害福祉研究室(安井)
美術
社会
特別支援
114 障害児心理学実験室/個別指導室1・2・3/臨床教育相談室/前室/調理室
115 遊戯室
116 特別支援教育学演習室
117 臨床教材準備室
118 特別支援小ホール
119 WC
120
121 技術科教育実験室
技術実習室木材加工
WC
機械金属加工実験実習室
特別支援教育
技術科学
134〜142 ピアノ練習室(第10〜第18)
楽器庫
123 合奏室
124
125〜133 ピアノ練習室(第1〜第9)
2F
音楽
201 音楽教育学第1研究室(寺田)
202 音楽教育学演習室
203 音楽教育学第2研究室(小林)
204 教育制度研究室(粟野)
教育
ホール
WC(多目的)
EV
207 音楽教育学第3研究室(石出)
208 アンサンブル練習室
209A 教育方法学演習室
209B 教育方法学研究室(前田)
音楽
教育
205 WC
教育史学研究室(佐藤)
206 教育学合同演習室
215 学校教育学演習室
210 教育史学演習室
211 デザイン演習室
212 デザイン研究室(李)
213 音楽科授業実践室
214 社会科合同演習室
教育
美術
音楽
社会
216 設備室
音響調整室
217
227〜235 ピアノ練習室(第28〜第36)
218〜226 ピアノ練習室(第19〜第27)
3F
美術
301 美術科教育学研究室(花輪)
302 工芸演習室
303 美術理論・美術史演習室
304
ホール
WC
EV
設備室
305
306 絵画演習室
307 美術教育演習室
美術

教育総合センター棟（管理棟別館）

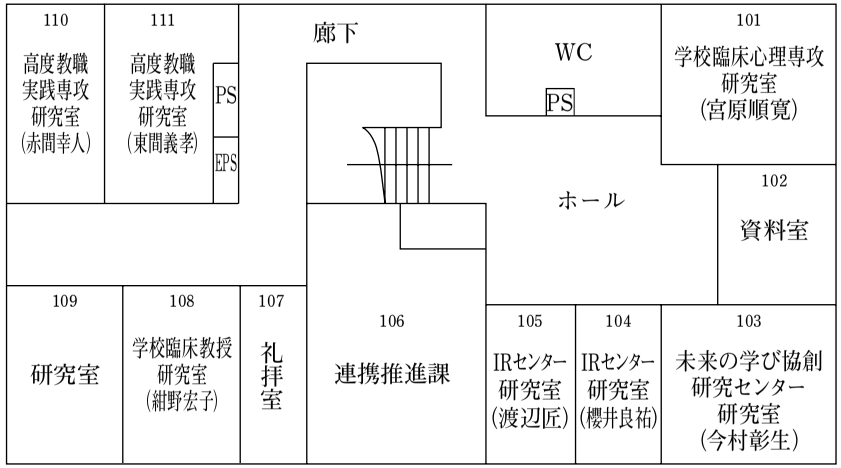

1 F

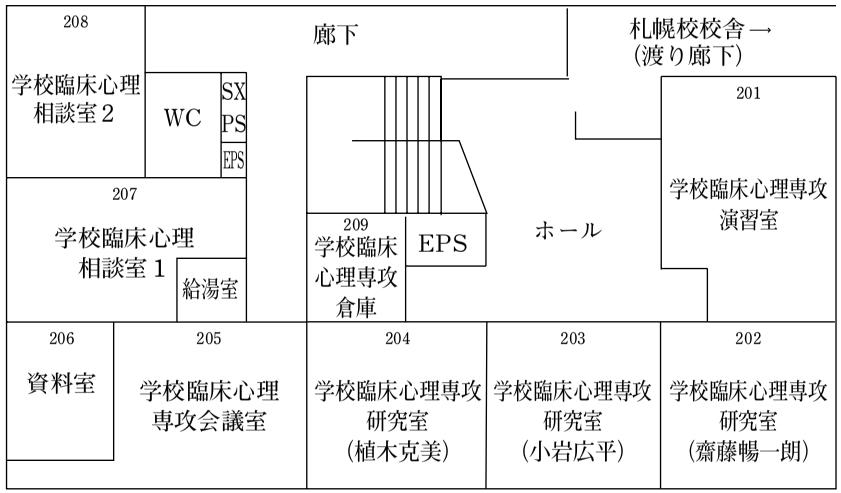

2 F

教職大学院棟

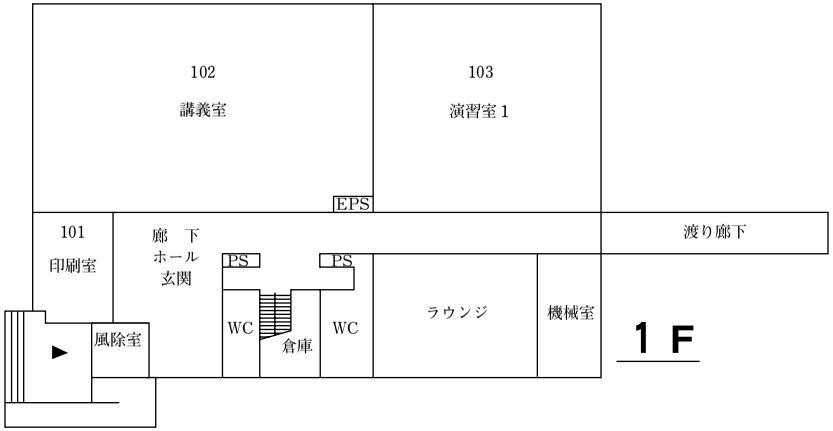

1 F

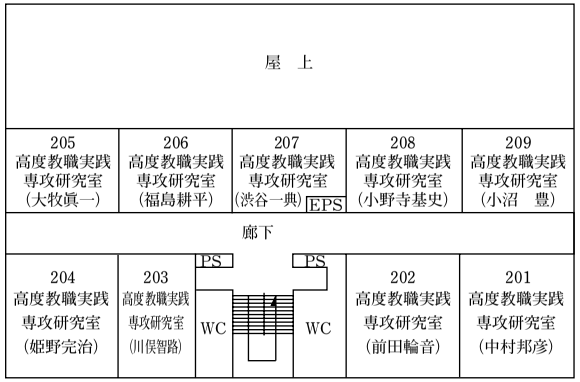

2 F

札幌校舎図書館

福利施設棟

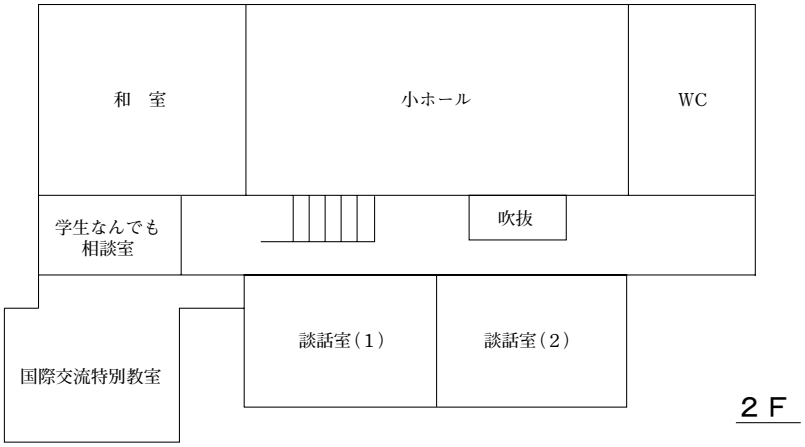

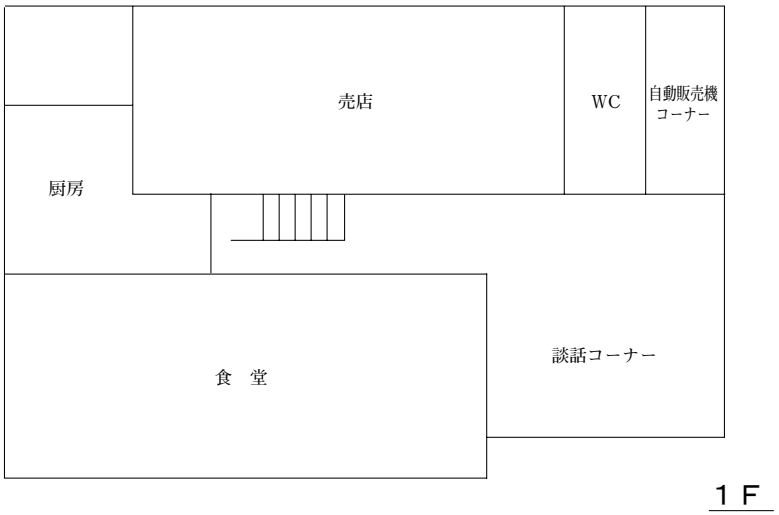

図書館棟

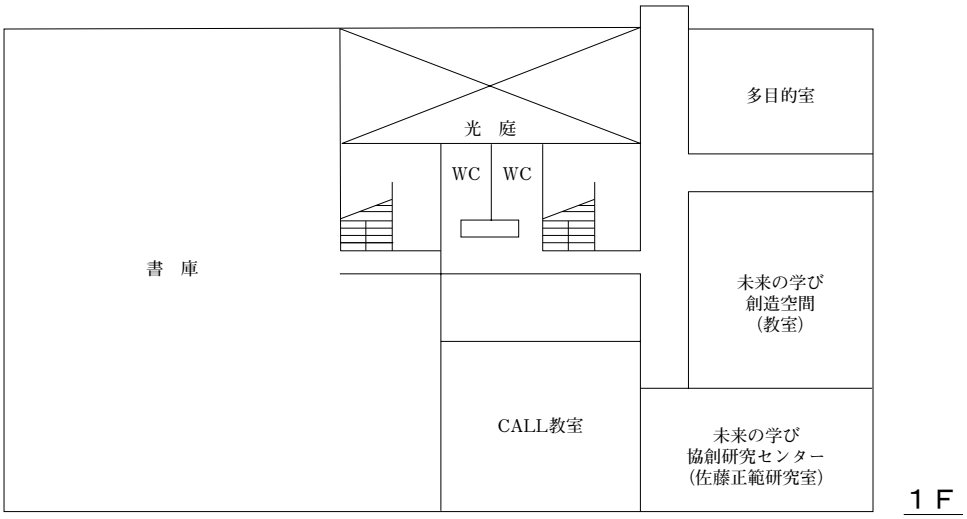

※２～３Ｆは附属図書館札幌館。図面は省略。

管　理　棟

〔A管理棟〕

3 F

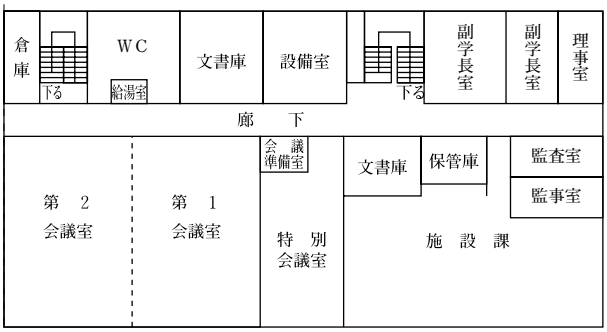

〔B管理棟〕

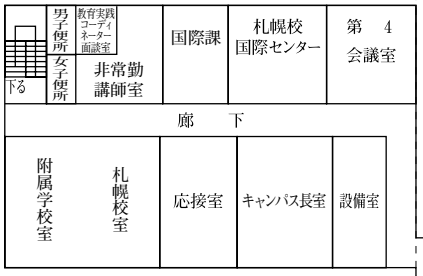

2 F

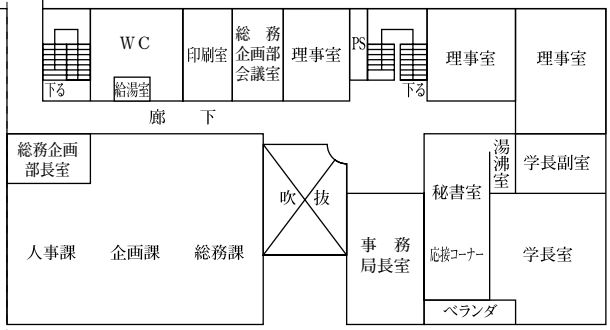

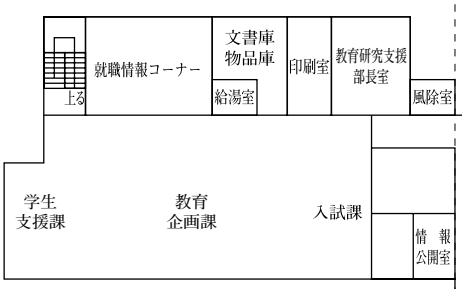

1 F

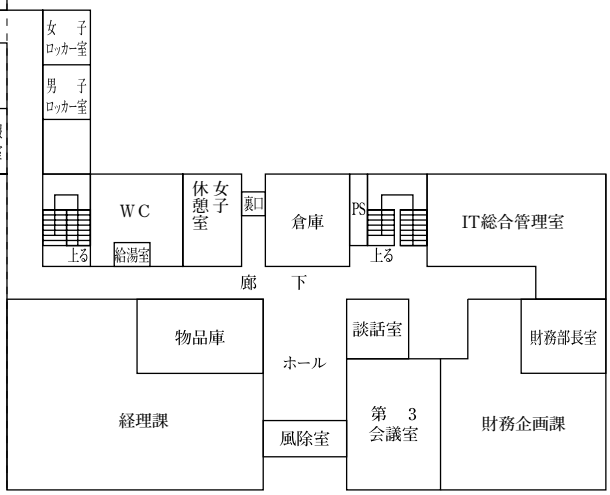

北海道教育大学旭川校配置図

建物配置図，教員室，研究室等一覧

北海道教育大学旭川校
旭川市北門町９丁目

幼稚園：旭川市春光５条２丁目
小学校：旭川市春光４条１丁目
中学校：旭川市春光４条２丁目
女子寮：旭川市春光４条２丁目

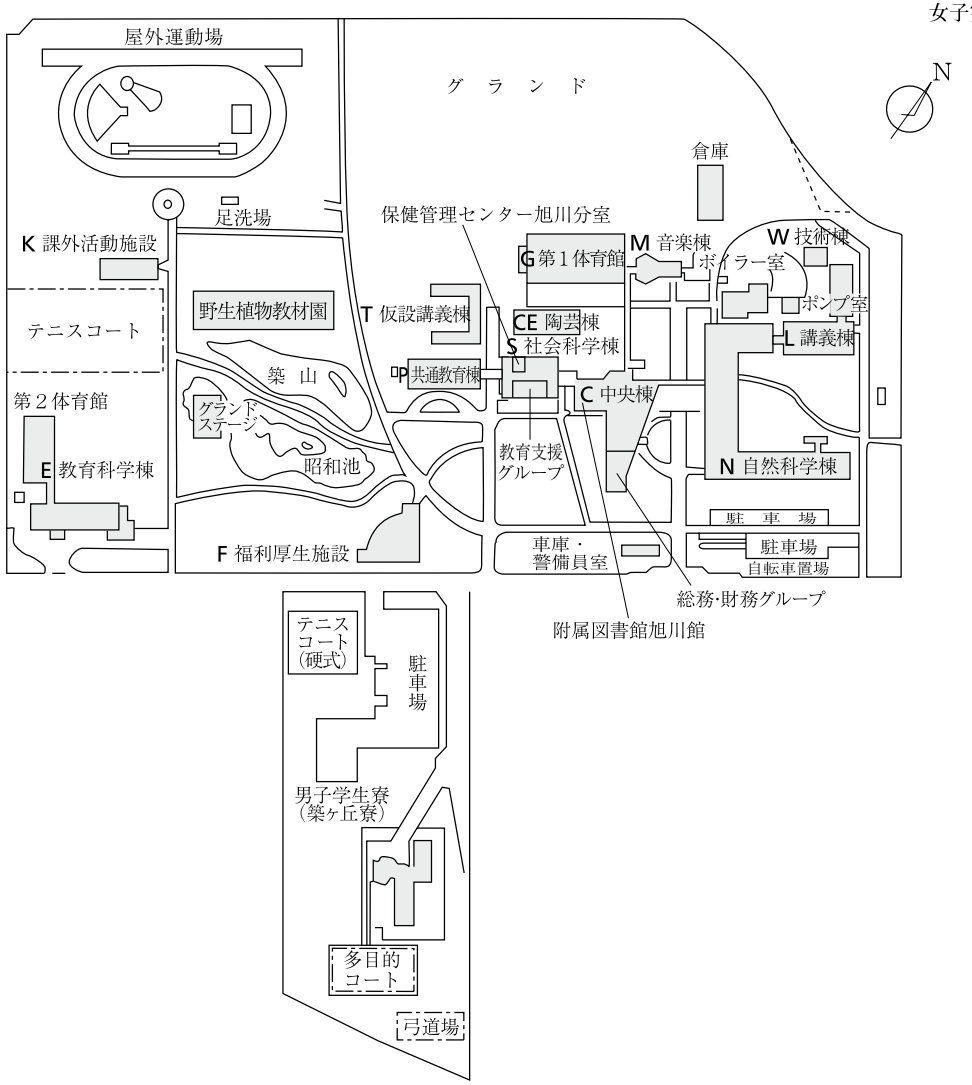

附属旭川幼稚園

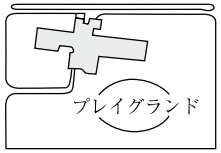

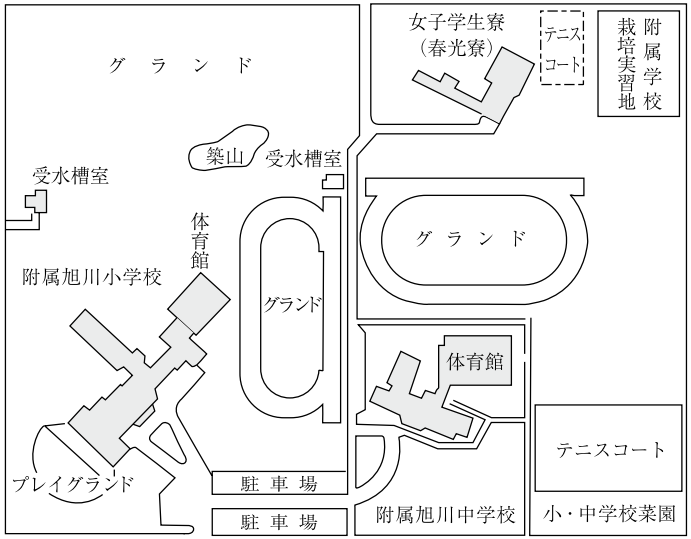

S　社会科学棟　　C　中央棟

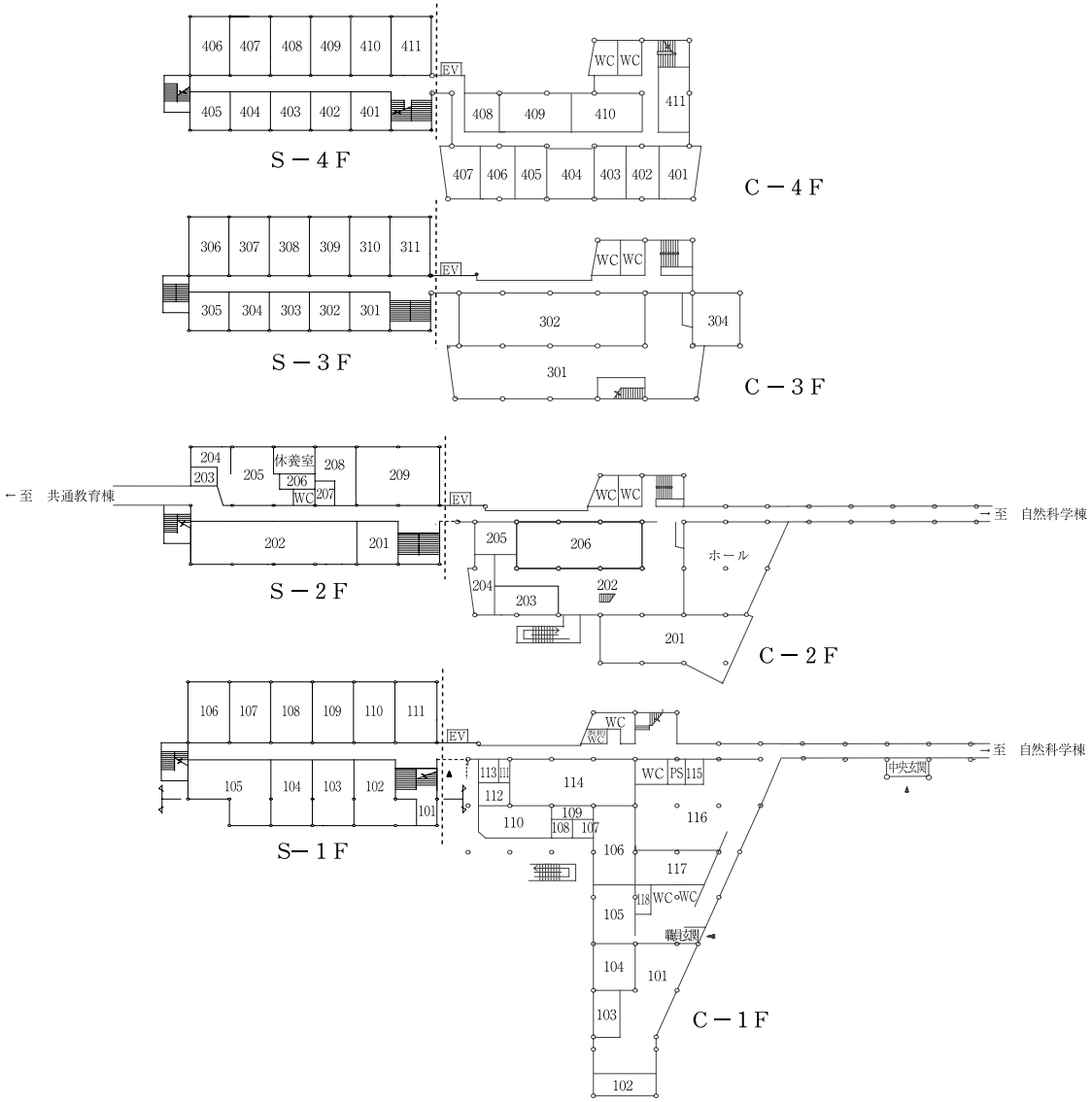

S　社会科学棟　　C　中央棟・図書館

S番号	室名・教員	C番号	室名・教員
101	機械室	101	総務／財務グループ
102	漢文学研究室・大橋	102	文書庫兼物品庫
103	国語科教育第１研究室・渥美	103	事務長室
104	国語科教育第２研究室・上田	104	特別会議室
105	国語演習室	105	キャンパス長室
106	国文学第２研究室・長谷川	106	図書館電動書庫
107	国文学第１研究室・村田(裕)	107	前室
108	日本語学研究室・西内	108	休憩室
109	国語教育専修大学院生室	109	電話交換室
110	共用室	110	変電室
111	第２共用室(国語教育専攻)	111	前室
		112	職員休憩室(女子)
201	教育支援グループ準備室	113	職員休憩室(男子)
202	教育支援グループ	114	図書館閉架書庫(1F)
203	書庫	115	物品庫
204	健康相談室	116	ロッカー室
205	保健管理センター	117	第２会議室
206	診察室	118	文書庫
207	物品庫		
208	非常勤講師控室	201	図書館閲覧室(2F)
209	書庫２	202	図書館閲覧室(2F)
		203	グループ学習室
301	へき地教育アドバイザー室・伊端	204	学術情報グループ
302	教職大学院研究室・藤川	205	ミニグループ学習室
303	社会科教育第２研究室・坂井	206	図書館閉架書庫(2F)
304	社会科教育専修大学院生室		
305	社会科教育第１研究室・植田(真)	301	図書館閲覧室(3F)
306	社経演習室	302	図書館開架閲覧室
307	社教演習室	304	機械室
308	社会学第１研究室・角		
309	地理学第１研究室・熊野	401	英語教育学第３研究室・金山
310	地理学演習室１	402	英米文学第１研究室・十枝内
311	地理学演習室２	403	英語教育学第２研究室・笠原
		404	英語研究室
401	教育実践コーディネーター室・菱山	405	英語コミュニケーション学研究室・片桐(德)
402	経済学研究室	406	英語研究室
403	倫理学第２研究室・千葉	407	英語学第２研究室・山田
404	法律学研究室・籾岡	408	特任講師室・コマシン
405	政治学研究室・田畑	409	英語第１演習室
406	歴史学第１研究室・津田	410	英語第２演習室
407	歴史学第２研究室・海老名	411	英語教育専修大学院生室
408	史学演習室		
409	法政演習室		
410	哲倫演習室２		
411	教職大学院研究室６・前田		

高三校舎図書館

N　自然科学棟　　L　講義棟

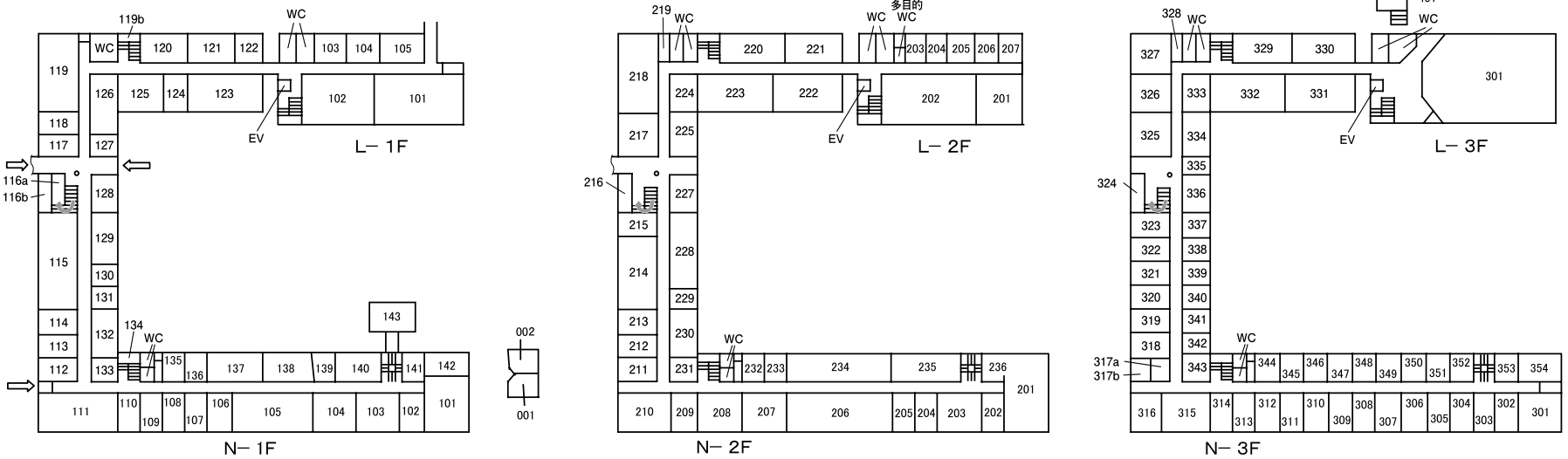

N　自然科学棟

N番号	室名・教員
001	物品庫１
002	物品庫２
101	彫塑実習室
102	美術第１研究室・馬場
103	デザイン実習室
104	植物学実験室
105	生物学大実験室
106	生物飼育室
107	生物学(植物分野)研究室・小山
108	生物学演習室２
109	生物学(動物分野)研究室・奥寺
110	生物学演習室１
111	理科教育実験室
112	学校臨床第２研究室・吉田
113	理科教育第２研究室・安藤
114	理科教育教材飼育室
115	調理実習室・食生活学実験室
116a	印刷室
116b	機械室
117	衣生活学第１演習室
118	衣生活学第１研究室・小松
119	被服実習室・衣生活学実験室
119b	物品庫
120	家庭看護学演習室
121	家庭科教育第１演習室
122	家庭科教育第１研究室・岡田
123	N123 教室
124	家庭看護学研究室
125	家庭看護学実習室
126	家庭科教育第２演習室
127	家庭科教育第２研究室・川邊
128	食生活学研究室・瀬浦
129	食生活学演習室
130	家政教育専修大学院生室
131	理科教育院生室
132	理科教育演習室
133	理科教育実験準備室
134	機械室
135	顕微鏡室
136	生物学試料準備室
137	動物学実験室
138	生物標本室
139	生物標本準備室
140	構成実習室
141	美術大学院生室
142	美術第２研究室・岩永
143	重金属処理施設
201	絵画実習室
202	美術第３研究室・大石
203	デッサン室
204	美術第４研究室
205	美術第５研究室・南部
206	化学大実験室
207	化学第４研究室・齊藤
208	化学第２研究室
209	化学第３研究室・村山
210	化学第１研究室
211	物理学第１研究室・永山
212	物理学第２研究室・田中
213	理科教育第３研究室・高橋(一)
214	物理学第１学生実験室
215	物理学実験準備室
216	物品庫
217	N217 教室
218	N218 教室
219	物品庫
220	N220 教室
221	N221 教室
222	N222 教室
223	N223 教室
224	物理学第２学生実験室
225	理科教育専修大学院生室
227	物理学第３実験室
228	物理学第１演習室
229	物理学第２実験室
230	物理学第１実験室
231	化学測定室
232	化学低温室
233	化学調製室
234	化学学生実験室
235	美術教育演習室
236	版画実習室
301	数学第１演習室
302	数学第１研究室
303	数学第２研究室・齋藤
304	数学第３研究室
305	数学第４研究室・樺沢
306	数学第５研究室・辻栄
307	数学第６研究室・和田
308	数学第７研究室・谷地元
309	数学第８研究室・植田(優)
310	火山岩石学演習室
311	火山岩石学研究室・佐藤(鋭)
312	天文学研究室・関口
313	天文学演習室
314	地学第２実験室
315	地学第１実験室
316	基礎地学実験準備室
317a	地学第１分析室
317b	地学第２分析室
318	地学学生実験室
319	保健体育第５研究室・土橋
320	保健体育第４研究室・高瀬
321	保健体育第３研究室・小谷
322	保健体育第２研究室・板谷
323	保健体育第１研究室
324	サーバー室
325	保健体育第１実験室
326	書道研究室・西川
327	書道実習室
328	物品庫
329	N329 教室
330	N330 教室
331	N331 教室
332	N332 教室
333	書道器具室
334	保健体育第１演習室
335	保健体育専修大学院生室
336	保健体育第２実験室
337	保健体育第２演習室
338	保健体育第３演習室
339	保健体育第４演習室
340	保健体育第５演習室
341	地学院生室
342	岩石学実験室
343	地学標本室
344	天文学実験室
345	ＥＰＭＡ室
346	ＥＰＭＡ準備室
347	数学第９研究室
348	数学第４セミナー室
349	数学第３セミナー室
350	数学器具室
351	数学第２セミナー室
352	数学第１セミナー室
353	数学大学院生室
354	数学第２演習室

L　講義棟

L番号	室名・教員
101	L101 教室
102	L102 教室
103	設備室
104	L104 教室
105	製図室
201	サーバー室
202	L202 教室
203	プログラムアドバイザー研究室・コマシンスキー
204	留学生室
205	英語学第１研究室・井筒
206	研究室
207	物品庫
301	L301 教室
401	エレベータ機械室

G　第1体育館　　M　音楽棟　　W　技術棟

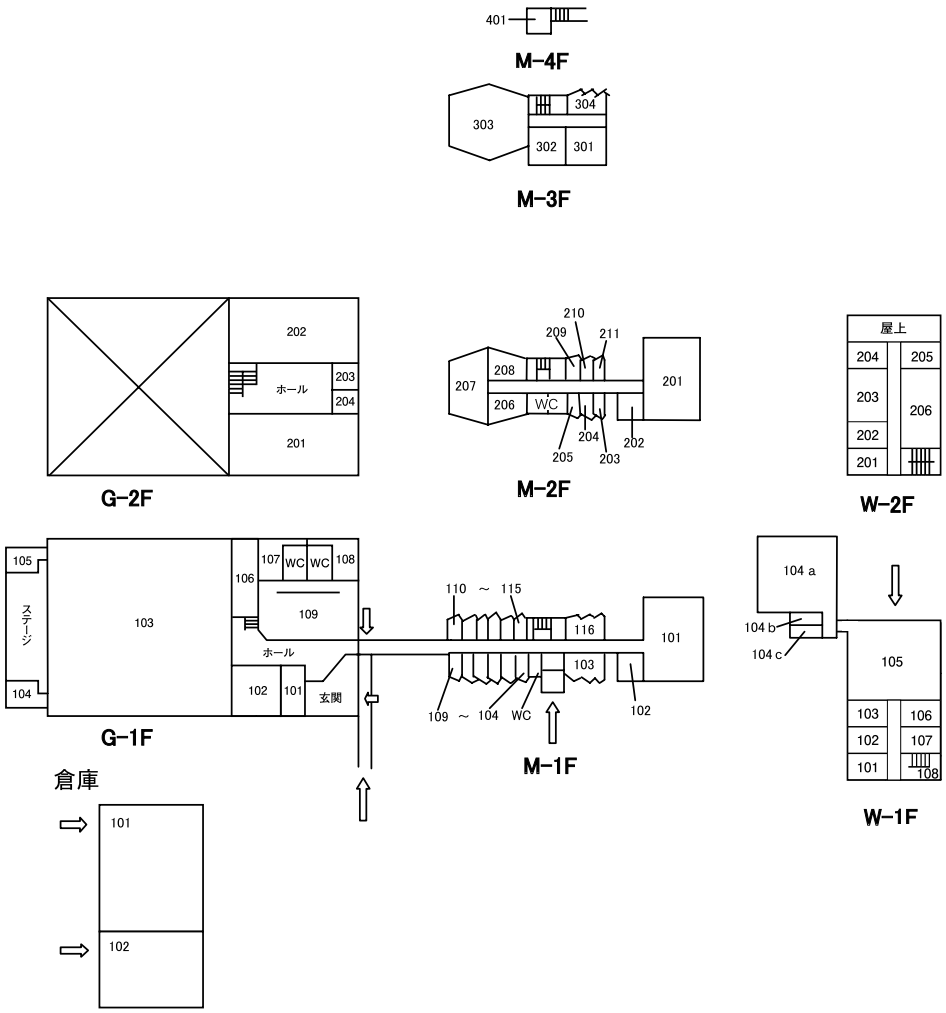

G　第１体育館

G 番号	室名・教員
101	保健体育教員室
102	第１体育器具室
103	アリーナ
104	第２体育器具室
105	第３体育器具室
106	第４体育器具室
107	男子更衣室
108	女子更衣室
109	トレーニング室
201	柔道場
202	剣道場
203	剣道用具室
204	柔道用具室

M　音楽棟

M 番号	室　名・教　員
101	ML 教室
102	音楽第１研究室・芳賀
103	音楽教育大学院生室
104	練習室１
105	練習室２
106	練習室３
107	練習室４
108	練習室５
109	練習室６
110	練習室７
111	練習室８
112	練習室９
113	練習室 10
114	楽器庫
115	機械室
116	アンサンブル室
201	演奏室
202	音楽第２研究室
203	練習室 11
204	練習室 12
205	練習室 13
206	音楽第３研究室・佐藤(淳)
207	音楽第２講義室
208	音楽第４研究室・杉江
209	練習室 14
210	練習室 15
211	練習室 16
301	音楽第５研究室・木村
302	音楽演習室
303	音楽第１講義室
304	音楽第６研究室
401	物品庫

W　技術棟

W 番号	室　名・教　員
101	技術科教育第２演習室
102	機械研究室・渡壁
103	WC
104a	木工実習室
104b	準備室
104c	塗装室
105	ものづくり教材開発センター
106	センター準備室
107	機械演習室
108	設備室
201	技術科教育研究室・勝本
202	技術科教育第１演習室
203	農学研究室・実験室・小泉
204	電気演習室
205	電気研究室
206	電気実験室

倉　庫

番号	室　名・教　員
101	立体造形実習室
102	倉庫

高三校舎図書

E　教育科学棟

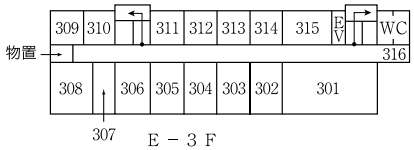

E－３F

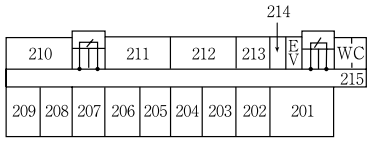

E－２F

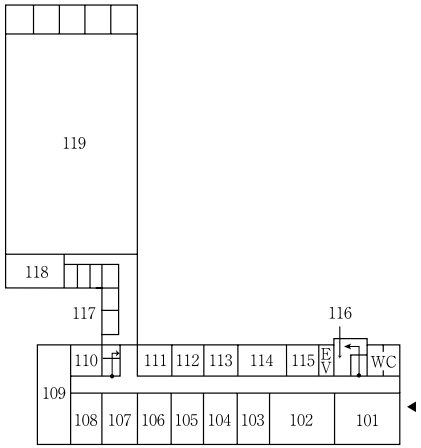

E－１F

P　共通教育棟

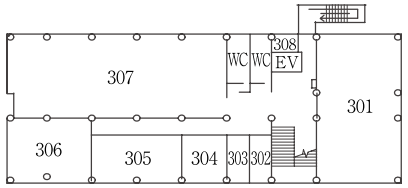

P－３F

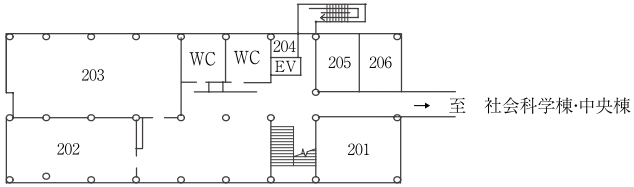

P－２F

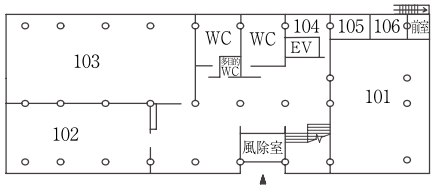

P－１F

CE　陶芸棟

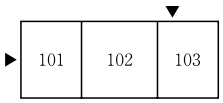

T　仮設講義棟

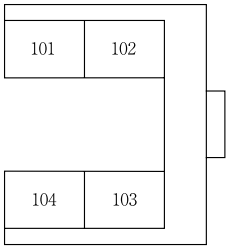

E　教育科学棟

E番号	室　名　・　教　員
101	共同利用スペース
102	造形演習室
103	幼児教育　演習室
104	幼児教育　研究室２・川端
105	幼児教育　研究室１・稲井
106	特別支援教育　研究室３・片桐(正)
107	特別支援教育　研究室２・蔦森
108	特別支援教育　研究室１・萩原
109	特別支援教育　演習室
110	特別支援教育　学習評価室
111	特別支援教育　認知心理評価室
112	特別支援教育　セラピールーム
113	観察室
114	プレイルーム
115	幼児教育　資料室
116	設備室
117	音楽個人練習室
118	共同演習室
119	体育館
201	教育発達専攻　共同演習室
202	教育学　研究室６・古川
203	教育学　研究室５・高橋(均)
204	教育学　研究室４・白岩
205	教育学　研究室３・水野
206	教育学　研究室２・山崎
207	教育学　研究室１・黒谷
208	教職大学院　研究室２・北村
209	教職大学院　研究室１・藤森
210	教育学　演習室１
211	教育学　演習室２
212	教育学　演習室３
213	教育学　研究室７・山中
214	印刷室
215	ロッカールーム
301	講義室
302	学校臨床心理専攻　院生室
303	教職大学院　研究室３
304	教育心理学　研究室３・宮崎
305	教育心理学　研究室２・懸田
306	教育心理学　研究室１・久能
307	行動観察室
308	集団面接室
309	個別面接室１
310	個別面接室２
311	教育心理学　検査室
312	教育心理学　実験室１
313	教育心理学　実験室２
314	教育心理学　実験室３
315	教育心理学　演習室
316	ロッカールーム

P　共通教育棟

P番号	室　名・教　員
101	P101 教室
102	P102 教室
103	P103 教室
104	物品庫
105	電気室
106	機械室
201	キャリアセンター
202	P202 教室
203	P203 教室
204	物品庫
205	学習支援員室
206	印刷室
301	教職大学院室
302	(教職大学院)
303	給湯室
304	教職大学院　研究室４・永浦
305	教職大学院　研究室５・木下
306	学生なんでも相談室
307	第１会議室
308	物品庫

CE　陶芸棟

CE番号	室　名・教　員
101	焼成室
102	施ゆう室
103	成形室

T　仮設講義棟

T番号	室　名・教　員
101	T 101 教室
102	T 102 教室
103	T 103 教室
104	T 104 教室

F　福利厚生施設

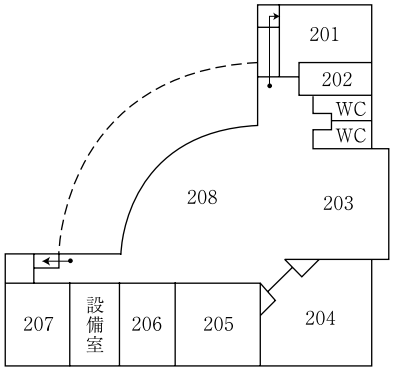

F－２F

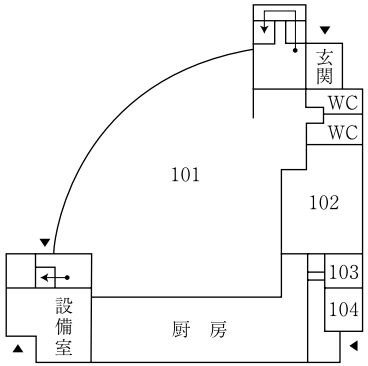

F－１F

K　課外活動施設

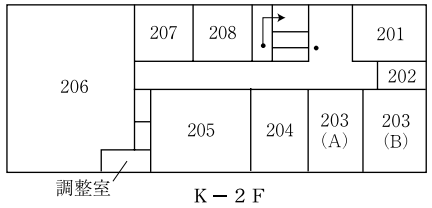

K－２F

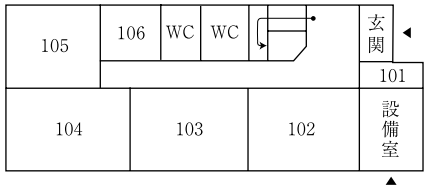

K－１F

F　福利厚生施設　　K　課外活動施設

F番号	室　名・教　員	K番号	室　名・教　員
101	食　堂	101	管理事務室
102	売　店	102	文化系サークル共用室
103	休憩室	103	文化系サークル共用室
104	食品庫	104	体育系サークル共用室
		105	練　習　室（２）
201	史料室	106	文化系サークル共用室
202	大学生協事務室		
203	談話コーナー	201	和　室
204	映写・音楽室	202	暗　室
205	談話室（１）	203	ミーティング室（A）（B）
206	談話室（２）	204	製作作業室
207	談話室（職員）	205	文化系サークル器具庫
208	談話コーナー	206	練習室（１）
		207	印刷室
		208	物品管理調整室

高三校舎図書館

北海道教育大学釧路校配置図

釧路校校内図①

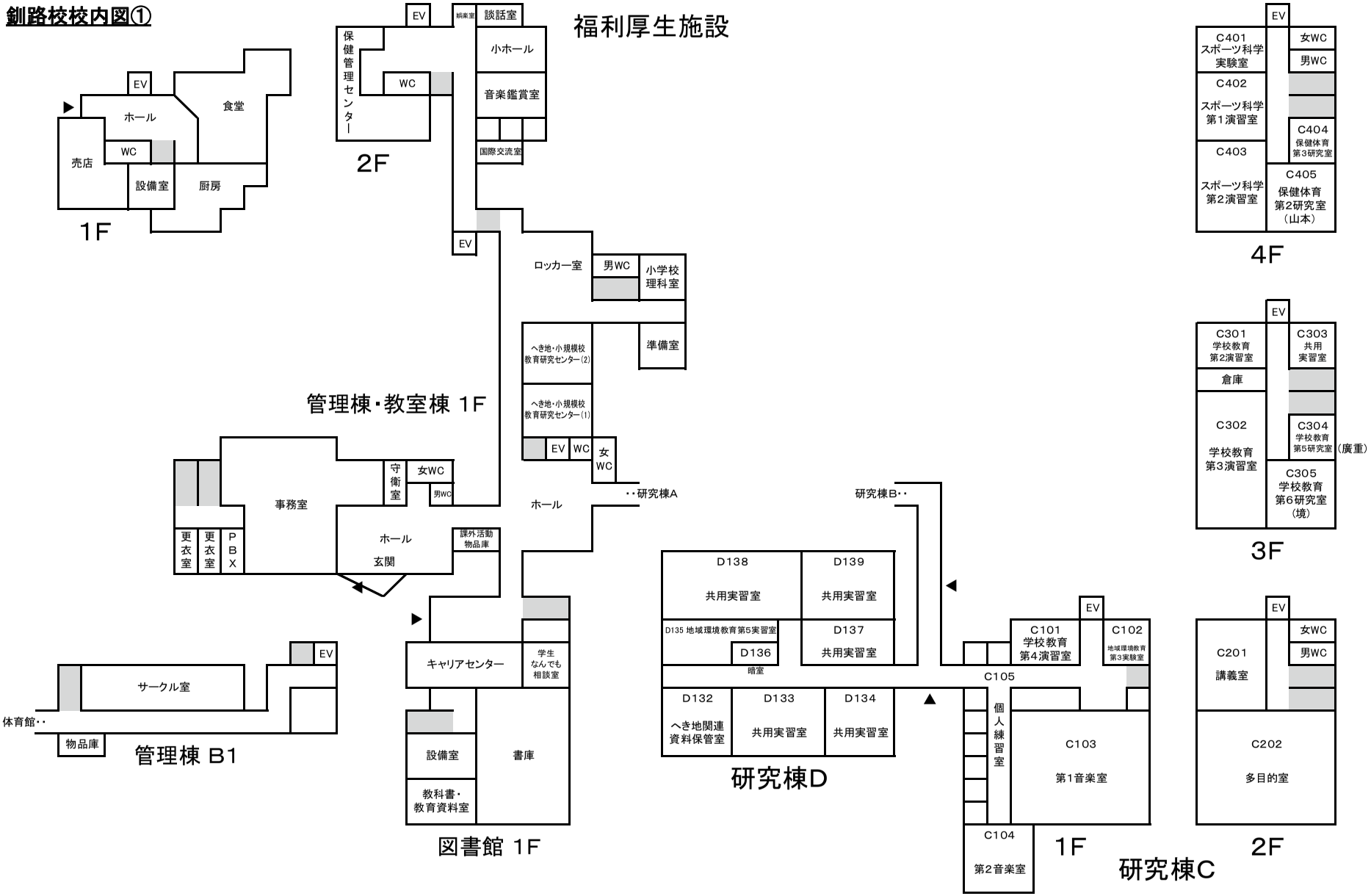

釧路校校内図②

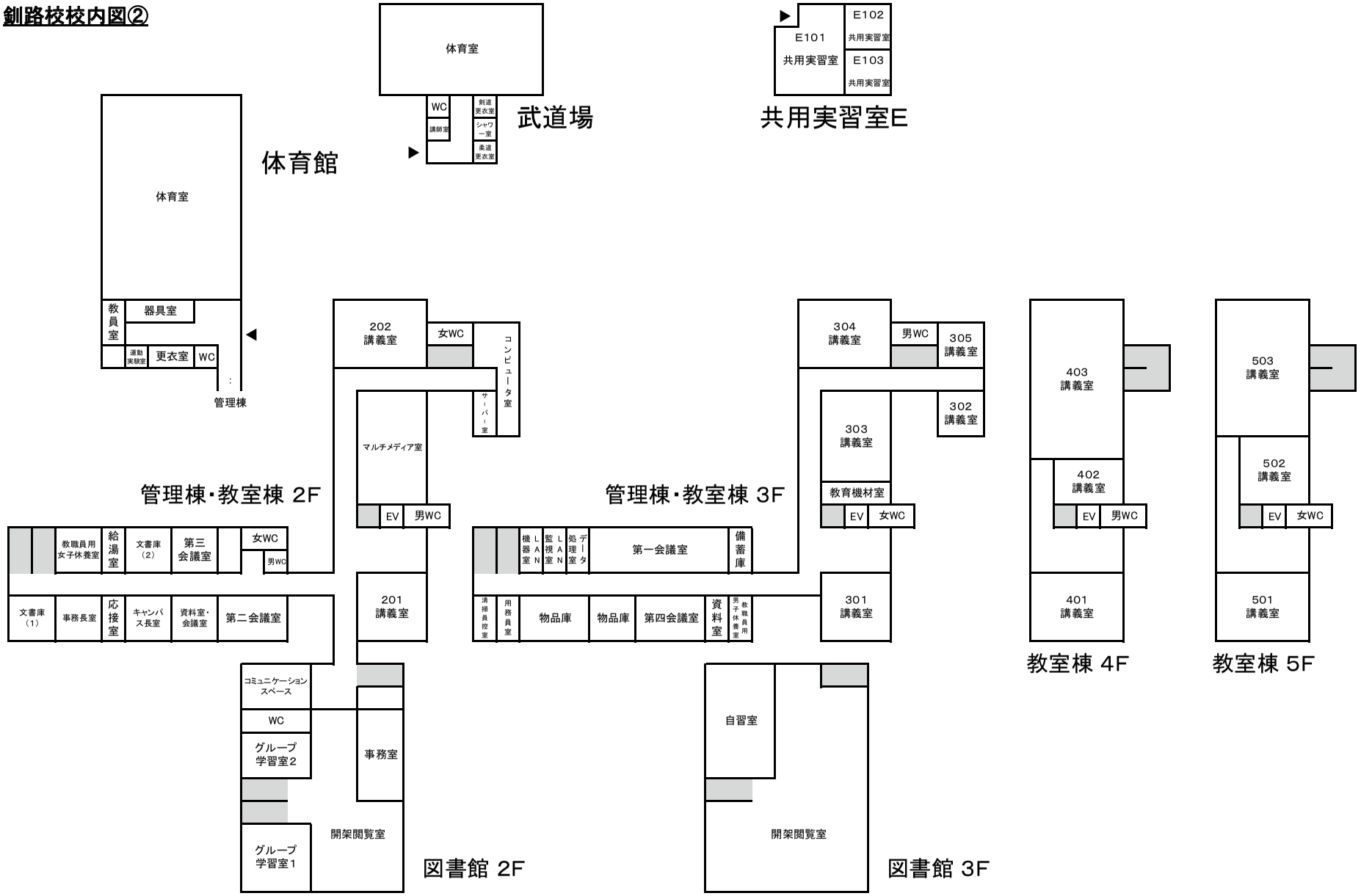

釧路校校内図

釧路校校内図③

研究棟A

1F

A104	A105	A106	A107	A108	A109
設備室	共用演習室	発達教育 第1演習室	発達教育 第1実験室	発達教育 第2実験室	学校臨床心理 実験室

教室棟・・　　・・研究棟B

ホール　EV　女WC　男WC

風除室	A101	A102	WC		A103
	教員 印刷室 （1）	教員 印刷室 （2）		コミュニケーションスペース	非常勤講師室

2F

A209	A210	A211	A212	A213	A214	A215
発達教育 第2演習室	発達教育 第3演習室	数学第2 セミナー室	共用 演習室	共用 演習室	共用 演習室	共用 演習室

学生支援コーディネーター室　EV　女WC　男WC

A201	A202	A203	A204	A205	A206	A207	A208
学校教育 第1研究室 （玉井康）	教職大学院 第3研究室 （鈴木）	発達教育 第1研究室 （木戸口）	発達教育 第2研究室 （小野川）	発達教育 第3研究室 （戸田）	発達教育 第4研究室 （浅井）	発達教育 第5研究室 （半澤）	発達教育 第7研究室 （田中）

3F

A309	A310	A311	A312　A313
地域環境教育 第1実習室	地域環境教育 第2実習室	地域環境教育 第3実習室	学校教育 第1演習室

課外活動物品庫　EV　女WC　男WC

A301	A302	A303	A304	A305	A306	A307	A308
学校教育 第3研究室 （川前）	保健体育 第1研究室 （越川）	研究室 （星）	学校教育 第2研究室 （小野）	地域環境 教育 第1研究室 （宮前）	研究室	研究室	学校教育 第4研究室 （楜澤）

4F

A409	A410	A411	A412	A413	A414
社会第1演習室	社会第2 演習室	社会第3 演習室	社会第4演習室	社会第5演習室	社会科共同 演習室

教職員用休憩室　EV　女WC　男WC

A401	A402	A403	A404	A405	A406	A407	A408
社会第1 研究室 （酒井）	教職大学院 第6研究室 （安井）	社会第2 研究室 （浅利）	社会第3 研究室 （玉井慎）	社会第4 研究室 （山元）	社会第5 研究室 （高﨑）	社会第6 研究室 （中村）	社会第7 研究室 （秋山）

5F

A509	A510	A511	A512	A513	A514
英語第1演習室	英語第2 演習室	英語第3演習室	英語第4 演習室	国語第1演習室	国語第2演習室

教職員用休憩室　EV　女WC　男WC

A501	A502	A503	A504	A505	A506	A507	A508
教職大学院 第7研究室 （小澤）	英語第1 研究室 （砂川）	研究室	英語第3 研究室 （ｶﾈﾌﾗｰ）	英語第4 研究室 （鈴木）	英語第5 研究室 （椙本）	研究室	社会第8 研究室 （遠藤）

6F

A609	準備室	A611	A612	A613	A614
食物学実験室	A610 天秤室	調理学実習室	家庭科 演習室	家庭科教育演習室	地域環境 教育 第3演習室

教職員用休憩室　EV　女WC　男WC

A601	A602	A603	A604	A605	A606	A607	A608
発達教育 第6研究室 （小淵）	研究室	家庭科第1 研究室 （鎌田）	生物学 研究室 （川西）	家庭科第2 研究室 （土岐）	地域環境 教育 第4研究室 （野村）	ESD推進 センター	地域環境 教育 第5研究室 （小林）

7F

A709	A710	A711
共用実習室	アトリエ	書道実習室

展望ラウンジ　EV　女WC　男WC

A701	A702	A703	A704	A705	A706	A707	A708
国語第3 演習室	美術第2 研究室 （佐々木）	美術第3 研究室 （福江）	研究室	国語学 研究室 （久田）	国語科教育 第1研究室 （佐野）	漢文学 研究室 （吉田）	古典文学 研究室 （関谷）

釧路校校内図④

研究棟B

1F

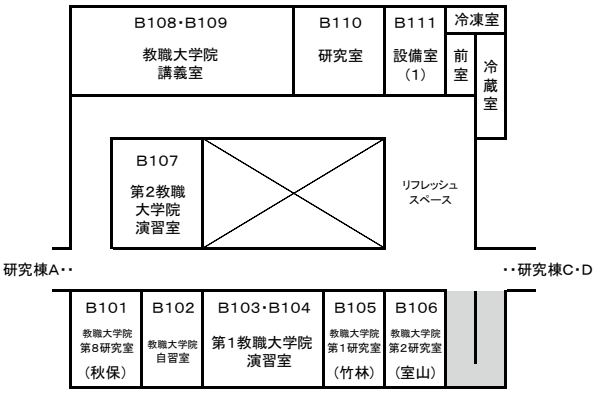

2F

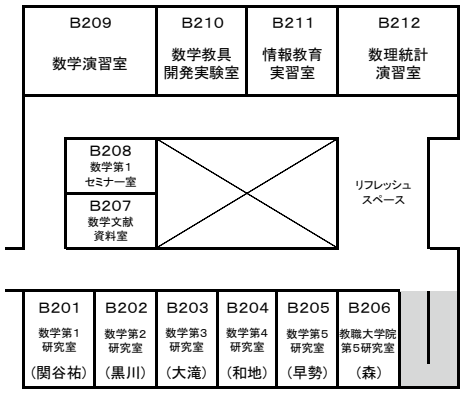

3F

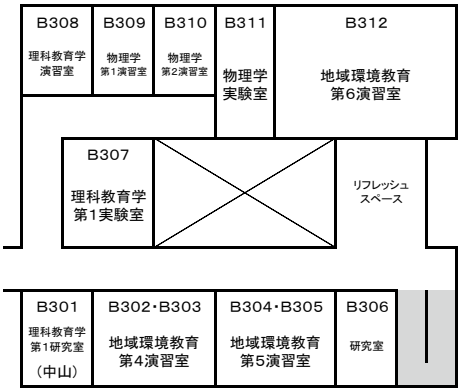

4F

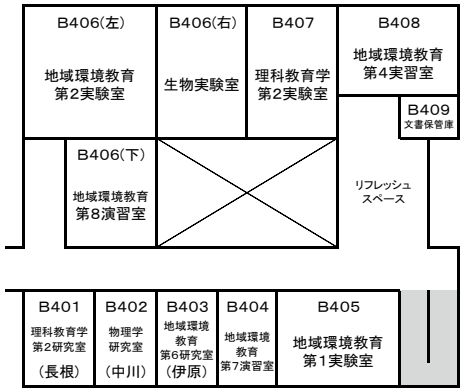

5F

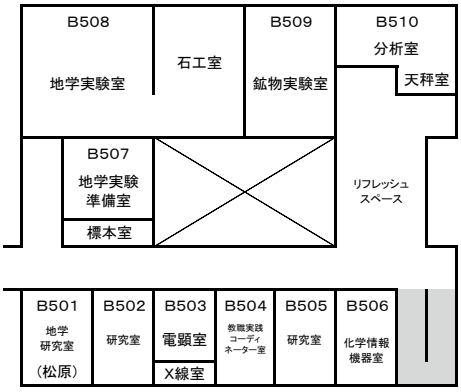

6F

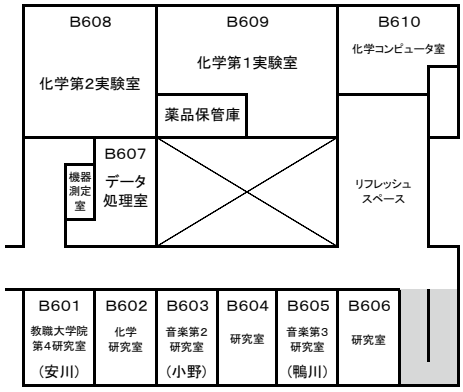

7F

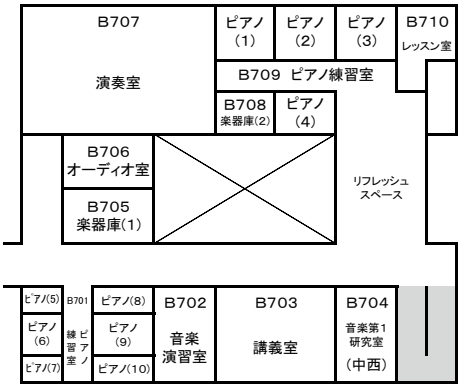

8F

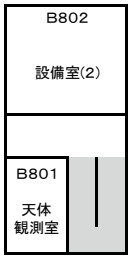

釧路校配置図

北海道教育大学函館校配置図

（１）校　内　配　置　図

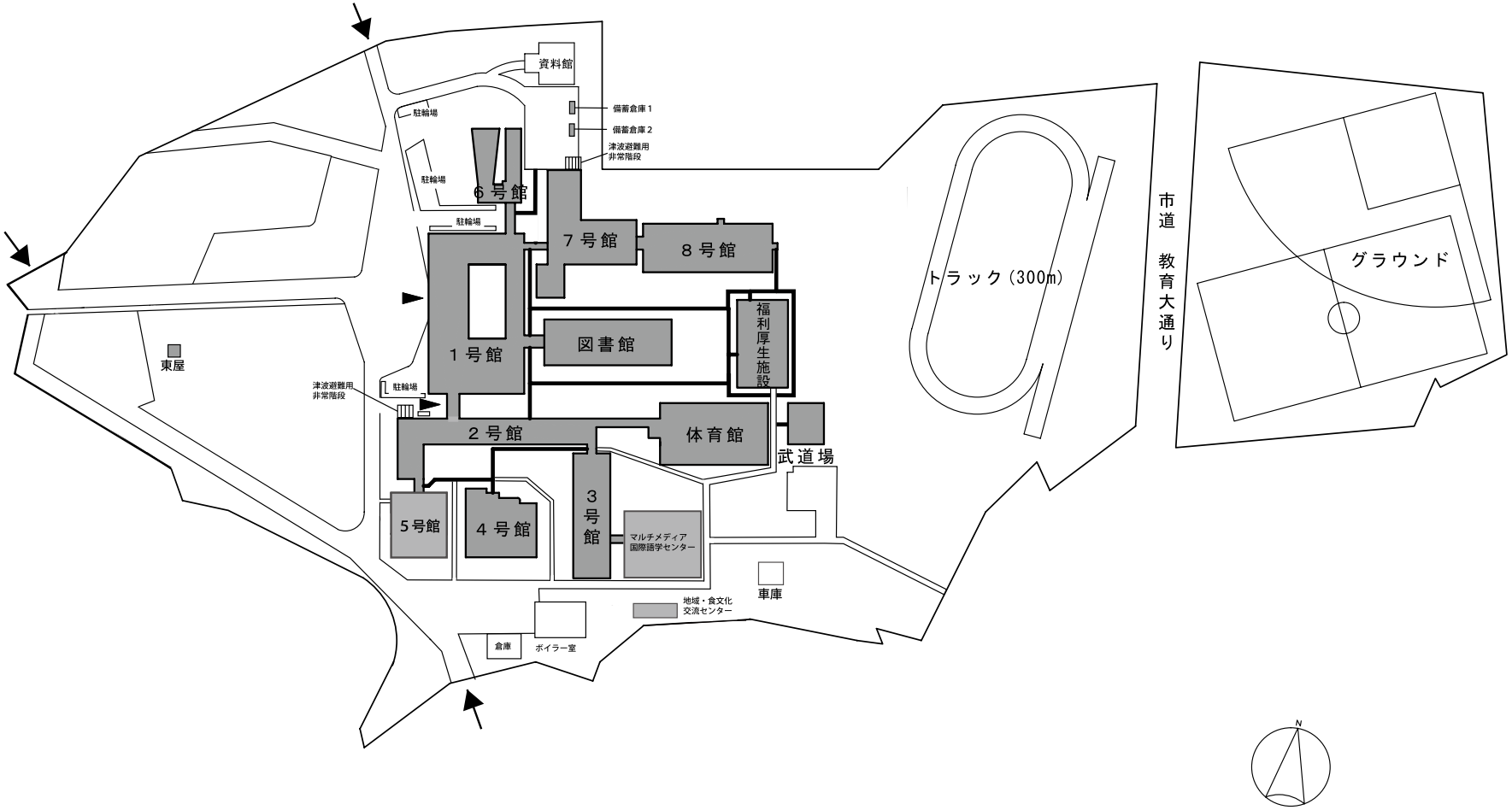

（２）校内平面図

１　号　館

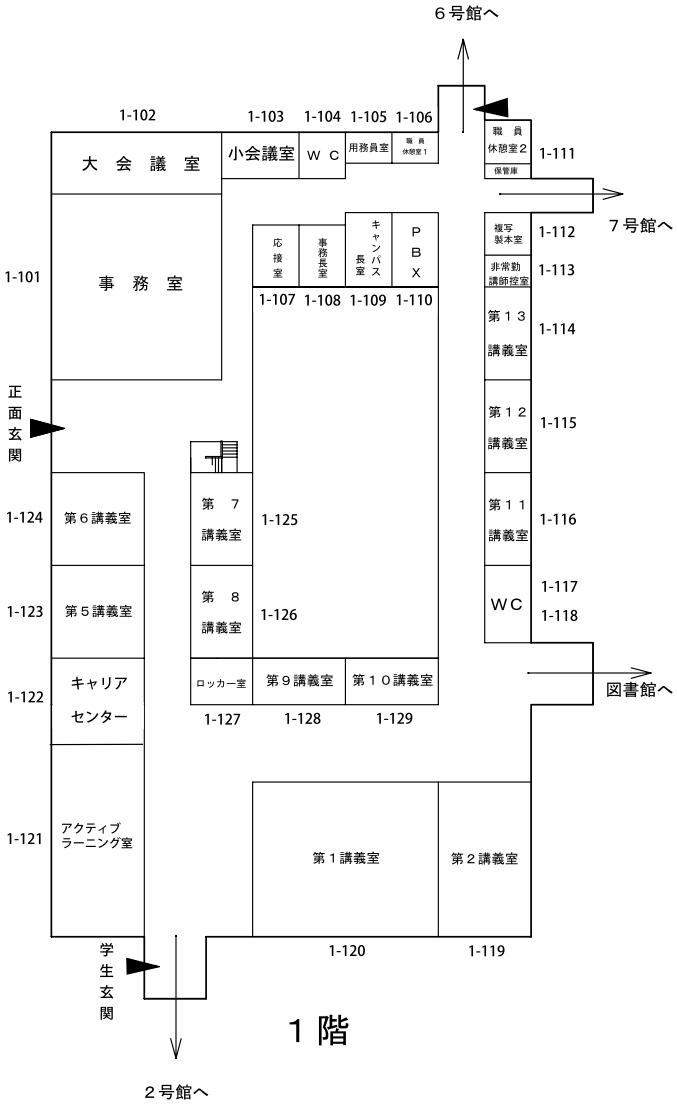
６号館へ
７号館へ
図書館へ
２号館へ
正面玄関
学生玄関
1-101 事務室
1-102 大会議室
1-103 小会議室
1-104 ＷＣ
1-105 用務員室
1-106 職員休憩室１
職員休憩室２ 1-111
保管庫
1-107 応接室
1-108 事務長室
1-109 キャンパス長室
1-110 ＰＢＸ
複写製本室 1-112
非常勤講師控室 1-113
第１３講義室 1-114
第１２講義室 1-115
第１１講義室 1-116
ＷＣ 1-117 1-118
1-124 第６講義室
1-123 第５講義室
1-122 キャリアセンター
1-121 アクティブラーニング室
1-125 第７講義室
1-126 第８講義室
1-127 ロッカー室
1-128 第９講義室
1-129 第１０講義室
1-120 第１講義室
1-119 第２講義室
１階

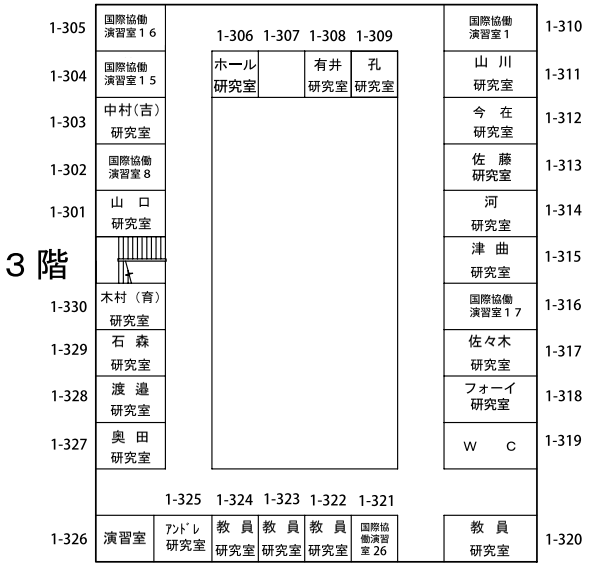
３階
1-305 国際協働演習室１６
1-304 国際協働演習室１５
1-303 中村（吉）研究室
1-302 国際協働演習室８
1-301 山口研究室
1-330 木村（育）研究室
1-329 石森研究室
1-328 渡邉研究室
1-327 奥田研究室
1-306 ホール研究室
1-307
1-308 有井研究室
1-309 孔研究室
1-310 国際協働演習室１
1-311 山川研究室
1-312 今在研究室
1-313 佐藤研究室
1-314 河研究室
1-315 津曲研究室
1-316 国際協働演習室１７
1-317 佐々木研究室
1-318 フォーイ研究室
1-319 ＷＣ
1-326 演習室
1-325 ｱﾝﾄﾞﾚ研究室
1-324 教員研究室
1-323 教員研究室
1-322 教員研究室
1-321 国際協働演習室２６
1-320 教員研究室

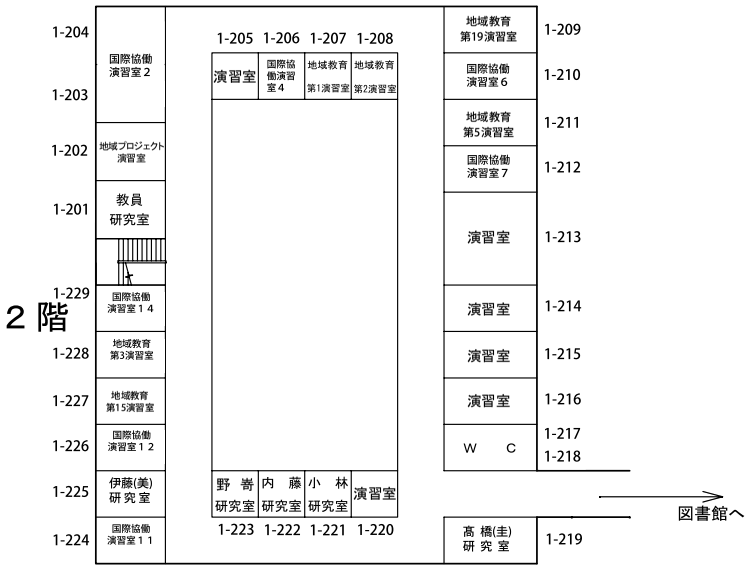
２階
1-204 国際協働演習室２
1-203
1-202 地域プロジェクト演習室
1-201 教員研究室
1-229 国際協働演習室１４
1-228 地域教育第3演習室
1-227 地域教育第15演習室
1-226 国際協働演習室１２
1-225 伊藤(美)研究室
1-224 国際協働演習室１１
1-205 演習室
1-206 国際協働演習室４
1-207 地域教育第1演習室
1-208 地域教育第2演習室
1-223 野嵜研究室
1-222 内藤研究室
1-221 小林研究室
1-220 演習室
1-209 地域教育第19演習室
1-210 国際協働演習室６
1-211 地域教育第5演習室
1-212 国際協働演習室７
1-213 演習室
1-214 演習室
1-215 演習室
1-216 演習室
1-217 1-218 ＷＣ
1-219 髙橋(圭)研究室
図書館へ

2　号　館

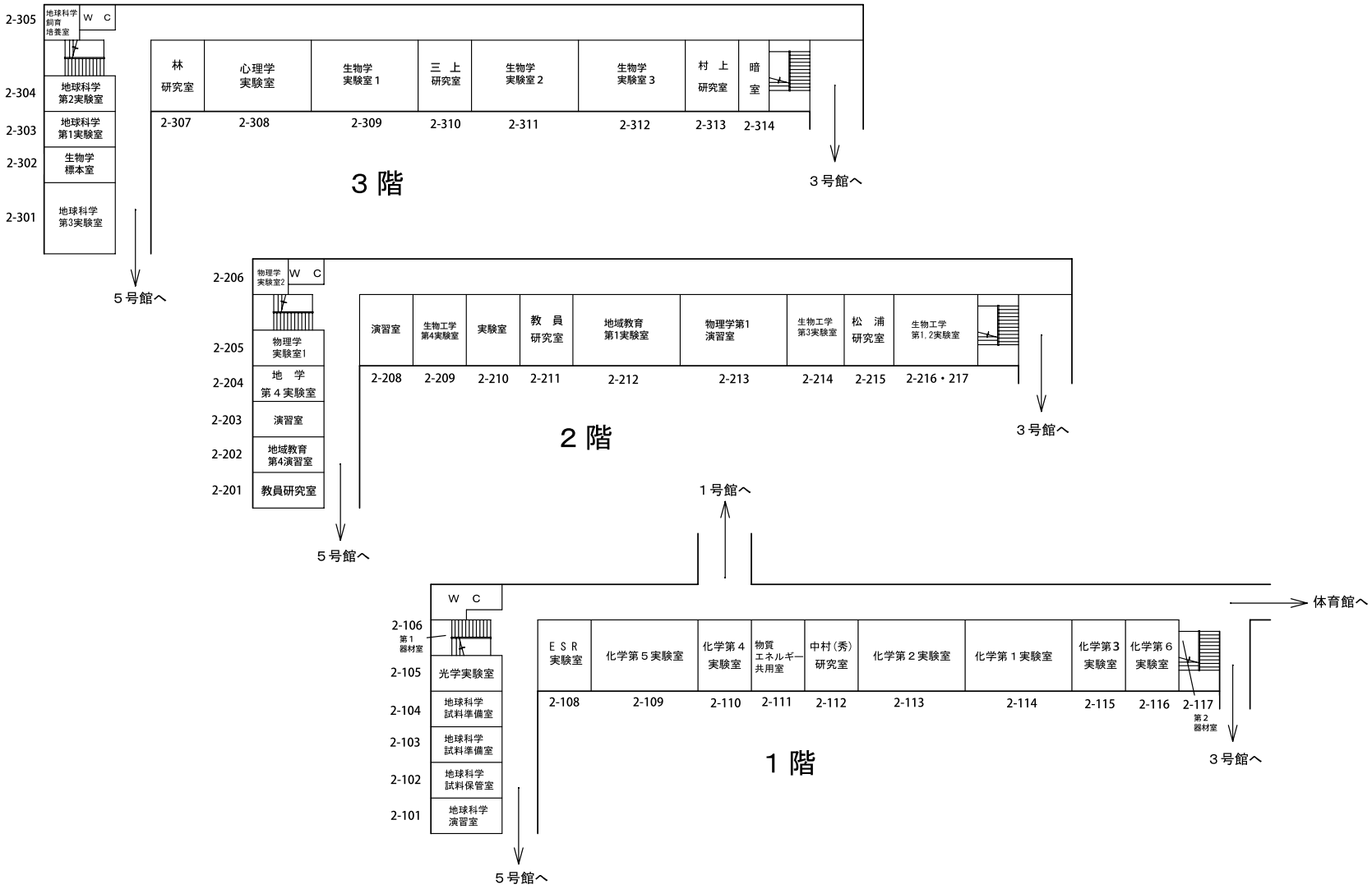
2-305
地球科学飼育培養室
W C
2-304
地球科学第2実験室
2-303
地球科学第1実験室
2-302
生物学標本室
2-301
地球科学第3実験室
林研究室
心理学実験室
生物学実験室1
三上研究室
生物学実験室2
生物学実験室3
村上研究室
暗室
2-307
2-308
2-309
2-310
2-311
2-312
2-313
2-314
3階
3号館へ
5号館へ
2-206
物理学実験室2
W C
2-205
物理学実験室1
2-204
地学第4実験室
2-203
演習室
2-202
地域教育第4演習室
2-201
教員研究室
演習室
生物工学第4実験室
実験室
教員研究室
地域教育第1実験室
物理学第1演習室
生物工学第3実験室
松浦研究室
生物工学第1, 2実験室
2-208
2-209
2-210
2-211
2-212
2-213
2-214
2-215
2-216・217
2階
3号館へ
5号館へ
1号館へ
体育館へ
W C
2-106
第1器材室
2-105
光学実験室
2-104
地球科学試料準備室
2-103
地球科学試料準備室
2-102
地球科学試料保管室
2-101
地球科学演習室
ESR実験室
化学第5実験室
化学第4実験室
物質エネルギー共用室
中村(秀)研究室
化学第2実験室
化学第1実験室
化学第3実験室
化学第6実験室
2-108
2-109
2-110
2-111
2-112
2-113
2-114
2-115
2-116
2-117
第2器材室
1階
3号館へ
5号館へ

３　号　館

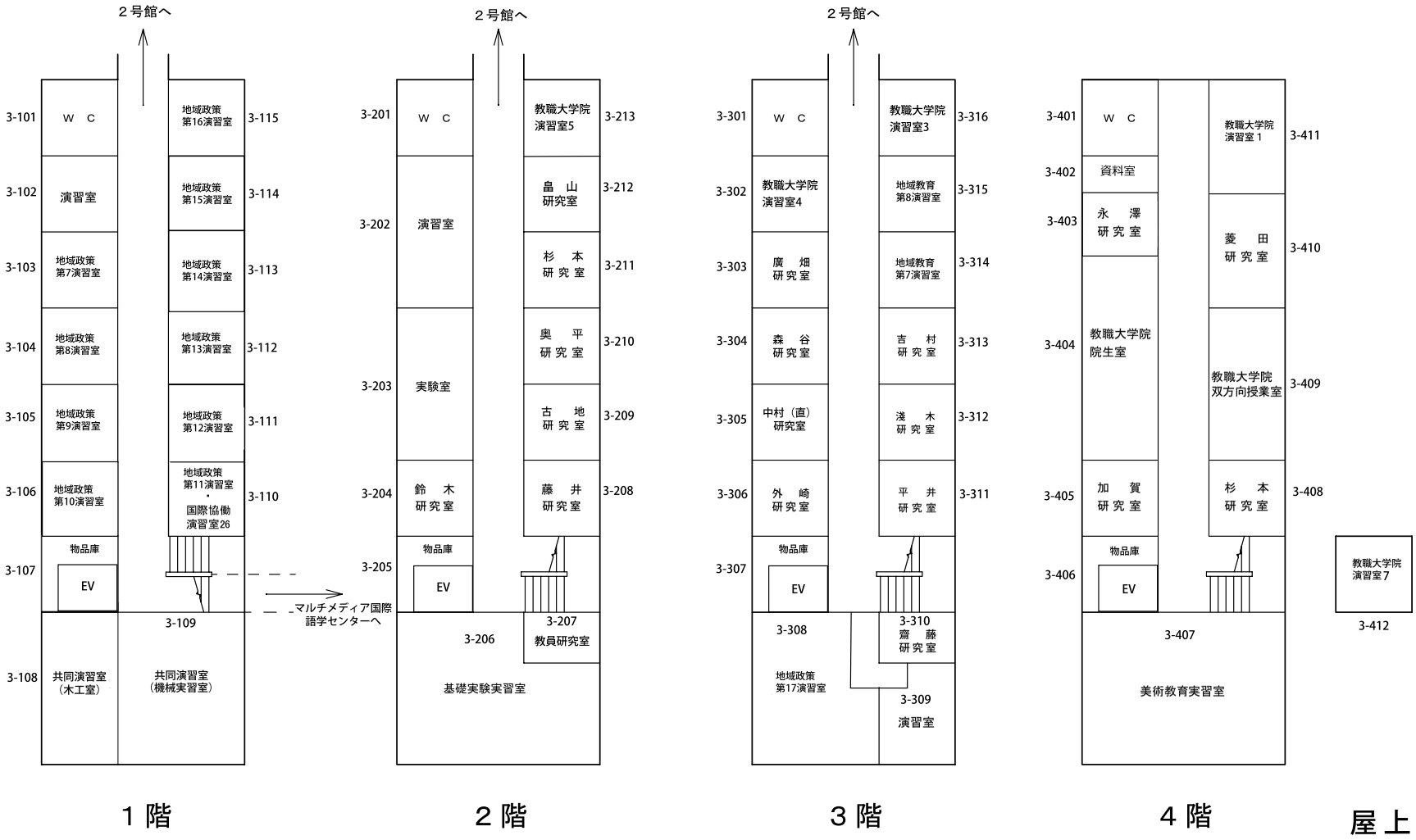
２号館へ
3-101 ＷＣ
3-102 演習室
3-103 地域政策 第7演習室
3-104 地域政策 第8演習室
3-105 地域政策 第9演習室
3-106 地域政策 第10演習室
物品庫
3-107 EV
3-108 共同演習室（木工室）
3-109 共同演習室（機械実習室）
3-110 地域政策 第11演習室・国際協働 演習室26
3-111 地域政策 第12演習室
3-112 地域政策 第13演習室
3-113 地域政策 第14演習室
3-114 地域政策 第15演習室
3-115 地域政策 第16演習室
マルチメディア国際語学センターへ
２号館へ
3-201 ＷＣ
3-202 演習室
3-203 実験室
3-204 鈴木 研究室
物品庫
3-205 EV
3-206 基礎実験実習室
3-207 教員研究室
3-208 藤井 研究室
3-209 古地 研究室
3-210 奥平 研究室
3-211 杉本 研究室
3-212 畠山 研究室
3-213 教職大学院 演習室5
２号館へ
3-301 ＷＣ
3-302 教職大学院 演習室4
3-303 廣畑 研究室
3-304 森谷 研究室
3-305 中村（直）研究室
3-306 外崎 研究室
物品庫
3-307 EV
3-308 地域政策 第17演習室
3-309 演習室
3-310 齋藤 研究室
3-311 平井 研究室
3-312 淺木 研究室
3-313 吉村 研究室
3-314 地域教育 第7演習室
3-315 地域教育 第8演習室
3-316 教職大学院 演習室3
3-401 ＷＣ
3-402 資料室
3-403 永澤 研究室
3-404 教職大学院 院生室
3-405 加賀 研究室
物品庫
3-406 EV
3-407 美術教育実習室
3-408 杉本 研究室
3-409 教職大学院 双方向授業室
3-410 菱田 研究室
3-411 教職大学院 演習室１
教職大学院 演習室7
3-412
１階
２階
３階
４階
屋上

図書教育館

４　号　館

２階

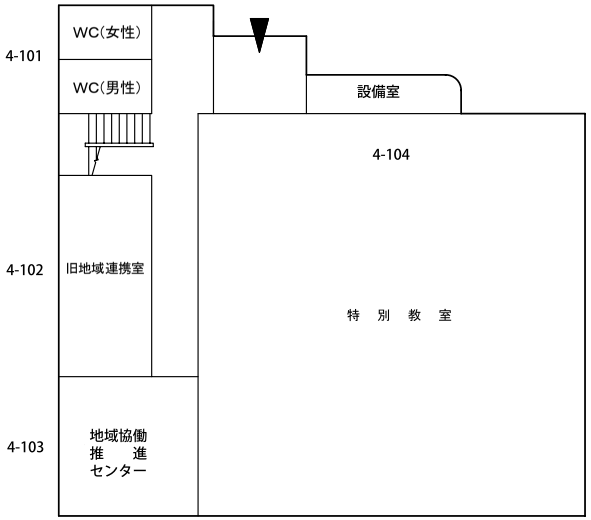

１階

５　号　館

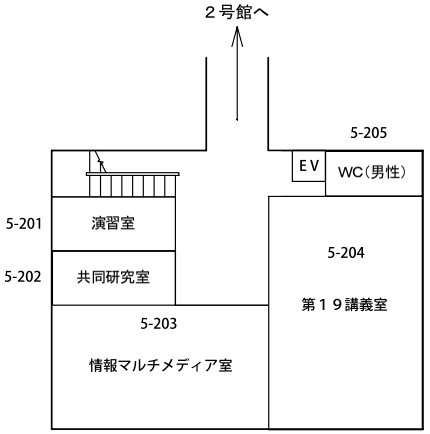

２階

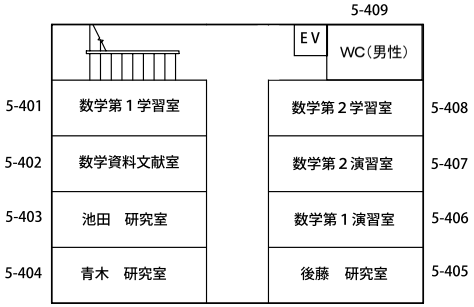

４階

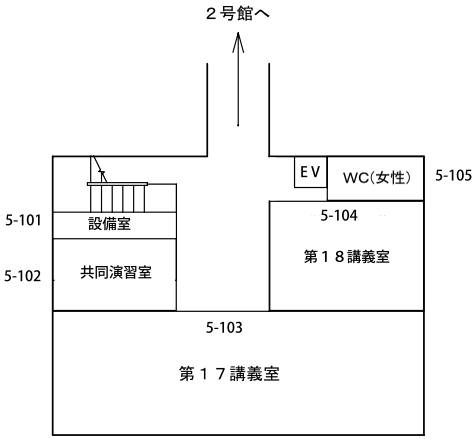

１階

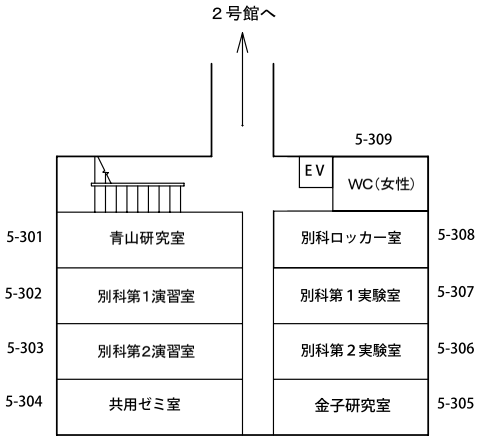

３階

6　号　館

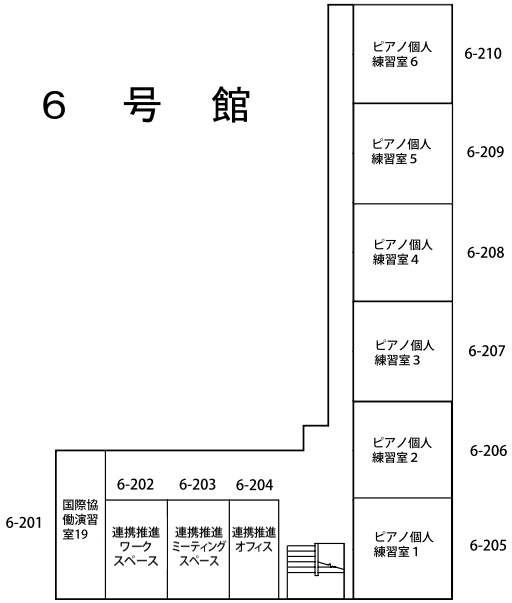

２階

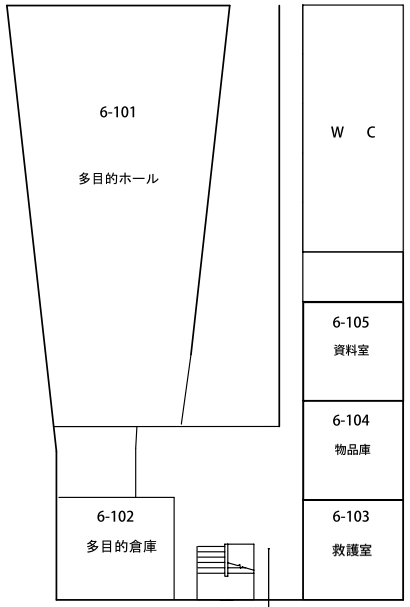

１階

7　号　館

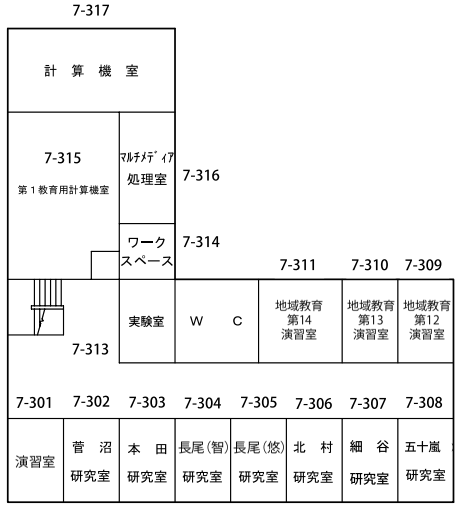

３階

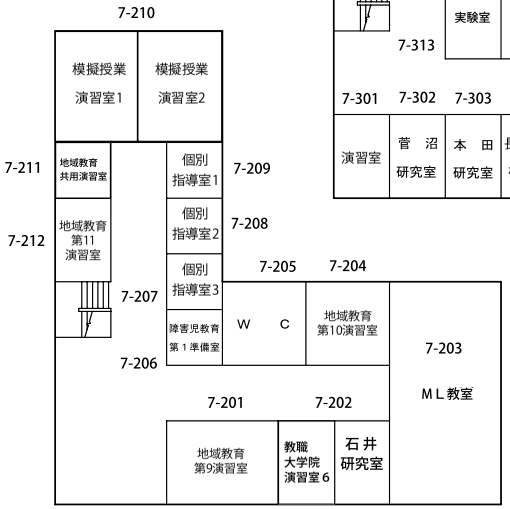

２階

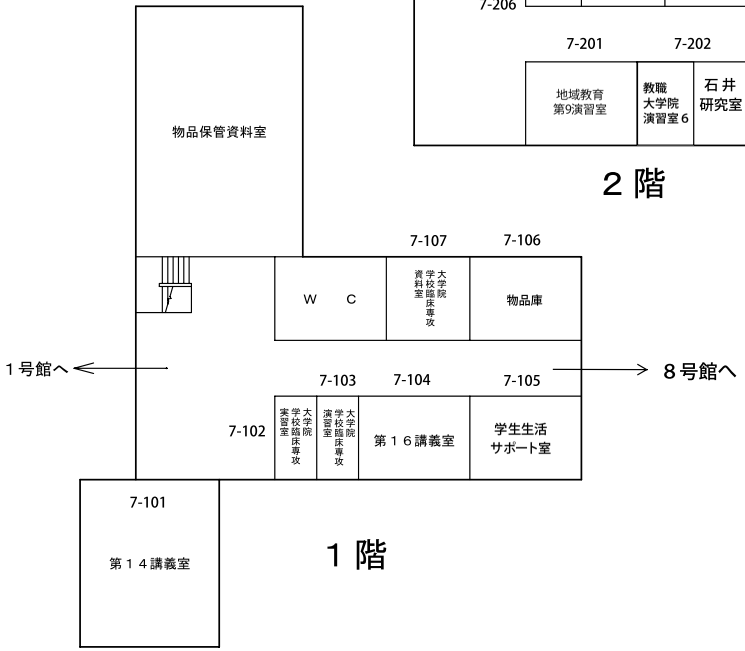

１階

図書館配置図

8　号　館

３階

２階

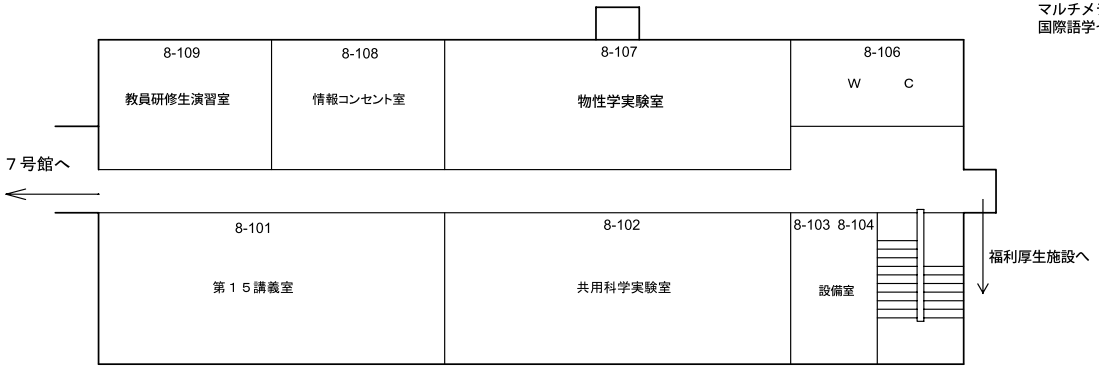

１階

マルチメディア国際語学センター

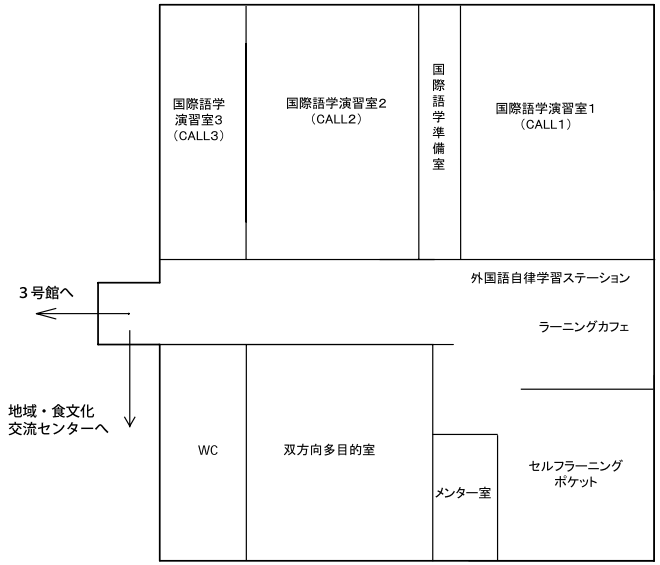

地域・食文化交流センター

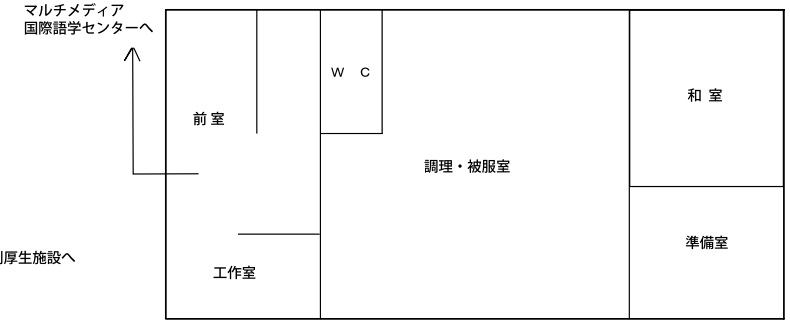

図　書　館

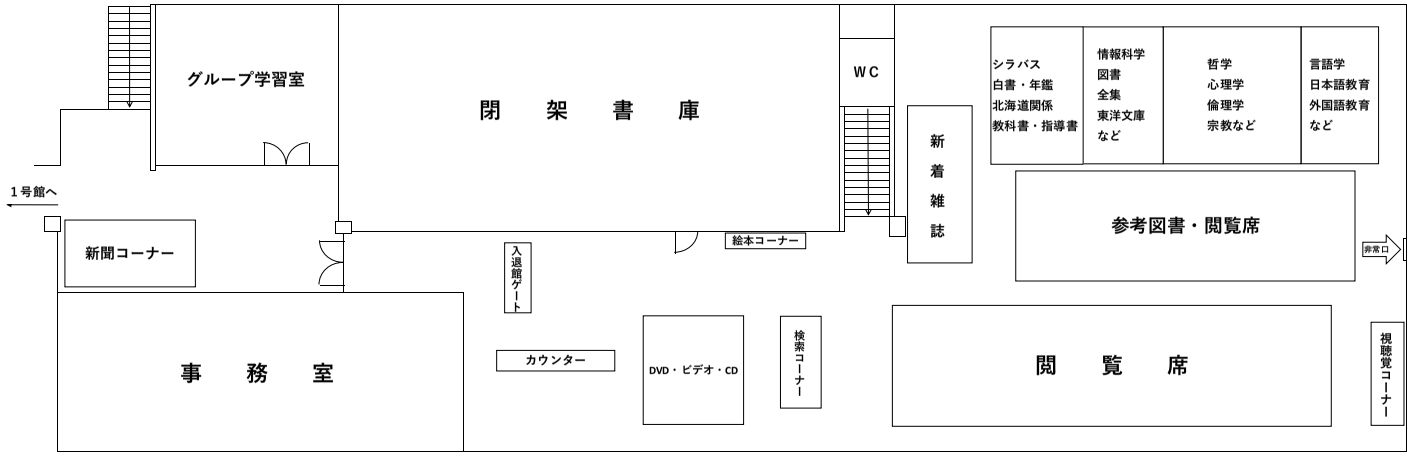
グループ学習室
閉　架　書　庫
WC
シラバス
白書・年鑑
北海道関係
教科書・指導書
情報科学
図書
全集
東洋文庫
など
哲学
心理学
倫理学
宗教など
言語学
日本語教育
外国語教育
など
新着雑誌
参考図書・閲覧席
非常口
1号館へ
新聞コーナー
入退館ゲート
絵本コーナー
事　務　室
カウンター
DVD・ビデオ・CD
検索コーナー
閲　覧　席
視聴覚コーナー

2階

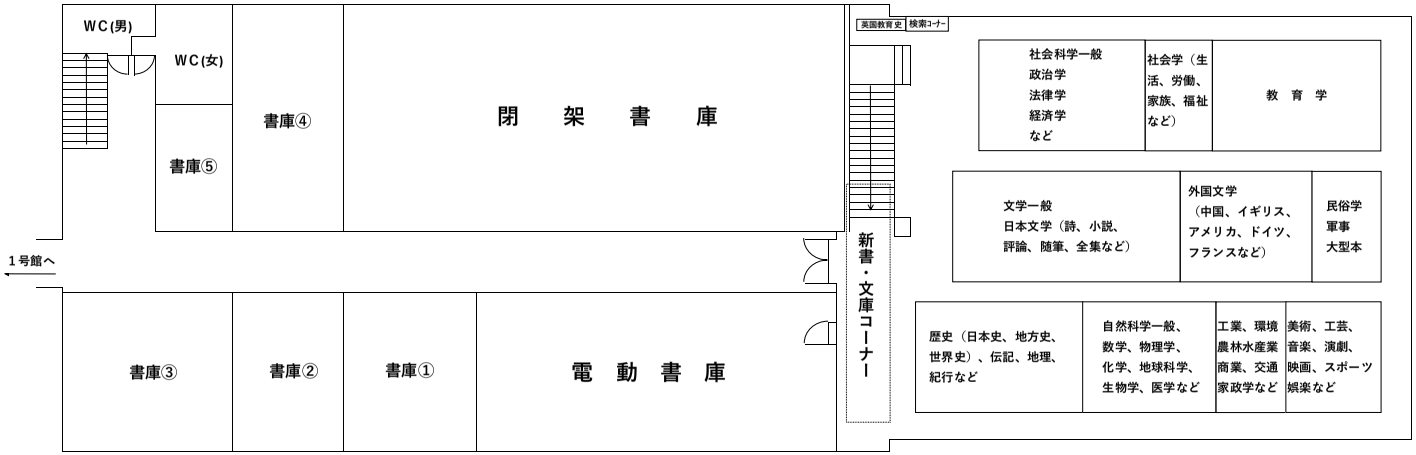
WC(男)
WC(女)
書庫④
書庫⑤
閉　架　書　庫
英国教育史
検索コーナー
社会科学一般
政治学
法律学
経済学
など
社会学（生活、労働、家族、福祉など）
教　育　学
文学一般
日本文学（詩、小説、評論、随筆、全集など）
外国文学
（中国、イギリス、アメリカ、ドイツ、フランスなど）
民俗学
軍事
大型本
1号館へ
新書・文庫コーナー
書庫③
書庫②
書庫①
電　動　書　庫
歴史（日本史、地方史、世界史）、伝記、地理、紀行など
自然科学一般、数学、物理学、化学、地球科学、生物学、医学など
工業、環境
農林水産業
商業、交通
家政学など
美術、工芸、音楽、演劇、映画、スポーツ娯楽など

1階

福利厚生施設

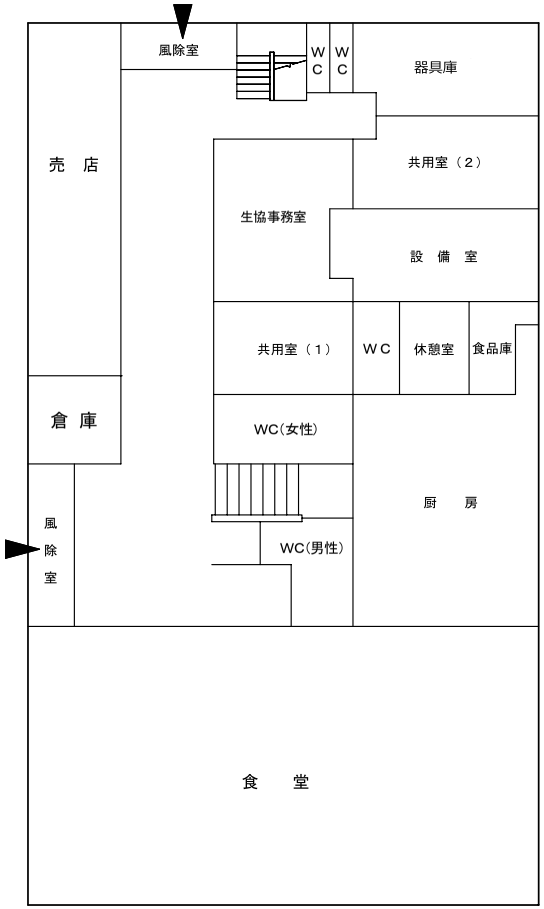

１階

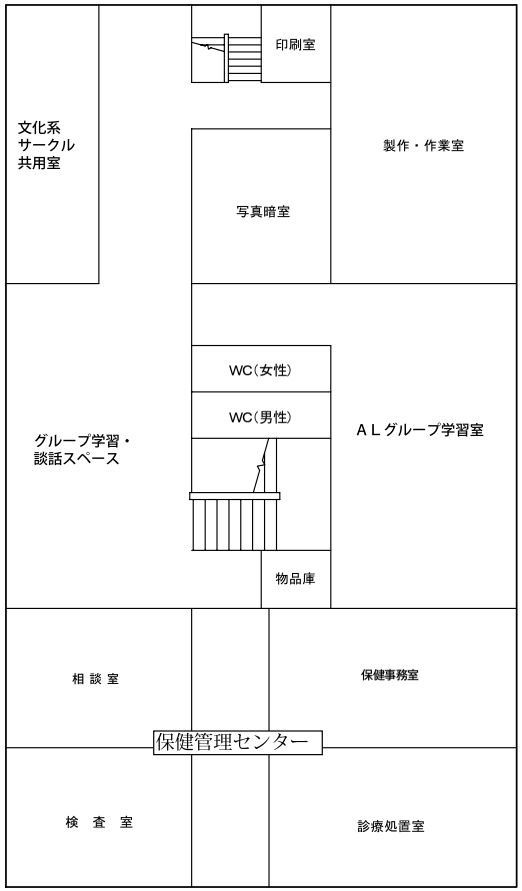

２階

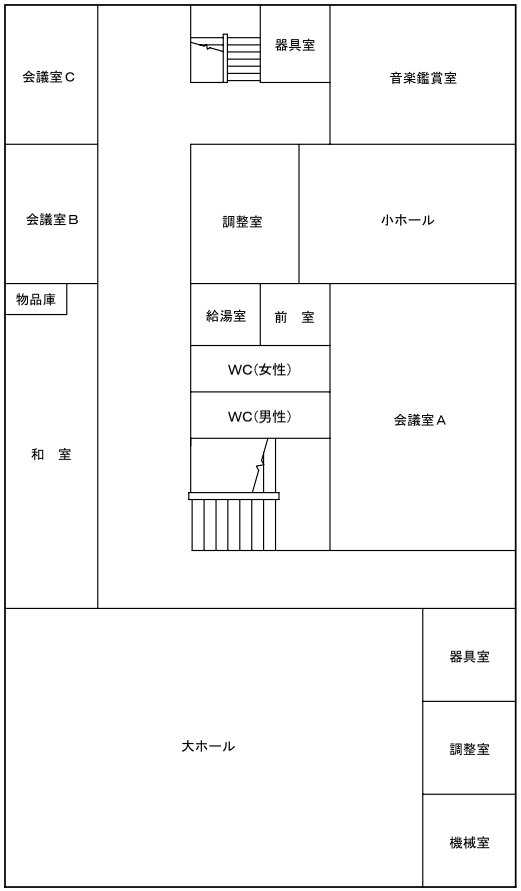

３階

hue